



●編集委員会

〈委員長〉

松本哲郎（市原市立中央図書館）

〈委員〉

青柳英治（明治大学文学部）

岩永知子（相模原市立図書館）

中村保彦（元文教大学図書館）

長谷川優子（元埼玉県立図書館）

宮原柔太郎（日本体育大学図書館）

米山 薫（多摩市立図書館）

＊

●事務局スタッフ

秦 秀文・川下美佐子・星川智隆

●今月の表紙

足立区立郷土博物館所蔵

「神功皇后釣猫、難波池」

月岡芳年画

〈足立区立郷土博物館収蔵資料データベース〉



VOL.117 NO.5 CONTENTS

窓●国際卓越研究大学 ————— 溝上智恵子 236

こらむ図書館の自由●

新たな感染症に備える ————— 佐藤真一 239

●NEWS ————— 237

告知板 … 239／新聞切抜帳 … 241

＊

＊

＊

【特集】 県立図書館は今

特集にあたって ————— 図書館雑誌編集委員会 243

「共知・共創の広場」を目指して－地域と共に歩む県立長野図書館の取り組み

————— 森いづみ・小澤多美子 244

鳥取県における学校図書館支援センターの学校図書館支援 — 小林隆志 248

目指すべき県立図書館像－価値を創造する機能を付加する：神奈川県立図書館の

事例 ————— 森谷芳浩 252

新静岡県立中央図書館の整備状況について ——— 渡辺 勝・木村雄二 254

もっと、高校図書館と連携を！－新たなサービスをいっしょに創っていこう

————— 木下通子 256

図書館界を支えるステート・ライブラリアンたち－アメリカの図書館を

つなぎ、輝かしているもの ————— 豊田恭子 258

＊

＊

＊

第13期（2023年度）日本図書館協会認定司書名簿及び審査（報告）

————— 日本図書館協会認定司書事業委員会・認定司書審査会 262

〔報告〕児童青少年委員会公開オンラインセミナー「これからの公共図書館
のYAサービスを考える」————— JLA 児童青少年委員会 265

霞が関だより●第234回

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について

————— 文部科学省 260

声—各地の代議員から●③

- 「業界団体」としての日本図書館協会に期待すること — 小澤多美子 268
 つながり構築するための試み — 島津芳枝 268

小規模図書館奮戦記●その301／国立ハンセン病資料館図書室

- 資料と想いを受け継ぐ図書館 — 齊藤 聖 269

れふあれんす三題噺●連載その三百二／広島市立中央図書館の巻

- 図書館の調べる力で、利用者の見たい・知りたいに応える—広島市立
 中央図書館のレファレンスから — 浜田恭子 270

ウチの図書館お宝紹介！●第231回／日本大学図書館法学部分館

- ①西洋法制史コレクション ②グロティウスコレクション—法学の粋を
 超えた資料群 — 瀬戸口千代 272

図書館員のおすすめ本●⑦

- スシ 神か妖怪か — 河合真帆 274
 柚木沙弥郎のことは — 齋藤五月 274
 揺れる大地を賢く生きる — 城野裕紀子 275
 麒麟模様の馬を見た — 舟田 彰 275

北から南から●

- 自分事としてランサムウェア攻撃など情報セキュリティ対策を強化する
 — 大石正人 276

* * *

●The Library Journal, May 2023

Special feature: Prefectural libraries now

- A place for co-learning and co-creation — Nagano Prefectural Library initiatives to grow with the community* (MORI Izumi and OZAWA Tamiko) 244
The Tottori Prefectural School Library Support Center
 (KOBAYASHI Takashi) 248
Adding new services that create value at the Kanagawa Prefectural Library
 (MORIYA Yoshihiro) 252
The New Shizuoka Prefectural Central Library
 (WATANABE Masaru and KIMURA Yuji) 254
Collaborating with high school libraries — Creating new services together!
 (KINOSHITA Michiko) 256
Support for libraries from state librarians — Connecting with and enlivening U.S. libraries (TOYODA Kyoko) 258

- 日図協図書館新着案内 — 308

- 編集手帳 — 316
 事務局カレンダー 316

●公益社団法人日本図書館協会
2022年度理事会・代議員総会
議事録

- *2022年度通算第4回（定時第4回）理
 事会議事録 278

- *2022年度通算第2回（定時第2回）代
 議員総会議事録 284

●理事会・代議員総会配付資料

- *2023年度事業計画 294
 *2023-2024年度における本法人の運営課
 題等について 300
 *2023年度正味財産増減予算書 302

- *「新館紹介」「協会通信」は休載させて
 いただきました。

- 図書館雑誌6月号予告 — 301

●発行者

公益社団法人日本図書館協会©2023
 〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14
 電 話 (03)3523-0811 〈代表〉
 直 通 (03)3523-0816 〈編集部〉
 F A X (03)3523-0841 〈代表〉
 〈日図協ホームページ URL〉
<https://www.jla.or.jp>
 〈JLA メールマガジン申込先アドレス〉
mailmaga@jla.or.jp

*本文は中性紙（冷水抽出 pH8.1）を使用



国際卓越研究大学

溝上智恵子

日本の大学の研究力向上を目指し、世界最高水準の研究大学となりそうな大学を「国際卓越研究大学」として指定し、大学ファンドによる助成を行う制度が導入され、二〇二二年十二月末には公募が開始された。二〇二三年三月末までに十大学が申請し、今秋には初回の国際卓越研究大学が認定される見通しだ。申請にあたっては、あらかじめ定められた条件を満たす必要がある、その中から数大学ほどが認定される予定で、予算は一〇兆円規模の大学ファンド運用益から助成を行うとされている。

初回の公募要領によれば、国際卓越研究大学は、各申請大学が作成した体制強化計画の実行により、世界トップクラスの研究者が集まり、次世代の研究者を養成できる機能を強化すること、社会の多様な主体と対話・協調しながらイノベーション・エコシステムの中核的役割を果たすこと、そして「国内外の若手研究者を惹きつける多様性と包括性が担保された魅力的な研究環境」の実現が目標として求められている。この「魅力的な研究環境」の中には、当然大学図書館も含まれるはずと私は

考えるが、二〇二三年三月に申請した大学のうち、どれくらいかの大学が大学図書館機能の充実を体制強化計画に盛り込んだのだろうか。

改めて述べるまでもなく、新型コロナウイルス感染症拡大への対応、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の高騰、そして為替相場の変動により、現在、いずれの大学図書館も管理運営に必要な予算の獲得すら難しい状況にある。そこで例えば大阪大学は、二〇二二年十二月から年度末にかけて図書館の開館時間の短縮に踏み切った。また雑誌購入の更なる削減に踏み切らざるを得ない大学も少なくない。こうした厳しい現実があるにも関わらず、世界最高水準の研究大学を国として創出し、支援していくのであれば、ぜひ認定された大学には他大学にも好循環をもたらす研究環境の創出を望みたい。

今秋に審査結果が公表されれば、認定された大学の体制強化計画も明らかになるだろう。その時、大学図書館がどのように位置付けられているのか、今から楽しみに待ちたい。

(みぞうえ ちえこ／前筑波大学副学長・理事)

NEWS

2022年度第2回代議員総会開催

3月20日(月)、公益社団法人日本図書館協会2022年度通算第2回(定時第2回)代議員総会がKKRホテル東京を会場に対面方式で開催され、3件の議案とその他を含め8件の報告がなされた。

第1号議案の「議長の選出について」では浅見佳子代議員が議長に選出され、第2号議案「2023-2024年度理事・監事選任に係る基本方針及び選任方法等について」では、各代議員が推薦できる理事候補者数を1名から2名以内に修正して承認された。第3号議案の「2023-2024年度公益社団法人日本図書館協会理事・監事選任日程について」は提案どおり承認された。報告事項では、「2023年度公益社団法人日本図書館協会事業計画について」及び「2023年度公益社団法人日本図書館協会予算について」が合わせて報告され、代議員から活発な質問、意見が出された。また、代議員定数等検討委員会の検討内容について、個人選挙区については、都道府県を選挙区として、各選挙区に1名の代議員を置き、会員数が100名増えるごとに代議員を1名追加する考え方の定款改正案を報告書に盛り込むことが報告された。総会は予定時間を超え、17時に閉会した。

詳細は、本誌 p.284-305を参照。

▶2023年度文部科学省予算が成立

文部科学省は、2023年3月28日に本予算が予算案のとおり成立したとHPに掲載している。

読書活動総合推進事業では、2023年度からの「子供の読書活動に関す

る基本的な計画」や第6期「学校図書館図書整備等5か年計画」等を背景に、図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進(729万1000円)、「子ども読書の日」(4月23日)の理解推進(491万円)、読書活動の推進等に関する調査研究(1169万9000円)等の取り組みが予算化されている。図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進では、委託事業として、発達段階などに応じた読書活動推進事業及び学校図書館図書の購入促進事業が盛り込まれ、委託先はそれぞれ2か所が予定されている。

この他、社会教育デジタル活用等推進事業では、全国の社会教育施設(公民館・図書館等)におけるデジタル環境の整備や効果的な活用、施設の整備や運営におけるPPP/PFIの活用を一層促進するため、社会教育施設(公民館・図書館)のデジタル機能強化・PFI活用アドバイザー事業が盛り込まれ、生涯を通じた障害者の学びの推進事業では、図書館における障害者利用の促進(1200万円)が予算化されている。

令和5年度予算(文部科学省): https://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/r01/1420672_00008.htm

▶図書館等公衆送信補償金の額が認可

3月29日(水)、一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会(以下、SARLIB)が文化庁長官に認可申請していた図書館等公衆送信補償金の額が認可された。図書館等公衆送信制度の施行は2023年6月1日を予定している。文化庁はこの補償金について、「実態上、補償金は基本的に利用者が図書館等に支払うことが想定さ

れていますが、この際に図書館等を設置する者によっては補償金のほかに手数料を徴収する場合があります。」としている。なお、認可された補償金規程については、日本書籍出版協会および日本雑誌協会のウェブサイトで公開されている。

図書館等公衆送信補償金の額の認可について(文化庁): https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93860201.html

日本書籍出版協会(「お知らせ」にリンクあり): <https://www.jbpa.or.jp/>

日本雑誌協会(3月29日付の「お知らせ」>新着情報」にリンクあり): <https://www.j-magazine.or.jp>

▶日本認知症官民協議会、『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』を作成

日本認知症官民協議会認知症バリアフリーワーキンググループは、『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』を作成している。今回「薬局・ドラッグストア編」「配食等編」「運動施設編」「図書館編」の4業種のものが作成された。それぞれの業種に関連する企業・団体において、これを参考にそれぞれの組織の業務実態に応じた取り組みに関するマニュアルが作成されることを目的としている。構成は、「理念編」「行動編(各業種に応じた取り組みの基本的な考え方及び具体的な事例等)」「認知症の理解編(認知症に関する基礎知識:4業種共通)」「認知症の人の生活を支えるための参考情報(相談窓口、関連制度・事業:4業種共通)」となっている。

日本認知症官民協議会: <https://nin>

chisho-kanmin.or.jp/

▶令和4年度「学術情報基盤実態調査」結果の公表

3月22日、文部科学省は2022（令和4）年度の学術情報基盤実態調査の結果を公表した。調査結果によると、2021（令和3）年度の図書館資料費は705億円であり、前年度より1億円減少。そのうち、紙媒体の資料（図書と雑誌の合計）に係る経費は231億円であり、前年度より10億円減少した。また、電子媒体の資料（電子ジャーナルと電子書籍の合計）に係る経費は357億円であり、前年度より3億円増加した。また、オープンアクセスポリシー（自大学の研究成果等のコンテンツを、オープンアクセスにすることについて定め、明文化した方針）を策定している大学は140大学（17.3%）であった。

詳細は以下 URL を参照。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1418398_00001.html

▶文部科学省、「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について（審議のまとめ）」公開

3月24日、文部科学省が「科学技術・学術審議会情報委員会オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会」により取りまとめられた、審議まとめを公開した。「デジタル・ライブラリー」を、大学図書館のあるべき姿として、2030年度を目途に実現させるものと位置づけ、コンテンツとそれに関わるサービス、サービス環境、人材育成・確保、大学図書館間やほかの学術情報提供機関との連携の4側面から具体的方策の検討が行われている。

オープンサイエンス時代における大

学図書館の在り方について（審議のまとめ）（文部科学省）：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu29/004/mext_00001.html

▶日本図書館協会研修事業 2022年度中堅職員ステップアップ研修 (1)終了・修了者について

図書館勤務経験3年以上の司書（補）を対象とした「中堅職員ステップアップ研修(1)」を2022年10月24日から12月6日までの6日間にわたってオンライン（Zoom）で開催した。

この研修では修了要件として、全科目を受講し修了課題に基づいて修了が認められることが必要で、要件を満たしたものに修了証を交付しているが、2022年度の受講生25名のうち、修了者は23名となった。今後の活躍を期待したい。

2023年度もオンラインで実施する。日程については検討中であり、決定次第本誌およびJLAメールマガジン等で告知する。

<2022年度修了者>

青木修、今川万理、遠藤智砂、川原望、北嶋大祐、佐々木亜樹、白水里奈、鈴木紅美、鈴木由美佳、谷口雪子、塚田文、徳広淳美、西林里紗、林充恵、原田園佳、松本裕美、水上明子、水野愛子、宮崎由巳、向迫彩子、村山明子、安田恵子、山本里佳

▶近畿視覚障害者情報サービス研究協議会「LL版図書館利用案内『ようこそ 図書館へ』」のひな形データ提供の変更について

近畿視覚障害者情報サービス研究協議会（近畿視情協）は、2023年3月末をもって半世紀にわたる活動を終え、解散したが、近畿視情協では活

動のひとつとして「LL版図書館利用案内『ようこそ 図書館へ』」のひな形データの提供を行ってきた。これについては、主に公共図書館からの利用申請が多く、今後も利用申し込みが見込まれることから、解散後の事業継続を模索していた。

このほど、日本図書館協会障害者サービス委員会 HP を窓口として、今年4月以降もデータの提供を継続することとなり、今後は以下の URL から利用申し込みを行うことができる。

誰にでもわかりやすい LL 版利用案内『ようこそ 図書館へ』ひな型のご案内：<http://www.jla.or.jp/committees/lsh/tabid/1008/Default.aspx>

▶「かわさき電子図書館」サービスを開始

2023年3月21日から、電子図書館サービス「かわさき電子図書館」が開始される。利用できるのは、川崎市に在住・在勤・在学の方。一般図書4,000点程度、児童図書1,000点程度が利用できる。オーディオブックや動く絵本も含まれるとのこと。貸出点数は3点まで、2週間貸出ができる。予約も3点までとなる。

利用方法等は、かわさき電子図書館のページに掲載されている。

かわさき電子図書館ホームページ：

<https://web.d-library.jp/kawasaki/>

▶大阪府豊中市、「豊中市立図書館みらいプラン」を策定

「豊中市立図書館みらいプラン」は、2021年2月に策定された「（仮称）中央図書館基本構想」に基づき、市立図書館の基本方針等の関連内容

◆◆ NEWS ◆◆

を具現化し、新たな図書館サービス網の構築を目指すものとして公表された。

同プランでは、(仮称)中央図書館の候補地を3か所提示しており、2023年度以降、計画地を選定し、将来にわたって持続可能な図書館サービスの10項目を新たな展開として取り組むとしている。

豊中市立図書館みらいプランを策定しました(豊中市立図書館): <https://www.lib.toyonaka.osaka.jp/2023/04/post-218.html>

▶東京都立図書館名誉館長に尾木直樹氏就任

4月1日、東京都立図書館の利用促進に向けたPRやサービスの向上、子供読書活動の推進に向けた取り組み等について助言を求めるため、教育評論家、法政大学名誉教授の尾木氏が就任した。

東京都立図書館(「お知らせ一覧」にリンクあり): https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/guide/information/6756_20230401.html

▶ 告知板 ◀

● つどい

■ 第38回医学情報サービス研究大会 高知大会

主催: 第38回医学情報サービス研究大会実行委員会

共催: オートピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)

期日: 7月1日(土)~2日(日)

開催方式: ハイブリッド形式(現地参加またはオンライン参加)

こらむ 図書館の 自由

新たな感染症に備える

佐藤 眞一

約3年間にもわたり、私たちの生活に影響を与え続けてきた新型コロナウイルス感染症だが、国は、特段の事情が生じない限り、感染症法上の位置づけを今年(2023年)5月8日に指定感染症(2類相当)から5類感染症に変更する方針である。

最初の緊急事態宣言中に改定された基本的対処方針(2020年5月4日変更)では、宣言の期間が延長される一方で、図書館は住民の健康的な生活を維持するため、感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられるとされた。図書館の再開検討のために、業種別ガイドラインを求められた日本図書館協会は「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を公表した。

このころ、自治体の事前復興計画や業務継続計画(BCP)では、新型インフルエンザ等に備える計画も策定され、改定もされてきていた。危機管理に注意を払ってきた協会として、また一会員として、この時点でガイドラインを備えていなかったことに、忤怩たる思いはある。

その後、感染・罹患の動向や変異株出現による特性の変化などに対応した基本的対処方針の変更に合わせ、協会のガイドラインも更新を重ねてきた。まもなく、基本的対処方針は5類感染症への変更により効力を失い、協会もガイドラインを廃止する予定と聞いている。

しかし、本来のガイドラインは平時にこそ策定すべきではないか。想定外を排除して危機に備えるのが危機管理の基本であろう。現在のガイドラインがコロナ禍に特化した基準(criteria)であると言うなら、今こそ標準(standard)を策定する好機と捉えるのは私だけだろうか。

(さとう しんいち: JLA 図書館の自由委員会, 東京都立中央図書館)

場所: オートピア(高知県高知市追手筋2-1-1)

内容: 実践報告「オートピア高知図書館 健康・安心・防災情報サービスの取組について」、特別講演「公共図書館でなぜ健康情報サービスに取り組むのか」(山重壮一: 元高知県立図書館専門企画員)、継続教育「大学・大学院での研究活動と文献検索の現場」(諏訪敏幸: 大阪大学・国立成育医療研究

センター)、口頭発表、ポスター発表、参加者企画、プロダクトレビュー、企業展示、オートピア見学ツアー(希望者のみ)

申込期間・参加費: 早期申込割引期間=2023年5月27日(土)までに申込・送金完了: 3,000円/通常申込期間=2023年5月28日(日)~6月23日(金)までに申込・送金完了: 4,000円/オンライン参加申込期間=2023年6月15日(木)までに申

込・送金完了：1,500円／学生参加：無料 ※社会人学生は除く／懇親会：5,000円

申込方法：下記申込フォームより
<https://forms.gle/9VKWY46nokY8vyd7>

詳細HP：<https://plaza.umin.ac.jp/mis/38/>

■全国公共図書館研究集会開催予定 <サービス部門 総合・経営部門>

○2023（令和5）年

開催地：和歌山県

○2024（令和6）年

開催地：高知県

○2025（令和7）年

開催地：静岡県

○2026（令和8）年

開催地：北日本地区

○2027（令和9）年

開催地：近畿地区

○2028（令和10）年

開催地：九州沖縄地区

○2029（令和11）年

開催地：北日本地区

○2030（令和12）年

開催地：関東甲信越静岡地区

○2031（令和13）年

開催地：東海北陸地区

○2032（令和14）年

開催地：九州沖縄地区

<児童・青少年部門>

○2023（令和5）年

開催地：長野県

○2025（令和7）年

開催地：九州沖縄地区

○2027（令和9）年

開催地：東海北陸地区

○2029（令和11）年

開催地：中国四国地区

○2031（令和13）年

開催地：近畿地区

●その他

◆『図書館の自由』第119号（2023年3月）を発行

日本図書館協会図書館の自由委員会は、ニューズレター『図書館の自由』第119号（2023年3月）を発行し、委員会サイトに掲載した。

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/638/Default.aspx>

主な内容は以下のとおり。

1. 第108回全国図書館大会群馬大会・図書館の自由分科会より

研究協議図書館の自由・あなたの困った！をみんなで考えよう

2. 図書館の自由・表現の自由をめぐる記事紹介

文部科学省からの拉致問題に関する図書充実の協力等の要請について／那覇市立図書館へのサイバー攻撃（承前）／旧統一教会関連資料／少年事件記録の廃棄

3. 新聞・雑誌記事スクラップ

4. お知らせ

なお、ダウンロードして図書館等で印刷して提供できます。

メールでの送付を希望する方は、本誌の購読案内（無料）よりお申込みください。

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/679/Default.aspx>

◆『日本の図書館』電子媒体版のオープンデータについて

『日本の図書館』は、これまで冊子体の他に電子媒体版として販売していたが、さらに多くの図書館・図書館員の皆さまに役立てていただけるよう、図書館調査事業委員会等にて協議の上、過年分の統計データの一

般公開を4月11日より開始した。

下記URLより利用規約をご確認の上、ご活用いただきたい。

なお、最新5年分の電子媒体版は有償頒布を継続するが、今後定期的に見直しをはかる予定である。

・日本図書館協会図書館調査事業委員会

<https://www.jla.or.jp/committees/chosajigyo/tabid/263/Default.aspx>

・『日本の図書館』電子媒体版（オープンデータ・1996年～2017年）

<https://japanlibraryassociation.ap.box.com/s/nmpekhec8rkjew30b8cgdgs2sm9fu5289>

◆大阪府立中央図書館の蔵書点検による部分的閉室について

大阪府立中央図書館では、以下の期間蔵書点検を行う。蔵書点検期間中も開館し、部分的に閉室して業務を実施する。

蔵書点検期間：2023年5月9日（火）～6月9日（金）（土日を除く）

蔵書点検期間中の業務取扱：（1）期間中、閉室中の資料の貸出・レファレンス・複写業務は行わない。基本的に点検終了後の処理となる。

（2）Web-OPACは平常どおり運用する。

詳細HP：<https://www.library.pref.osaka.jp/site/central/c-zoten2023.html>

全国図書館大会岩手大会

期日：2023（令和5）年11月16日（木）・17日（金）

会場：盛岡地域交流センター（マリオス）、いわて県民情報交流センター（アイーナ）

NEWS

新聞切抜帳

●全国

▶電[子出版制作・]流[通]協[議会]
／電子図書館調査 自治体の25.8%
導入 369館に伸長 40.7%の公共図
書館で利用可 (新文化2/16)

▶熱中症に「特別警戒情報」 政府
冷房効いた施設 開放義務 「クー
リングシェルター」 図書館など
(日経3/1)

▶貴重な染め図案, きもの柄を自由
にファッションへ利用 国立国会図
書館の所蔵画像サービス「[NDL イ
メージバンク]」 敷居を下げる 作
品に敬意を (織研3/7)

▶本の情報サイト拡充へ JPRO
300万点登録 / 本の需給ミスマッ
チ解消 JPRO サイト拡充 書籍情
報 書店が確認可能 (読売3/7)

●北海道・東北

▶福島[県]・大熊町 デロイトトー
マツ[ファイナンシャルアドバイザー]
に 社会教育複合施設整備推
進支援 優先交渉権者 [図書館な
ど] (日刊建設工業3/15)

●関東

▶稲敷市, 2商業施設と協定 図書
室移転, 情報発信へ
(茨城3/4, 関連1紙)

▶30万人が訪れ 旧館から倍増 交
流拠点に手応え 21年度那須塩原市
図書館 (下野1/25)

▶[栃木県]益子[町]の新図書館 町
民会館を増築
(朝日[栃木]3/18, 関連1紙)

▶前橋市電子図書館, 月内に1万冊
[前橋市立図書館]

(日経[首都圏]3/8)

▶来月に構想案提示 ハイブリッド
を目標 埼玉県の図書館専門家会議
[新埼玉県立図書館]

(建設通信2/17)

▶[富津]市立図書館が開館 イオン
モール富津 (織研3/14)

▶[西武拝島・国分寺線]小川駅前
26年5月 小平市に初のタワマン
[図書館など] (日経[首都圏]2/25)

▶東京子ども図書館で「感謝する会」
松岡享子さん没後1年

(東京[多摩武蔵野]3/15)

▶瑞穂町図書館に[日本建築防災協
会]耐震改修優秀建築賞 [東京都]

(東京[多摩武蔵野]3/15)

▶「尾木ママ」[尾木直樹氏] 名誉館
長に [東京]都立図書館 来館者低
迷でてこ入れ (読売[多摩]3/28)

▶[JR]淵野辺駅南口公共施設再整備
6施設を複合化 相模原市 まち
づくりビジョン案 [図書館など]

(日刊建設工業2/2)

▶図書館に指定管理者導入 [川崎]
市議団ら「賛成」なし アンケート
[川崎の文化と図書館を発展させ
る会] (東京[川崎]3/17)

●甲信越・北陸

▶当初の1.4倍 25億円に 妙高[市]
・新図書館等複合施設の工事費推計
資材高騰, さらに増額も

(新潟日報3/14)

●東海

▶好評 図書館創業セミ[ナー] 日
本[政策金融]公庫浜松支店 来年度
は講演内容など拡充 [浜松市立城

北図書館などと連携]

(日刊工業2/20)

▶求む雑誌スポンサー [愛知]県図
書館 予算減 企業名や広告掲載
(読売[愛知]3/7)

●関西

▶[データで見る]図書館が身近に
[公立図書館の都道府県民1人当た
り貸出冊数(2020年度) 1位滋賀
県] (毎日2/26)

▶大林[組]・久米[設計]グループに
門真市 生涯学習複合施設 DB
[図書館など] (日刊建設工業2/22)

▶中央図書館, 移転新築へ 堺市,
全庁的な議論開始
(日刊建設工業2/22)

▶南側3棟を建て替え 加古川市
[JR加古川]駅周辺 再開発へまちづ
くり案 [図書館など]

(建設通信2/10)

▶街角で本通じた交流を オススメ
持ち寄り, 地域でシェア 新設の本
箱, 子どもら制作 JR兵庫駅前でイ
ベント [リトル・フリー・ライブラ
リー「KOBE 本の小箱」]

(神戸2/28)

▶図書ロッカーに本を届けます 西
宮市立図書館が2カ所に設置 駅前
などでも受け取り可能に ウェブで
予約, メールに通知 返却ポストも
併設 (神戸3/19)

●中国・四国

▶電子図書館を県内初導入 鳥取市
[立中央図書館] [「鳥取市電子図書
館」] (日本海2/27)

▶人生の助っ人「図書館」活用法
[鳥取]県立図書館 すごろく制作
[「ホンとにやくだつ! ふるさと図

書館すごろく」 進学、就職…節目
にマス 豆知識も

(朝日〔鳥取〕3/10)

▶「子どもに読書習慣を」 鳥取〔市〕
・用瀬〔町〕の岸本〔修〕さん 私蔵本
で地域図書館開く 「〔別府ふれあい
文庫〕」 (日本海3/18)

▶来年度から基本計画着手 倉敷市
庁舎等再編 中央図書館複合施設棟
(建設通信2/21)

▶待合室に「小さな図書空間」 JR
芸備線向原駅 本通じた交流の場
に 向原高〔校〕の魅力も発信 「〔Flat-
home〕」 (中国2/2)

▶廿日市市 複合施設を開館 来月
1日 体育館、図書館など 〔市多世
代活動交流センター (愛称・まるく
る大野)〕 (読売〔広島〕2/23)

▶学校図書館リニューアル指導依頼
「赤木〔かん子〕氏にこだわらず」
広島県教育長 議会〔予算〕特別委〔員
会〕で見解 (中国3/3, 関連1紙)

▶赤木〔かん子〕氏監修のリニューア
ル事業 図書25万5000冊 60校廃棄
福山市教〔育〕委〔員会〕 学校現場
「本が不足」 (中国3/4, 関連1紙)

▶「図書室利用増え効果」 福山市教
育長が強調 「漫画目立ち偏り」指摘
も / 実績踏まえ赤木〔かん子〕氏
に 福山市〔小中学校図書室〕図書監
修 教育長が説明 (中国3/7)

▶快適な読書をお手伝い 鳴門市の
学校図書室 環境整備や読み聞かせ
「〔学校図書館〕サポーター」活躍
〔学校〕図書館サポーター制度導入15
年 〔徳島〕県内 配置伸び悩み
(徳島2/23)

▶〔JR〕坂出駅北側に拠点設置 〔坂
出〕市 図書館核に公民連携
(建設通信2/10, 関連1紙)

▶安藤〔忠雄〕さん「松山から世界へ」
こども本の森 25年夏 〔坂の上の
雲〕ミュージアムに併設 建築界の
ノーベル賞 宙に浮く施設 〔松山
市〕 (読売〔愛媛〕1/26, 関連1紙)

●九州・沖縄

▶ミライ on 図書館 きょうから電
子書籍サービス 〔長崎県・大村市〕
(長崎2/25)

▶松浦〔市立図書館〕の移動図書館車
新「きらきら号」巡回開始
(長崎3/5)

▶〔SDGsながさき〕大村〔市・長崎県〕
「ミライ on〔図書館〕」が〔審査委員
会〕奨励賞に 「〔第1回SDGs〕建築
賞」大規模建築部門 エネルギー消
費大幅低減 (長崎3/17)

▶英語絵本読み聞かせ「〔おはなし届
け〕隊」 〔熊本〕県立大〔学〕生 菊池
市〔中央図書館〕でデビュー
(熊本日日2/22)

▶新図書館は「イコット」 上天草市
10月開館 蔵書倍増へ 〔上天草市
本と歴史の交流館イコット〕
(熊本日日2/25)

▶学校図書費1.6倍 熊本市 新年度
予算 8年ぶり増額
(熊本日日2/27)

▶子ども図書館 運営へ基金 〔熊
本〕県、24年春開館向け設置 寄付1
億円を目標 〔こども本の森〕
(熊本日日2/28)

▶新図書館に工事費 25年度末開館
目指す 別府市 (建設通信2/21)

▶えびの〔市民図書館〕と日光市〔立
光図書館〕が交換展 28日まで
(宮崎日日2/24)

▶昭和期の延岡新聞後世へ デジタ
ル版を公開 〔延岡〕市立図書館

(宮崎日日3/1)

▶指宿市立図書館の本発刊 在り方
考える契機に 記念イベントで著者
と館長対談 「課題共有して」 〔『小
さなまちの奇跡の図書館〕〕

(南日本3/2)

▶発達障害「グレーゾーン」を支援
特性に理解深めて センテラス
〔天文館〕 放課後〔等〕デイ〔サービ
ス「グッジョブテラス」〕と 〔鹿児島市
立天文館〕図書館連携 (南日本3/2)

▶未更新装置から侵入か 那覇〔市
立図書館・図書室〕サイバー〔攻撃〕被
害 関係機関で責任曖昧

(琉球2/9, 関連1紙)

●海外

▶〔世界 80億人の旋律〕⑪ 120年前
の音楽 未来に託す NYの〔ニュー
ヨーク公共〕図書館「ろう管」デジタ
ル化 ひ孫が寄贈 手間と根気 起
源の地で (熊本日日3/16)

今月も石井一郎様、岸本修様、桑原
芳哉様、馬場俊司様、森元綱様および
筑後市立図書館の皆様より記事の提供
を受けました。ありがとうございました。

図書館関係の新聞記事を、地域を問
わず全国から募集しております。
媒体名および掲載日がわかる形でお
送りください。

送り先：〒104-0033
東京都中央区新川1-11-14
公益社団法人日本図書館協会
新聞切抜帳係

なお、お寄せいただきました切り抜
き記事は、メールマガジン等でもご紹
介させていただくことがありますので
ご了承ください。

特集にあたって

図書館雑誌編集委員会

『図書館雑誌』では、2014年6月号の特集「がんばれ！都道府県立図書館」を最後に、ほぼ10年間都道府県立図書館について、集中的に取り上げることがありませんでした。というよりも、できなかったと言うべきかもしれません。私自身の浅薄な見聞に過ぎないことはお許しいただくとして、前回明確な論点整理をいただいた「がんばれ！都道府県立図書館」以降、そのタイトルが象徴するかのよう、全国各地で多様な課題に向き合い、おのおのの岐路に立つ様を仄聞するばかりに思えました。

しかし、この10年間は決して停滞を意味したのではなく、その役割と機能を根本から考え直し新たにあるべき姿を模索した結果として、唯一の正解ではない、おのおのの「最適解」が、ようやく現場に姿を現してきたとはいえないでしょうか。

今回は、おのおの「最適解」をその具現化を率いる立場から、特徴的なサービスを展開されている2館の館長にご紹介いただくのを筆頭に、再編再整備の前線での新しい発想の具体化の実際、新館建築の中核となるコンセプト、そして学校図書館支援機能の充実を求める声を、各現場から執筆いただきました。そして最後に、図書館の構成要素「人」について、正規司書率の高い職員層に鑑み、予算規模等の環境は異なるとはいえ、方向性を示すものとしてアメリカの州立図書館員の職務を紹介いただきました。

これまで都道府県立図書館については、機能論、中でも市町村支援機能を中心に論じられてきました。がここに来て、とりわけデジタルによる情報獲得手段の進展に応じて、石川県や高知県のように県立図書館―「場」そのものを、新しい図書館サービスを象徴的に表現する手段とし、結果として県内図書館の振興につながる例も見受けられるようになりました。

本特集は、冬に継続予定です。ぜひ、都道府県立図書館の皆さまの意見交流の場として、ご活用いただければと思います。

「共知・共創の広場」を目指して

——地域と共に歩む県立長野図書館の取り組み——

森いづみ・小澤多美子

はじめに

「県立図書館」という存在を筆者（森）が意識したきっかけは、第2回「都道府県立図書館サミット」（2019年8月）だった。当時は信州大学の所属で、「信州 知の連携フォーラム」によるMLA連携を共に推進する県立長野図書館（以下、「当館」）に興味を惹かれて参加し、「市町村支援」という役割や図書館行政を担う所管課との関係性を学んだ。今後の役割については「1. 従来路線の継続」に加え、「2. 市民が集う場としての機能の付加」「3. デジタルと物理資料のハイブリッド化を通じて、地域や団体情報のハブになる」¹⁾という方向性が示された。平成の約30年間、ICTの発展・浸透に伴う教育・研究環境の変革期に「情報リテラシー教育」や能動的な学びの空間「ラーニング・コモンズ」、研究成果の「オープンアクセス」に携わった経験から、納得感を覚えた。大学図書館は国立情報学研究所との連携協力によりシステム基盤やコンテンツ確保、人材育成等、おのおのの役割を担っている²⁾。基礎自治体と県の関係性にも類似点が見出され、ダイナミックな変革の兆しに期待感が膨らんだ。

2020年4月、縁あって当館に派遣され、平賀前館長の改革事業³⁾を引き継いだ。以来3年、コロナ禍で社会の変革が加速する中、「共知・共創の広場」を目指してきた当館の取り組みを、県教育委員会事務局文化財・生涯学習課で勤務している筆者（小澤）とともにご紹介する。県立図書館の一つの姿として、ご参考になれば幸いである。

1. コロナ禍の課題とミッション・ビジョン策定

コロナ禍で十分に機能を発揮できなかった図書館が、今後どのような姿を目指すのかという問いは切実だった。情報格差をなくし、誰もが自由に情報へアクセスできる「知的創造の基盤」を整えることは、図書館の本質的機能として不変である。そのために社会の変容や技術の進展への適応が急

務だという問題提起を行った⁴⁾。こうした方向性を示すのは簡単だが、日常業務に落とし込むには、目指す姿をブレイクダウンして具体的に描くことが必須である。そこで、合意形成のプロセスを大切に館内で議論を重ね、図書館協議会や利用者との気軽な対話の場として実施した「館長カフェの会」での意見交換を経て、2021年7月にミッション・ビジョン「共知・共創の広場」を決定した⁵⁾。

ミッション（使命）は、100年単位で変わらない、信州に関わるすべての人々との約束である。「民主的社会的な普遍的な価値を支える」こと、「人類社会の文化的な発展と平和な世界に寄与する」ことを明記した。

ビジョン（展望）は2030年頃までを視野に入れ、図書館の三つの構成要素を柱としつつ従来の機能の外枠を拡張しようと企図している（表1）。

表1. ビジョン（展望）

1. 「知る」情報の改革：いつでもどこからでも、時間と空間を越えて、すべての人々が等しく情報を入手し、活用し、成果を発信できるよう、人生を豊かにする創造的な学びの情報基盤を整え、情報格差を解消し、次世代へと継承していきます。

2. 「出会う」場の革新：考え、対話し、体験することを通じて獲得できる「実感ある知」の循環を生み出し、新しい価値を創り出すために、実空間と情報空間が融合する、開かれた場を形成します。

3. 「育む」人の変革：いかなる社会変化にあっても、「知る自由」「学ぶ自由」を保障する図書館の本質的機能を、技術革新を取り入れながら最適化し、最大限活用できる人づくりに貢献します。

さらに、「どのように」役割を果たすかを明確にするため、バリュー（行動指針）として以下の4項目を掲げた（表2）。

表 2. バリュー（行動指針）

1. 協働します：県内外の図書館や各種の文化施設・社会教育施設を始め、広く教育・学術界、産業界や社会的活動を行う人々と力を合わせます。
2. 接続します：さまざまなコミュニティや人々が信州の自然や社会の営みの中で日々生み出す、「現場にある知」、「暮らしの中の知」をつなぎ合わせます。
3. 強みを生かします：図書館の普遍的な役割である資料・情報の収集・保存・発信・活用について、専門的な知識・スキル・マインドを持つ職員を育成し、強みを生かして社会に貢献します。
4. 挑戦します：市町村や公共図書館等の取組を下支えし展開するとともに、自ら先進的なサービスを実験・実践することを通じて、人々と共に成長し、変化に強い図書館づくりに挑戦しつづけます。

このように、長期的な館独自の経営指針を掲げ、中期的には「長野県総合5か年計画」（以下「総合計画」）を始めとする計画に基づいて、事業を推進している。短期的には、具体的な業務に直結する主要なアクションプラン（事業計画）を立て、年度末に図書館協議会で実績を報告し、次年度の計画に活かすサイクルが定着してきた⁶⁾。その一端を次章でご紹介する。

2. 2022年度の主要事業計画と実績

主要事業計画（表3）および実績は、以下のとおりである。

(1) 資料・情報

電子書籍に対応した「収集方針」「選定基準」の改訂、所蔵のない地域資料の確保に努めた。また、国立国会図書館デジタルコレクションの長野県関係の資料について、自由にアクセスできる情報を増やせるよう取り組んでいる。調査相談件数は前年度の約1.2倍に増加した。レファレンス協同データベースにも積極的に登録し、6年連続で御礼状をいただくことができた。引き続き調べ方を伝える丁寧な調査・相談に努めていくこととしている。

(2) 空間整備と活動の推進

広い県域の北部に位置する当館は、来館利用だけで全県民に資することが難しい。空間やサービスをモデル提示するため、イベントはリアル×オンラインのハイブリッド開催を標準化し、「ラボ・デザイン会議」（2回）、「ラボカフェ」（3回）を開

表 3. 2022年度 主要事業計画（抜粋）

(1) 資料・情報：長野県唯一の県立図書館の責務として、信州に関する地域資料を網羅的に「収集」し、次世代に確実に継承する「保存」と、資料を最大限活かす「利用」を戦略的にバランスよく行う。利用者自身が課題を見つけ、調べ、解決する力を身に付けることを促す調査・相談（レファレンス）を実施する。等、3項目
(2) 空間整備と活動の推進：「信州・学び創造ラボ」において、県民の主体的活動と学びのコミュニティづくりを促し、これからの公共空間や新たな学びのモデル構築を図る。等、4項目
(3) 人材育成支援：初任者向けの研修や、共通する課題に取り組み各館の運営に生かす「これからの公共図書館研究会（通称「これ研」）」を開催する。等、3項目
(4) 長野県 eLibrary 計画：レファレンスで多用する資料を優先的に電子化し、長野県で生産される知的生産物を収集・保存・発信できる仕組みを提供する。災害時でも学びが継続できる手段を確保し、図書館利用の地域的・身体的なバリアフリー化を実現するため、付加価値のある学びのコンテンツとして「電子書籍サービス」を導入する。等、3項目

催した。「Book-Book 交換会」マイ“推し本”を語って本を交換しよう！は、ラボ・デザイン会議で出されたアイデアを実装したケースである。モノコトベースでは、ものづくりに関心のある多様なメンバーが運営にも自主的に関わってくれるようになり、コミュニティが生まれている⁷⁾。

一方、コロナ禍でリアルな空間の価値が揺らぎ、社会の分断を懸念する声も聞かれる。メディア環境研究所のフォーラムでは、「メディアのデジタル化で世代間の断絶が大きくなり、従来のように情報を伝えるだけでは、人と人をつなぐことは困難」という課題意識の下、紫波町図書館と当館に着目し、メディアも「ゆるやかにつながれる場」をつくることが大切だという報告があった⁸⁾。同様の課題意識は、ラボカフェ#16「居場所をかんがえる会 高校生×図書館編」でも見られた⁹⁾。

(3) 人材育成支援

「これ研」は2019年以降「サービス計画」「デジタル活用」「学びのプログラム・学校連携」「資料活用・レファレンス」の4部門を設けている。2022年度は74名が研究会に参画し、計10回のオンライン研究会を開催した。レファレンス実習は、手を挙げてくれた町村の図書館を会場として、その図

書館ならではの資料を活用し実習を行った。

「公共図書館フォーラム」は、『電子図書館、どう育てる? ~本の「つくり手」と「よみ手」をつなぐために、私たちができること~』、『信州の「はたらく」を考える』、『一緒に考えてみませんか「地域に役立つ図書館って何だろう!?!」』の3回を開催し、多様な背景を持つ約180名が参加した。

「信州・知の連携フォーラム(第6回)」は、長野県立美術館の当番で「資料のデジタルアーカイブ化と公開について:松澤宥アーカイブの信州デジタルコモンズでの公開を事例に」というテーマで開催した。公的機関が所蔵する資料と地元で守ってきた資料を一緒に整理・公開しようという試みであり、①電子情報の共有化と新たな発信の展開、②①に伴う新たな人材育成という二つの方向性が結実した場となった。

(4) 長野県 eLibrary 計画

(1)~(3)をDXの観点で促進する手段として、図書館機能・サービスをデジタルとネットワークの力で進化させるための計画である。地域情報資源のデジタルアーカイブプラットフォームである「信州デジタルコモンズ」が、コンテンツごとにCCライセンスを付し、二次利用しやすい形で公開するポリシー等を評価していただき「デジタルアーカイブジャパン・アワード」¹⁰⁾を受賞したこと、「eReading Books」に松川村、池田町の地域学習資料が掲載されたことが特記事項である。また、駒ヶ根市東伊那公民館による『区誌』編纂活動と連携し、自ら「地域情報資源」を創造・継承する人々の伴走を始めた。目に見える成果を共に創り、横展開のモデルとしていきたい。

電子書籍については、「市町村と県による協働電子図書館(愛称:デジとしょ信州)」および「県立長野図書館電子書籍サービス」が約2年間の準備期間を経て8月5日に同時スタートしたことが、大きな出来事だった¹¹⁾。「デジとしょ信州」は「全ての県民が、居住する地域や世代の違い、障がいの有無等にかかわらず、いつでも、どこからでも、無償で、必要とする情報(電子書籍)にアクセスできる環境を構築するため、県内の公共図書館・公民館図書室が連携・協働し、県民の『学びの基盤づくり』と『公正な社会づくり』に寄与」するものである。「県の事業に市町村が乗る形ではなく、個々の市町村自身が責任を持ち、主体となって取り組み協働する」ことが重要なコンセプトで

ある。全77市町村と県が参画する運営委員会の下に、実務レベルの検討を行う総括会議、選書¹²⁾や利用登録、利用者支援・広報やシステムに専門的に取り組む部会、読書バリアフリー、学校連携、オリジナルコンテンツ(地域資料)に関する課題解決チームを設置し、市町村から集まったメンバーがおのおのの強みを存分に発揮しながら、主体的に運営に携わってくださっている¹³⁾。各種メディアのほか、内閣官房による「夏のDigi田(デジデン)甲子園」で5位入賞、デジタル庁により創設された「デジタルの日」の広報ポスターに採用される等、各方面から注目された。

サービス開始から8か月間(8月~3月)の運営状況は次のとおりである。利用登録者数:10,780名(すべての市町村で利用登録実績あり)、蔵書数:計21,178点(オリジナルコンテンツ9点、青空文庫11,196点を含む。宝くじ助成金2000万円を活用し、サービス開始後も6回追加購入)、貸出数:57,551冊(一日平均約240冊)である。最多貸出年代は40代(21%)で、50代(19%)、30・60代(16%)が続く。図書館を活用しづらい現役世代にリーチするという狙いがある程度成功しているが、開拓の余地は残されている。今後のさらなる展開・浸透に向けて、事業目標を検討中である。

3. いかに図書館事業を政策に位置づけるか

ミッション・ビジョンに基づく事業を推進していくには、県の政策の中に図書館事業を明確に位置づけることが重要である。県政運営の基本となる「総合計画」は、社会経済情勢や直面する課題などを捉え今後の方向性を明らかにし、県民と共有しながら実現に向けて取り組むために5年ごとに策定される。平賀前館長の改革事業によって図書館の意義や活動が可視化されたことで、図書館に関する記述が質量ともに増大した。2023年度から始まる新しい「総合計画」¹⁴⁾では、「生涯学習」に関する章のみならず、「デジタル活用」に関する施策にも図書館が盛り込まれた。同様に、「第4次長野県教育振興基本計画」、「第2次長野県文化芸術振興計画」のほか、「子ども・若者支援総合計画」や「自殺対策推進計画」、「過疎地域持続的発展計画」等の個別計画においても、図書館事業が施策に位置づけられることになった。

計画策定にあたり「図書館“が”何をするか」ではなく、「長野県民の暮らしのために図書館“は”何を為せるか」という視点で説明を重ね、庁

内での理解を得る努力をしてきたこと。さらに、
 現地機関と所管課が日頃から密に方向性の共有を
 図ってきたことが、政策決定や事業推進、および
 そのための予算獲得においても一定の成果を残せ
 た要因だったと言えるのではないだろうか。

また、図書館の本質的機能や可能性を可視化す
 ること、行政内部や広く社会全体に向け、それぞ
 れの文脈に沿って言語化し、伝えていくことも、
 県立図書館が果たすべき重要な役割の一つだと考
 えている。

おわりに

『『デジとしょ信州』に関わって、県内のいろ
 ろな地域の方たちと親しく話せるようになったの
 が良かった。』ここ数か月、こんなつづやきが県内
 のあちこちで聞かれた。そして、縁の下の方たち
 である当館職員、教育委員会やDX担当者を含む
 多くの関係者が『『デジとしょ信州』が出来たのだ
 から、他のこともきっと一緒に乗り越えていける』
 という力強い感想を寄せてくれた。その手応えを
 共有できたことが、何よりも有り難い財産である。

広域自治体として県に求められる役割は多岐に
 わたり、システム基盤の提供（プラットフォーム
 としての役割）もその一つだろう^{15), 16)}。しかし、最
 も大切な役割は、共に知るための民主的・有機的
 な「場」を共に創ることではないだろうか。

「共知・共創の広場」は、「知ること・学ぶこと」
 の主体である県民や多様なステークホルダーを明
 記し、基礎自治体と県との役割分担論を越えて、
 地域社会で活かされる「機能」としての新しい図
 書館像を模索した結果、紡ぎ出された言葉である。
 ここには、新しい公共のあり方や事業主体の転換
 という視点が織り込まれている¹⁷⁾。

最近注目されるChatGPT¹⁸⁾に象徴される技術革
 新や、さまざまな社会不安は、図書館を取り巻く
 環境変化をますます加速させるだろう。しかし、
 いついかなるときも、ランガナタンの五法則にい
 う「図書館は成長する有機体である」を体現する
 のは、どこまでも人の意思と行動であることに変
 わりはない¹⁹⁾。

参考文献・注

- 1) 福島幸宏。都道府県立図書館の使命を再定置する。総特集
 「都道府県と基礎自治体の関係－『協力』のスタンダードを築
 く」。LRG.29 (2019. 秋)
- 2) 大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議。
<https://contents.nii.ac.jp/cpc>
- 3) 平賀研也。情報技術を基盤とした「Library3.0」の実装：「学

- びの自治」を可能にする「知のコモンズ」へ。社会教育 75
 (8), 28-37. (2020.8)
- 4) 森いづみ 他。ウイズコロナ時代の公共図書館を模索する：
 県立長野図書館の取り組み。図書館雑誌. 114(9), 491-494.
 (2020.9)
- 5) 県立長野図書館 ミッション・ビジョン「共知・共創の広
 場」
<https://www.knowledge.pref.nagano.lg.jp/now/mezasukoto/mision/>
- 6) 県立長野図書館 図書館協議会。
<https://www.knowledge.pref.nagano.lg.jp/info/association.html>
- 7) 横山紗央里。創造的な学びとコミュニティが生まれる空間：
 県立長野図書館「モノコトベース」の取り組み。図書館雑誌.
 117(2), 72-73. (2023.2)
- 8) メディア環境研究所2022年冬のフォーラム「MORE MEDIA
 2040～未来への3つのチャンス～」第3部「情報でつなぐ～
 多地域、多世代、多様な意見」
<https://mekanken.com/contents/2710/>
- 9) 駒込希 他。高校生を対象とした司書・図書館等に関する
 意識調査－長野県の高中生に対するアンケート調査をもとに
 －。清泉女学院大学人間学部研究紀要. 20. (In print)
- 10) デジタルアーカイブジャパン・アワード (DAJ アワード)。
 デジタルアーカイブジャパン推進委員会実務者検討委員会。
<https://jpsearch.go.jp/daj-award-2022>
- 11) 県立長野図書館 電子書籍サービスのご案内
https://www.knowledge.pref.nagano.lg.jp/now/news/osirase_220602.html
- 12) デジとしょ信州の選書権はすべての市町村が有し、市町村
 の運営委員から互選で選出する選書部会長が最終決定を行う。
 戦前・戦中に当館が中央図書館として思想善導に関わった反
 省に基づく方針でもある。
- 13) 「デジとしょ信州」座談会。NaganoArt+。
<https://naganoart-plus.net/?p=11497>
- 14) 長野県。次期総合5か年計画の策定経過。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/kensei/soshiki/shingikai/ichiran/sogokeikaku/plan3/sakuteikeika.html>
- 15) 森いづみ。県立図書館は地域情報資源のプラットフォーム
 になれるか－信州をケーススタディとして。都道府県立図書
 館サミット2022。
<https://researchmap.jp/izumimi/presentations/40582274>
- 16) 森いづみ。「共知・共創の広場」を目指して。第108回全国
 図書館大会群馬大会記録. 38-43. (2023.3.)
- 17) 平賀研也。有機的であること：Growing organism-Organic
 Organization-Network communication. 日本図書館研究会第
 64回研究大会予稿集. (2023.3)
- 18) OpenAI. Introducing ChatGPT.
<https://openai.com/blog/chatgpt>
 ChatGPTのご紹介：会話形式でやり取りするChatGPTという
 モデルをトレーニングしました。対話形式により、ChatGPT
 はフォローアップの質問に答えたり、間違いを認めたり、間
 違った前提に異議を唱えたり、不適切な要求を拒否したりで
 きます。
- 19) 吉植庄栄。S.R.ランガナタン『図書館学の五法則』再考：本
 の利用が当たり前になったこの時代に。日本図書館研究会第
 64回研究大会予稿集. (2023.3)

(もり いづみ：県立長野図書館、
 おざわ たみこ：長野県教育委員会事務局)
 [NDC10：016.2152 BSH：県立長野図書館]

鳥取県における学校図書館支援センターの学校図書館支援

小林隆志

1. はじめに

鳥取県では、2015（平成27）年度から鳥取県立図書館内に学校図書館支援センター（以下、センターという。）を置き、本格的に学校図書館支援をスタートさせた。それ以前から資料の貸出、学校図書館の運営についての助言など、学校図書館の環境整備という点で支援を行っていたが、センターを設置することの意味は、「教育課程に寄与する」と定められている学校図書館が、授業の中で活用され、その機能を十分に発揮できる条件を整えること、言い換えれば、子どもたちの情報活用能力の習得に貢献する学校図書館を実現することだと考えている。

本稿では、このような図書館を実現するために2015年度から行ってきたさまざまな取り組みを紹介することとする。

2. センター設置の組織上の位置づけと構成員

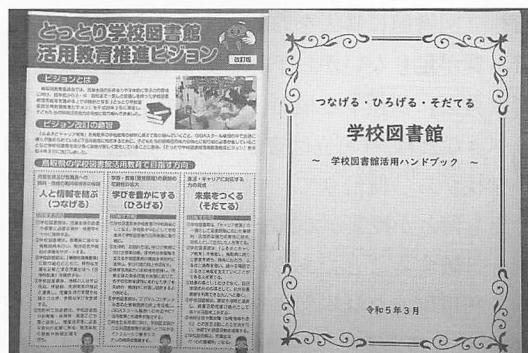
センターを、教育委員会の組織上のどこに設置するかについてはさまざまな考え方が存在すると思われる。鳥取県の場合は、鳥取県立図書館が本庁の課としての位置づけがなされており、鳥取県立図書館内にセンターを設置するということは、実質的に県の教育委員会内にセンターを設置していることになる。鳥取県以外で、明確に都道府県の教育委員会内にセンターを設置している事例は無いようだ。鳥取県の場合は、センターを所管する課が県立図書館であり、その構成員はさまざま変遷はあるが、現在は小中学校課、高等学校課、特別支援教育課の学校図書館担当の指導主事、東

部・中部・西部の教育局と教育センターの指導主事、そして図書館内の館長、支援協力課長、学校図書館支援員併小中学校課指導主事、学校図書館支援員併高等学校課指導主事、市町村図書館支援担当職員の12名であり、年2回を基本に定期的に連絡会を開催している。注目していただきたいのは、2015年度以降、図書館に勤務する学校図書館支援員は2人、そのうち1人は小中学校課の指導主事の併任が、もう1人は高等学校課の指導主事の併任がそれぞれかけられていることである。2015年度以前に小学校と高等学校の教諭が図書館に勤務しており、学校や教育委員会に出かけていくことは多々あったが、教員の立場で図書館に勤務しているとは言っても、肩書は図書館の職員である。指導主事という肩書が有るのと無いのでは、訪問の受け取られ方が大きく異なっていたものと思われる。言い換えれば、学校教育により直接的に発言できる武器が付与されたものと考えることができ、鳥取県における特徴といえる。

3. 指針を示すビジョンの作成・公開

“子どもたちの情報活用能力の習得に貢献する図書館を実現”といっても、これを念仏のように唱えているだけでは変化は起こらない。①学校図書館の機能役割とは何か、②鳥取県の学校図書館の現状と課題は何か、③子どもたちに身に付けさせたい情報活用能力とはどういうものか、④学校図書館活用教育で目指すものは何か、⑤実際に何をどのように行うのか等について、学校図書館関係者のみならず、県内すべての学校図書館関係者に

対し具体的に示し、同じ方向を目指して取組を進めていく必要があると考え、2015年度に『とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン（以下、ビジョンという。）』を検討・作成した。



▲ビジョンの概要版と学校図書館活用ハンドブック

このビジョンを学校内で活用してもらうには、学校現場の皆さんの意見をよくお聞きし、現場の課題に即した内容にすることが必須と考え、次のような検討体制を構築した。

事務局は県立図書館とし、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課の学校図書館担当者と小中学校課内の幼児教育担当者、計9名で構成。検討委員は、さまざまな校種から多様な意見聴取ができるようにと考え、座長を県教育委員会の教育次長とし、小中学校、高等学校、特別支援学校の校長先生、司書教諭、学校司書等10名と市部、町村部の教育委員会から2名の計13名で構成した。

このビジョンの特徴は、就学前から高等学校卒業時点までを継続的に捉え、発達段階に応じた身に付けさせたい情報活用能力を整理してまとめているところである。一般的に小学校から中学校まで情報収集活用能力をまとめた表を目にすることが多いのは、センターが市町村教育委員会または市町村立図書館に設置されていることが多いからで、鳥取県のビジョンはより幅広い発達段階を視野に入れ作成している。ビジョン完成後、2016（平成28）年4月には、すべての教職員の目に届くようにビジョンの概要版の個人配付を行った。

2015年に策定したこのビジョンも、時間の経過

によって時点修正する必要が生じたため2021（令和3）年度に1年かけて検討し2022（令和4）年3月に改訂版の公開を行った。改訂の主なポイントは、①県教委の活動の根幹に“ふるさとキャリア教育”を新たに据えたことに対応する修正、②新たな学習指導要領の施行、③GIGAスクール構想の前倒し、ICT活用教育の急速な進展に対応する修正の3点である。

4. ビジョンが指針としての力を発揮するために

ただし、ビジョンの公開によって、学校図書館活用の方向性を示すことができたとしても実際の図書館活用につなげていくことは難しいと考え、次の一手を考えた。それが、小学校・中学校における学校図書館活用教育の年間指導計画のモデルを示すことである。○年生の○○（教科）の授業では図書館を活用した授業ができるのではないかとという提案を小学1年生から中学3年生まで年間を通してすべての教科にわたって示すことで、授業者、司書教諭、学校司書のそれぞれが自校の状況に合わせて実現可能性について検討されることを期待した。ただし、これが学校図書館支援員が机上で作成した年間計画では現場のニーズに合わない場合もあると考え、東部・中部・西部のそれぞれに協力校や協力自治体をお願いし、学校現場での利用を検証しながら作成することとした。

この年間計画のモデルを示すにあたって、一つ大きな課題となったのは、鳥取県の場合は東部・中部・西部の3地域によって採択している教科書が異なることである。これによって各学校に配付するモデル案の組み合わせは複雑になり、3地区それぞれの案を作成する必要が生じたが、学校図書館支援員の頑張りによって何とか完成にこぎつけた。

5. 実際に授業が行われるために

授業における学校図書館活用の年間計画のモデル案を提示したとしても、まだ授業が行われるかどうかの確信が持てず、センターでは、授業で使える調べ学習用の教材の提案を行っている。小学校の○年生の○○の単元では、こういう資料を揃

えてはどうですかという見本である。先生方にとって、過去3年間ぐらいの出版状況を調べて、資料を比較し選書するという作業は容易ではない。そこで、あらかじめ学校図書館支援センターの職員が選書した現物見本を基準に、各单元ごとに揃えるべき資料を検討していただくことが狙いである。児童書見本図書として全点購入を行い、なおかつ、それらの資料の貸出を日常業務として行っている当館だからこそその支援である（他県の場合、全点購入を行っている資料は、都道府県立図書館まで閲覧しに出かけるスタイルが主流であり、数か月分ごとに市町村立図書館へ貸出する事例はほとんど無いと承知している）。



▲授業で使える見本図書のコーナー

鳥取県では、多くの市町村でこの見本図書を選書に活用していただいているが、中でもN町とH町がその利用において特徴的である。この二つの町は、学校司書に少しだけ時間の余裕が生まれる夏休み時期に県立図書館からすべてのセットを借り受け、見本図書1冊ずつについて、それぞれが町立図書館に何冊所蔵があるか、小学校・中学校の図書館には何冊所蔵があるかを丁寧に調べ授業利用の可能性をExcelの表にまとめた。この表を見れば、どの单元で授業ができるのか、資料が不足していて調べ学習ができないのはどの单元かが一目でわかることになる。

よく、学校図書館の資料購入費が少なくて調べ学習ができないというような発言を聞くが、何が足りないのか、どれぐらい足りないのかについて

具体的に表している説明は聞いたことがない。N町とH町が作成したこの表はまさにこの説明にあたり、足りない資料が見える化したものといえる。この表をもって学校事務の方に相談するなり、市町村立図書館に購入をお願いするなり、根本的に資料費が足りないから予算措置をしてほしいと教育委員会に依頼する根拠となる可能性がある。願うべきことは、「町立図書館から〇冊借りて、隣の小学校から〇冊借りて、中学校からも〇冊借りて今年も何とか授業ができました。」というような状況を打破することである。都道府県立図書館が授業で利用可能な見本図書を数セット揃えたところで100校を超える小学校で使用する資料を賄えるはずはない。各学校の教育課程に必要な資料は各学校で準備していただく。この当り前の環境が整うことを目指しているのである。

6. 学校図書館活用ハンドブックの作成

鳥取県ではすべての学校に司書教諭が配置され、過当たり5時間の授業時数の軽減が図られている。また、学校司書もほぼすべての学校に配置されているという恵まれた環境にある。しかしながら、計画的な司書教諭や学校司書の養成が図られているとは言い難い。司書教諭は人事異動の後の校内人事の中で決定されることが多く、業務の引き継ぎが行われない場合もある。また、学校司書も市町村ではすべての職員が会計年度任用職員であり、その待遇面からも職員が定着しているとまでは言い難い状況にある。そのような中で、初めて発令を受けた司書教諭でも初めて採用された学校司書でも、ある程度この本を読めば学校図書館の運営ができるというマニュアルを作成する必要があると考え、最初の学校図書館活用ハンドブックを2016年3月に作成・発行した。内容は、学校図書館の法的な位置づけ、司書教諭と学校司書の役割分担、本の並べ方、ラベルの付け方等、ごく基本的な事項で構成されている。限られた職員体制で運営がされることが多い学校図書館だからこそ、誰に聞かなくても、とにかく読めばわかるというものを目指し編集されている。

7. 学校司書の研修はどこが担うのか

現在学校では、一人一台端末の号令のもと、生徒一人一人にタブレット端末が配付されている。もちろん先生にもタブレットは配付されている。では学校司書はどうだろう？鳥取県内の多くの自治体では、学校司書が自由に使用できるタブレット端末の配付が行われていない。これで、生徒・先生と同じ土俵でどうやって授業支援ができるのだろうか。また、この環境の変化に合わせて、教諭を対象としたICT研修は盛んに実施されているが、事務職員としての立場にある学校司書を対象としたICT研修はどうだろう。どうやらこの部分がすんと抜け落ちていることが市町村の状況を調査していく中で明らかになった。この状況に対応するため2022年から学校司書を対象とした研修を計画した。初年度である2022年度は基本的事項を習得するための初級研修とし、今年度2023年度は初級に加え応用的内容も含む中級研修を考えている。多くの学校でGoogleの機能を活用した授業実践が行われているということで、講師は鳥取県と連携協定を結んでいるGoogle社から派遣してもらうこととした。この研修をより効果的なものにするために、研修実施に先立って県内のすべての市町村教育委員会を訪問し、Googleのアカウントをすべての学校司書に発行してもらうこと、会計年度任用職員であっても研修のための出張を認めてもらうこと、学校図書館固有のメールアドレスを発行してもらうこと、タブレットの活用について配慮いただくこと等をお願いした。幸いにも多くの教育委員会の協力を得て、状況が改善されていくことにつながっている。ご配慮いただいた皆様に心よりのお礼を申し上げたい。

8. 授業の実践事例の収集と公開

「6.」で紹介した学校図書館活用ハンドブックの後半部分には、県内の各学校で学校図書館を活用して行われた授業の実践事例が掲載されている。多くの人に提供していただきやすいように、フォーマットは単純化しA4・1枚で1事例とした。これは、毎年すべての学校に呼びかけをして

自主的に提供いただいたものであり、徐々にその数は増えている。

本来であれば、ハンドブックは内容が変更されるたびに印刷・製本し、すべての学校に配付したいところであるが、この授業実践事例が毎年追加されていくため、毎年印刷・製本するわけにもいかず、ホームページ上にファイルをアップロードすることにとどめている。このあたりにも今一步ハンドブックの利用が定着しない理由があるかとも想像できるが、相当の経費も掛かることからやむを得ない状況と考えている。

9. まとめ

学校現場では、GIGAスクール構想の前倒し、ICT活用教育の推進、探究学習の実践など急激にその学習手法に変化が生じている。我々が危惧するのは、「この状況に合わせて学校図書館も変化していけているのか」、「司書教諭、学校司書に求められるスキルを身に付けるための十分な研修機会などは保障されているのか」、「変化を求めている方たちの意識の中に学校図書館からの視点が欠落していないか」という点である。

社会教育施設である公共図書館が学校教育の支援を行うことは、どうしても斜めの視点からの支援となる場合が多く、環境整備にとどまってしまう場合が多いように感じる。しかし、実際に学校現場から求められる支援内容は、より直接的なものであり、現在はそれに加え対応の早さも合わせて求められている。学校図書館整備の主体はどこが担うべきかの議論を行っているうちに、変化に対応するタイミングを失いそうになっている。鳥取県の場合、まずは現存するセンターの機能をフルに生かしながら、子どもたちに必要な学習環境を提供するために、タイミングを逃さず支援の手を伸ばしていこうと考えている。

(こばやし たかし：鳥取県立図書館長)

[NDC10：016.2172 BSH：1.鳥取県立図書館 2.学校図書館]

目指すべき県立図書館像

—— 価値を創造する機能を付加する：神奈川県立図書館の事例 ——

森谷芳浩

1. はじめに

神奈川県立図書館は、2016年に策定した『県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方』¹⁾に沿って、現在、新築・改修を含む施設の再整備を進めている。この再整備によって目指すべき県立図書館像は、基本とする「専門的図書館」「広域的図書館」の機能に、「価値を創造する図書館」「魅せる図書館」の機能を付加することとした。

専門性、広域性といった点については、これまで論じられてきた都道府県立図書館の主要な機能として理解されやすいが、「価値を創造する」「魅せる」については、何のことかと思うのが普通の反応だろう。そこで本稿では、「価値を創造する図書館」として、昨年9月に開館した本館の取り組みについて、特に「Lib 活」と題したプログラムを中心に紹介し、その機能が意図し目指す姿を示してみたい。

2. 年間を通して学ぶプログラム

「Lib 活」は、図書館を活動場所として部活のように年間を通して学ぶプログラムとして企画した。参加者を募集するリーフレットでは「同じ興味を持つ仲間とともに、専門家の知見を生かしながら、交流を通じて学びを深め、知識を広げていく」と案内している。

会場は本館の4階「学び⇄交流エリア」という120㎡ほどのスペースを利用している。活動のない日は席を自由に組み替えて個人やグループでも利用できる、いわゆるラーニング・コモンズの運営を参考にしたスペースである。

次に、第1期として活動が終了した昨年度の各プログラムの内容を紹介する。

2.1 after5ゼミ

働く世代が参加しやすいように金曜の閉館後、午後7時から実施している。ゲストとの双方向のやり取りを行うゼミとブッククラブを組み合わせ

たところに特徴がある。昨年度は「働くことと暮らすこと」をテーマに4人のゲストを招いた。各ゲストから仕事の内容、これまでの経験などを語ってもらい、ファシリテーターの進行のもと、小グループでの話し合い、質疑応答などを行う。

after5ゼミ
社会の疑問を講義とゼミで考えよう

働く世代に身近な社会の疑問について4人のゼミで議論して考えよう。
独自の活動に取り組みを促すことで、今後の社会に貢献を促す。
議論を促す。

ファシリテーター
伊藤 達矢氏
(東京藝術大学社会連携センター 特任教授)

第1期テーマ「働くことと暮らすこと」
10月7日(金)、16日(日)にガイダンスを開催します。
メンバー募集期間：2022年10月7日(金)～11月1日(金)

11月25日(金) 「仕事」って何だろう? ナカムラ ケンタ氏(株式会社エヌエス 代表)	12月23日(金) お金に負けない働きかた 宮田 尚樹氏(株式会社エヌエス 代表)
1月27日(金) 働き方改革で働く一歩として働く面白さ ミネ シンゴ氏(株式会社アタリ 代表) 代表社員(代表)	2月24日(金) 「新しい仕事」をつくるには? 飯田 孝氏(株式会社パナソニック 代表/プロジェクトリーダー)

▲本館開館が9月のため第1期の期間は約半年

ゲストを招くゼミとは別の日にブッククラブを開催する。前回のゼミの振り返り、関連するテーマについて読んできた本などを、ホワイトボードも使いながらグループ内で議論し、最後に発表して全員で共有する。

ファシリテーターには伊藤達矢氏(東京藝術大学特任教授)を迎えた。伊藤氏はアートを介してコミュニティを作る仕事に携わっている方で、本ゼミを企画する過程で意見を伺っていた。なお、ブッククラブは当館の職員が進行を務めている。参加者からは意見交換の場があることで、ものの見方が広がる、学びが深まるといった感想が寄せられた。

2.2 県民が編む神奈川の半世紀

こちらは地域の歴史を県民の手で編んでいくことを目指している。県が刊行した『神奈川県史』は、1980年までの動きを収めているが、すでに40年以上の年月が経っている。そこで、高度経済成長期も含め比較的新しい時代の神奈川県の様子を取り上げて、参加者の執筆により成果物を作成していく計画である。

アドバイザーには、日本近現代史や横浜学が専門の大西比呂志氏(フェリス学院大学名誉教授)を

迎えた。このプログラムは、大西氏の講義を通して地域資料や時代背景への理解を深める「研究会」、参加者間で意見交換をしながら、図書館で調べたことを基に執筆作業を進める「実習日」、資料の収集や研究、作業を個々で進める「自主活動日」などによって構成している。

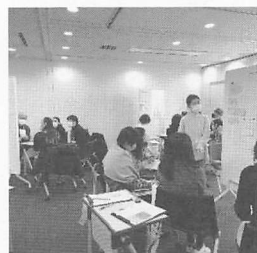
昨年度は、1981年から2020年までの期間について、参加者の関心領域に従って出来事をピックアップし年表を作成した。今年度はその年表を充実させていくとともに、統一したテーマを設定し編集することなどを検討している。

2.3 本を選び、本を読み、本を朗読する講座

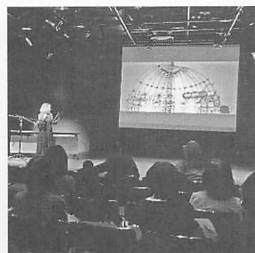
ボランティアの養成も兼ねて企画したプログラムである。フリーアナウンサー、書評家の北村浩子氏を講師として、本の選び方や声の出し方、本の紹介方法を学び、最終日には朗読イベントを開催した。参加者が選んだ本を紹介した後に朗読するところが、一般的な朗読会と少し違う点である。こちらも講師指導日とは別にグループ活動日を設定し、互いにアドバイスをしながら技術の向上を図った。今年度は実際にボランティアとして朗読会にかかわってもらう予定である。



▲県民が編む神奈川の半世紀 発表会



▲ブッククラブの様子



▲朗読イベント

3. 学びを支援する図書館へ

上記のとおり、「Lib活」はワークショップ、グループワークの要素を取り入れた参加型の学習機会を提供するイベントとして企画している。

それとは別に、個人に対しては書架の一部にNDCとは異なるテーマの企画棚を設け、知的探求心などに働きかける試みを行っている。さらに図書館の活用法についてメニューを設定し、1名から3名の定員に15分から30分程度説明する『パーソナルサポート』も始めた。

すでに当館は2014年に「新たな知を育む「価値創造」の場」という言葉を含む基本理念²⁾を定めている。「価値を創造する」とは図書館を知を育む場所にするものであり、いま再整備のなかで、学びのさまざまな形態に着目しながら、その実践に取り組み始めている。



▲企画棚のひとつ「司書箱」。テーマは「やっぱり京都」

4. おわりに

ところで、参加型のイベントを企画し運営する業務は、たとえばグループワークであれば、参加者の個性や要望、作業の進行状況などを事細かに把握しながら目標に向けてまとめ上げる難しさがあり、負担も大きい。

だが、図書館の仕事を取り巻く環境の変化のなかで、今後の司書の職としての将来性を考えると、カウンターからフロアで展開する業務に、生涯学習の領域で語られる学習支援者としての役割に目を向けていく必要があると思われる。

注

1) 「県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方」の取りまとめについて

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/cnt/f535504/index.html>

2) 基本理念の全文

神奈川県立の図書館は「知」を集積し、新たな「知」を育む「価値創造」の場として、神奈川の文化と産業の発展、社会づくりに寄与します。

(もりや よしひろ：神奈川県立図書館)

[NDC10：016.2137 BSH：神奈川県立図書館]

新静岡県立中央図書館の整備状況について

渡辺 勝・木村雄二

1. 新館整備までのいきさつ

静岡県ではJR東静岡駅南口に、2027（令和9）年度の完成を目指し、新県立図書館の設計業務を進めている。現行の形となるまで紆余曲折あったため、その経緯について簡単に述べる。

現行館は1969（昭和44）年完工で、築50年を超える。施設の老朽化や書庫の狭隘化、現在の社会情勢にそぐわない施設構造などの諸問題が顕在化し、平成半ばごろから、新図書館の必要性について繰り返し議論が行われていたが、具体的な進捗はなかった。

一方、静岡県ではJR東静岡駅南口に保有している県有地に、文化複合施設を建設する計画がかねてよりあったが、2016（平成28）年に計画を具体化していく際に、図書館の一部機能を内包する方針となったことから、新館整備は大きく動き出すこととなった。

当初は、新館と既存館を併用する計画であったため、機能分担についての検討を進めていたところ、既存館の長期的な使用が難しいことが後に判明したことから、分館構想は修正され、複合施設内に全面移転整備する方針となった。

その後、県の文化複合施設の計画が白紙となったが、早期の図書館整備の必要性は認められたため、結果的に、東静岡駅前に新県立図書館を先行して単独整備することとなった。以降は教育委員会が主体となって整備計画や設計者公募を進めている。

2. 新県立図書館のコンセプト

現行館は開館当時の理念や立地状況から、いわゆる第二線図書館としての役割、および高度・専門的な直接サービスに比重を置いている。原則月1回の正規職員による県内全市町立中央館訪問事業や、1,000人規模の県図書館大会を毎年開催する

一方で、資料は調査・研究用資料を中心に受入しており、所蔵一般資料における9類の割合も1割強程度に留まっている。このような運営を行う中で、新館のコンセプトがどのように定まっていたのか経緯をまとめる。

当初、文化複合施設への分館設置を受けて策定した基本構想（案）では、現行館の理念を引き継いだ三つの柱「①県民の生涯学習・読書活動の拠点としての図書館、②“ふじのくに（静岡県）”のことなら何でもわかる図書館、③県内市町立図書館等を強力に支援する図書館」を目指すべき姿として取りまとめていた。その後、文化複合施設への全面移転が決定した際、駅前という立地状況や文化複合施設との連動、施設コンセプトを反映した四つめの柱「④県民が出会い交わり、新しい文化を育む図書館」の理念が加わり、基本構想が策定された。

この四つの柱のコンセプトは、概ね①②③が「現行館の理念の継続・拡充」、④が「立地・時代に合わせた新サービスの実施」であった。それぞれ新館の方針としては必要な理念であったが、一方で方向性に相違のある箇所もあったため、次の段階として基本計画を策定する際、これらの方針をサービスとしてどう取りまとめるかが課題となった。

この課題に対応すべく、さまざまな図書館・文化施設等の調査を重ねた結果、無理に一つに取りまとめるのではなく、分けて整理することとした。つまり、両者を統合した単一のコンセプトを策定するのではなく、①②③を「県民の知のインフラとしての図書館」機能、④を「未来につながる新しいタイプの図書館」機能として、サービスやエリアを分けて策定する方針とした。これにより理念の違うサービスであっても、それぞれの機能の中で深化することが可能となり、異なる方向性の

サービスを矛盾なくまとめることが可能となったのである。

その後、新館が単独整備となった後も、これらのコンセプトは継続することとなった。策定の経緯こそ文化複合施設の影響があったが、結果としては静岡らしい新県立図書館のコンセプトに収まったと考えている。

3. 新県立図書館のサービス

「県民の知のインフラとしての図書館」機能では、現行館の評価点である地域資料の積極的な収集、研究機能に特化したサービスと選書、子ども図書研究室の設置とそれによる児童資料の全点収集、市町立図書館支援への注力などを引き続き充実させている。さらに、現行館の課題である収蔵能力の確保や、利用者ニーズに応じた複数の閲覧環境の提供への対応、児童サービスの拡充や直接サービスの提供に伴う児童図書室の新たな設置などにより、現行館の専門的・第二線図書館的な機能の拡充を図っている。

「未来につながる新しいタイプの図書館」機能では、県民のサードプレイスとなり、また新たな文化の創造・発信の場となる“図書館の枠を超えた学び・交流し・創造する場”の理念を実現する「交流スペース」を新規に設置している（詳しくは後述する）。

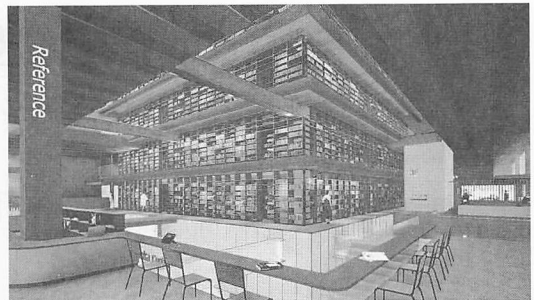
また、これらの方針とは別に、設計プロポーザルの最中に新型コロナウイルスがまん延したことに伴い、DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応も求められたため、AI技術を始めとする図書館DXへの対応も新館のコンセプトとして取り込んでいる。

4. 建築の特徴

従来、図書館建築では広い敷地に1層あたりにまとまった床面積を確保し、比較的低層建築を目指すことが望ましいとされている。一方、新館は敷地面積の制約があり、高層型の図書館となる見込みであるため、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点、動線の確保などについて、設計者等と密に打ち合わせをしている。

また、新館は読書以外のさまざまな活動が行われるため、ともすれば図書館としての雰囲気・一体感が損なわれることにもなりかねない。そこで、中央に資料体として書庫を設置し、常に本の存在

が感じられる空間とした。これにより、図書館利用の新しい形を提示しつつ、場としての図書館空間を保てるよう配慮している。



▲資料体イメージ（基本設計時）

5. 新しいタイプの図書館機能について

新県立図書館において、交流機能を有した新機能として位置づけているのが「交流スペース」である。「交流スペース」では、駅前立地を踏まえた気軽に読書空間に立ち寄れる場を構築するとともに、デジタルも含めた各種情報に触れられる機能、居心地の良い飲食機能、知的活動をアウトプットする機能を備えた、今までにない新しい知的空間とする方針である。理念やコンセプトの大枠は固まりつつあるため、今後はソフトの在り方や具体的な什器備品などについて、設計者等と詰めていきたい。

また、従来機能と新機能はコンセプトの時点では分けて整理していたが、一方で両機能の区切りが明確だと、単館であるのに複合施設感が出てしまう。両機能をどう融合していくか、こちらもこれからの実装の中で検討を重ねていきたい。

6. おわりに

新県立図書館は2022（令和4）年度時点で基本設計を進めており、ようやくハード面が見えてきた。今後はサービスやシステム、人員体制などのソフト面を鋭意創り上げていくフェーズである。令和時代の県立図書館に求められる機能を検証するとともに、ウィズコロナ・アフターコロナ経験後の図書館の在り方についても考慮しながら整備を進めていきたい。

（わたなべ まさる、きむら ゆうじ：静岡県教育委員会）

〔NDC10：016.2154 BSH：静岡県立中央図書館〕

もっと、高校図書館と連携を！

——新たなサービスをいっしょに創っていこう——

木下通子

1. はじめに

埼玉県は、2022年度から、新県立図書館の検討推進を始めました。新県立図書館検討の取り組みとしては、2022年夏から2023年3月末にかけて、「新埼玉県立図書館基本構想検討専門家会議」、「県民とともにつくる新県立図書館ワークショップ」を各4回開催、また、県政世論調査の中でも「県立図書館の将来像に関するニーズについて」という質問項目が追加されました。

現在、埼玉県が出している基本構想では、「埼玉の多彩な地域や文化に関する資料はもとより、市町村立図書館にはない図書など県民の情報への幅広いアクセスを可能とし、新たな時代の学び・交流・創造を育むとともに、デジタル技術を最大限に活用して、時間の制約なく（いつでも）、居場所にかかわらず（どこでも）、多様なニーズにこたえる（だれでも）「知の拠点」へ」と県立図書館の位置づけがされています。

2. 埼玉県には司書がいる

司書採用試験が中止されている自治体が多い中、埼玉県は継続して採用が行われている貴重な県です。埼玉県の司書採用試験が始まったのは1975年。私は1985年に司書として採用されたのですが、配属時の私の職名は「学校司書」でした。埼玉県立図書館と県立高校の司書は同採用でしたが、研修も別々に行われていたため、県立勤務の司書との交流はありませんでした。1986年に職名が「学校司書」から「司書」に変更され、1991年からは採用試験が人事委員会による「免許資格職職員採用試験」になり、希望すればレファレンスや児童サービスの研修に、高校司書も参加できるようになりました。ところが、2000年から採用試験が10

年ほど中断。2013年にやっと採用試験が再開されました。

現在、埼玉県では、県立図書館、県立高校あわせて200名以上の司書が専門職として働いています。そして、現在、採用試験再開後に採用された司書の数が全体の半分以上になりました。試験再開後の司書は、司書の専門職研修で会う機会も多く、同期会などを活発に行っているようです。2018年からは、司書5年経験者共通研修が始まり、県立の司書は高校の仕事を、高校の司書は県立の仕事を、研修という形で体験できるようになりました。この研修をきっかけに、人事交流がより活発になりました。

3. コロナでの学びの変化

埼玉県の県立高校は、コロナ禍で一気にICT化を推進し、Google for Educationで「学びの改革」を行っています。学校図書館もその波に乗り、本校では蔵書検索をクラウド化し自宅からも蔵書検索や予約ができるようになりました。また、図書館クラスルームで生徒への情報発信を始め、ペーパーレスの図書館になりました。

さて、2022年の学習指導要領の改正により、「主体的・対話的で深い学び」を目標にした総合的な探究の時間が始まりました。どの校種でも、総則で学校図書館の利活用がうたわれています。本校では、以前から探究学習と連携していましたが、コロナ前の連携は資料の用意や貸借が中心でした。ICT化が進んだおかげで、一昨年度からは探究学習の導入の時間に、情報検索の方法について、図書館から各クラスに配信できるようになりました。まさに、学校図書館の「情報センター」としての役割です。現在は、各学年の探究担当の先生とも

つながって、各学年のGoogleクラスルームで情報提供を行っています。

また、総合教育センターで行われている高校国語科教諭の5年次研修と中堅研修(10年)で、学校図書館の活用について学んでいただいています。この講義をきっかけに、研修を受けた先生が自校の学校図書館を活用し、高校司書と連携しています。

4. 県立図書館と高校図書館の連携

コロナ前に鳥取県の学校図書館支援センターを見学する機会がありました。新刊児童書全点購入、授業活用見本図書セットなどに圧倒されると共に、本を貸すだけではない学校支援に驚かされました。支援協力課に配属されている指導主事が、各学校を訪問し相談に乗っているのはとてもうらやましいです。また、支援センターがとりまとめを行い、高校生向けのビジネスプラン作成なども行っているようで、探究学習への支援もますます広がっていくと思います。

埼玉県には、残念ながら「学校図書館支援センター」がありません。県立久喜図書館に子ども読書支援センターが設置されていて、学校図書館支援もそこが担うことになっていますが、子ども図書室を開館しながらの運営で、学校図書館支援まで手が回っていないのが現状です。

埼玉県立図書館との連携協力という意味では、埼玉県立図書館の図書館協力担当と県立高校の図書館協力委員会が1年に1回連絡会を持っています。が、この連絡会では「こうとけんさく」の運営や本の貸借など物流についての話題が中心です。県立高校と県立図書館がつながるという意味では、「図書館と県民のつどい埼玉」というイベントがあります。「みんなが図書館でつながる日」というキャッチフレーズのもと、県立、市町村立、大学、高校図書館と、市民がいっしょに運営する図書館まつりです。実行委員として、館種を越えて集まっていますが、つどいの運営をするのが精一杯で、お互いの仕事を共有する時間はありません。

そんな中ですが、新しい動きも始まっています。埼玉県では、外国にルーツを持つ生徒を多く抱える学校の若手司書たちが、埼玉県立図書館の海外資料担当と協力し、「多文化サービス」についての意見交換会を企画するなど、司書同士のつながりで新しい取り組みが生まれています。

5. 埼玉県に「学校図書館支援センター」を

私は2023年1月から、月に1回Zoomで「みちねこサロン」という非正規雇用の学校司書さんに自分の仕事を語ってもらうサロンを開いています。サロンを開こうと思ったきっかけは、SNSで、「給料が安いので生活のため年末年始もスーパーでアルバイトをしている」とつぶやいている話を読んだからです。サロンで話を聞いてみると、年々雇用形態が悪くなり、研修もなく、司書同士の横のつながりも持てないという声が聞こえて来ました。自治体で採用されている学校司書なのに、くわしい仕事の説明もなく、すぐに一人で働かなくてはいけない。勤務校の先生方も学校司書の業務がわからない。市町村によっては、図書館の中に学校図書館を支援する役割を持つところもあるようですが、実情は地域によってかなり差があるようです。

埼玉県では埼玉県立高校図書館を17の地域に分けて、ネットワーク活動を行っています。ネットワークの中では、学期に1回会議を行い、情報交換や研修、新人司書のサポートを行っています。市町村立図書館と連絡会を持ち、展示などで連携している事例もあります。あくまでも私の妄想ですが、高校司書がネットワーク活動を広げて、地域の小・中学校図書館の支援をできないでしょうか。また、県立久喜図書館で行っている医療・情報サービス、県立熊谷図書館で行っているビジネス支援との連携もできそうです。新学習指導要領では、がん教育やキャリア教育が明記されているので、本の貸借だけでなく授業支援で連携できることが増えてくるのではないのでしょうか。そこで、提案です。新たな組織として、埼玉県立図書館内に「学校図書館支援センター」を作りませんか？

埼玉県教育委員会も、各高校での探究学習を充実させるために、学校図書館と高校司書の活用について、とても関心を持っています。埼玉県立図書館が教育委員会、そして高校図書館や総合教育センターとうまく連携し、埼玉県全体の学校図書館の支援を行っていく。県立と高校、それぞれの専門性を活かし連携をすることで、新たなサービスをいっしょに創っていけないと思っています。

(きのした みちこ：埼玉県立浦和第一女子高等学校図書館)
[NDC10：016.2134 BSH：1.埼玉県立図書館 2.学校図書館]

図書館界を支えるステート・ライブラリアンたち

——アメリカの図書館をつなぎ、輝かしているもの——

豊田恭子

1. はじめに

昨年10月に『闘う図書館－アメリカのライブラリアンシップ』（筑摩書房）を上梓した。アメリカの図書館界の高い意気や図書館員たちの溢れる自信がどこからきているのかを探ろうとして、ここ3年ほど私なりにアメリカの図書館制度や活動の歴史を調べてきた成果をまとめたものだ。

本稿では、調査を進めるなかで私が感じた日本とアメリカの違い、とりわけ州図書館局の存在について論じてみたい。

2. アメリカの組織的戦略的研修制度

私は2000年にビジネス支援図書館推進協議会の理事となり、それ以降、日本の公共図書館でいくつもの優れた実践が産まれるのを目にしてきた。しかし一方で、それがなかなか他館に波及していないもどかしさも同時に感じてきた。ある図書館が試行錯誤を重ね、非常にクリエイティブな新しい活動を始めても、それがいつまでも「点」に留まり、なかなか「線」につながっていかない。素晴らしいサービスが、せっかくその地域の行政や住民の評価を勝ち得ても、そのモデルが周辺地域に広がって「面」を構成することがない。

そこでアメリカの図書館政策を遂行する連邦機関「博物館・図書館サービス機構（IMLS）」やアメリカ図書館協会（ALA）などの活動を調べ始めると、まず気が付いたのが、研修内容にみる日本との違いだった。

日本で最も頻繁にみられる研修の形は、優れた実践を行った図書館による事例報告だろう。ここでは、先進的な実践を成功させるに至ったA館の担当者が、みずからの経験や考えを披露する。しかしそれに感動したB館やC館が、今後どうすれば同じことを実現できるのかについては、そこに

解が示されるわけではない。図書館はそれぞれ地域も規模も行政のありようもスタッフのレベルも違うから、B館やC館は、A館のノウハウをそのままコピーできるわけではなく、A館を参考にしながらも、それを自館の環境のなかにいかに導入するかについて、自分たちで頭をひねって考えるしかない。

アメリカにもそういった事例報告はあるが、ALAやIMLSが主催する研修はそこから大きく一歩を踏み出している。成功事例が汎用化されるのだ。これには図書館情報学の研究者やコンサルタントなどが介在するケースが多いのだが、たとえば〇〇サービスを開始するためには、「A→B→C→Dのプロセスを経ていくのがいい」とか「IからVまでの五つの要素をそろえることが必要」といった、どの図書館でも応用できるような形に一般化されて研修が行われる。特に、あるサービスを戦略的に普及させていこうとするような場合には、懇切丁寧なガイドブックが出版され、テンプレートが開発されて、それを使ったワークショップが開催される。参加者は、一般論を学ぶと同時に、各自テンプレートを埋めながら、自館にとっての「A→B→C→Dプロセス」や、「IからVまでの五つの要素」が何になるかを考え、講師と相談したり、チームで議論したりしながら、自館でそれを実現する方法を練り上げていくことができる。

つまり、ある館の成功事例や新サービスを横に広げ、図書館界全体の底上げを図る組織的研修システムが機能しているのだ。

3. 州図書館局の存在

とりわけ目をみはったのが、州図書館局というアメリカ特有の組織だ。州図書館局は州立図書館

と同居していることも多いが基本的には別機関で、州全域の図書館振興計画を策定し、連邦から降りてくる補助金を州内に配分する権限を一手に握っている。

この「連邦から降りてくる補助金」の額が2020年度実績で1.7億ドル（1ドル＝135円で計算すると約230億円）ととても大きく、日本の都道府県立図書館が国から受ける総額約2億円の100倍以上となるのだが、各州はこの補助金に州の予算を足し合わせ、その潤沢な資金を地域全体の図書館振興や、上記で紹介したような数々の研修に回す。そして自力ではなかなか現状を変えられない小規模図書館や僻地の図書館の電子化を促進したり、各種サービスの充実を手伝ったり、その自治体における予算獲得を助けたりするのだ。

それは市町村図書館の活動をより生き生きとさせるだけではない。手厚い支援は、それぞれの地域図書館が抱える問題を顕在化し、吸い上げる装置としても働く。共有された課題は、研修のあり方や制度・政策の改善要求につながり、それが更なる改革に反映されていく。

つまり州図書館局は、国や州レベルの図書館政策を各自治体におろすトップダウンの方向を後押しするだけでなく、地域の課題を国レベルにフィードバックするボトムアップの流れをつくるうえでも重要な役割を担い、制度改革や図書館界全体の進化・活性化の源泉となっているのだ。

4. ステート・ライブラリアンの活躍

とりわけその本領が発揮されたのが1990年代である。インターネットが普及し始め、デジタル化の波が押し寄せたとき、州図書館局は州内の弱小図書館が基盤となる設備を整えるのを援助だけでなく、公共、学校、大学、専門図書館をも包含した地域の情報ネットワーク網を構築し、新時代における図書館の姿をいち早く社会に示し、認知させることに成功した。国の情報戦略に呼応し、図書館が新時代の情報窓口になるというビジョンを描いて、情報通信技術の恩恵を受けられない人々も含めた、あらゆる人々の情報アクセスを保障する拠点としての役割を具現化した。こうして図書館の新たな役割は、1996年の図書館サービス技術法の制定や電気通信法の改正に反映され、そ

の後の予算拡大への道を拓いたのである。

もちろん、館種を超えたネットワークの構築にも、制度・政策への反映にも、かなりの腕力が必要とされた。州の財政や行政組織についての知識、幅広い人脈や交渉力、調整力、政治力、ビジネスセンス等々、通常の図書館情報学では学べないようなことばかりだ。しかし州図書館局長（ステート・ライブラリアン）たちは、自分たちの組織を作り、英知と努力でスキルを身に付け、独自の専門集団として成長していった。

そしてこの専門集団が育ったおかげで、米国図書館界は、新たな情報社会における図書館の橋頭堡を築くことができたのである。その後も今日に至るまで、州全域にわたるデータベース契約の締結、電子ブックの導入など、ステート・ライブラリアンたちの活動は、図書館界全体の底上げと、コミュニティにおける図書館の役割強化に大きく貢献してきている。

5. 日本の都道府県立図書館への期待

日本の都道府県立図書館とアメリカの州図書館局は、制度上の位置づけも権限の大きさもまったく違い、一緒に論じることができないのはよく承知している。それでも、アメリカでステート・ライブラリアンたちが果たした役割を日本に期待するとしたら、それは都道府県立図書館しかないだろうと私は思っている。

地域には、自力で課題を解決していける図書館ばかりではない。多くの小規模図書館は、予算も人材もないなかでもがいている。とりわけ学校図書館や専門図書館の状況は深刻だ。どうか地域の図書館全体の底上げに力を貸してほしい。それぞれの図書館が、それぞれの場で重要な情報アクセス拠点になり、人々の交流の場として機能し、図書館ネットワークの一端につながれば、日本の図書館界全体をもっと元気にすることができる。それは社会全体の情報網を豊かにし、図書館の存在意義を高めることにもなる。都道府県立図書館のもつ可能性を強く信じる者として、その活躍に心からのエールを送りたい。

（とよだ きょうこ：ビジネス支援図書館推進協議会）
[NDC10：016.253 BSH：図書館（公共）－アメリカ合衆国]



霞が関だより

▶第234回

●文部科学省

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。以下「法律」という。）に基づき、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「本計画」という。）を閣議決定しました（令和5年3月28日）。

これは、政府がおおむね5年ごとに策定するもので、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針を示すものです。

関係の皆様におかれましては、特に下記の点にご留意いただき、各種施策のより一層の充実を図られるようお願いいたします。

記

1. 不読率の低減

子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接するための環境整備及び取組の実施が重要です。不読率の改善に向けて、学校図書館に関するオリエンテーション等の学校種間の移行段階に着目した取組や、乳幼児期からの読み聞かせの推進をお願いいたします。

特に高校生の不読率の低減については、乳幼児期から中学生までの切れ目ない読書習慣の形成を促すとともに、探究的な学習活動での学校図書館等の利活用など、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進を図るようお願いいたします。

2. 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子どもや日本語指導を必要とする子どもなど、多様な子どもたちに対応した取組を行うことが重要です。「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基

本的な計画（読書バリアフリー基本計画）」等を踏まえ、多様な子どもたちが利用しやすい書籍及び電子書籍の整備・提供や、多言語対応等、学校図書館、図書館等の読書環境の充実に努めていただくとともに、積極的な取組を進めていただくようお願いいたします。

3. デジタル社会に対応した読書環境の整備

デジタル社会に対応した読書環境の整備を進める際に当たっては、GIGAスクール構想等の進展やデジタル田園都市国家構想を踏まえ、学校図書館や図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めることが重要です。その際、学校図書館と図書館が連携することや、個々の発達段階や状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択すること等、積極的な取組をお願いいたします。

4. 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもの最善の利益を実現する観点から、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて適切に政策に反映させていくことが求められています。そのため、子どもの読書活動の推進に当たっても、子どもが主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うようお願いいたします。

以上の基本的方針にそった取組を着実に実施するため、都道府県及び市町村においては、子どもの読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取組まれるよう、必要な環境及び体制を整備するとともに、法律第9条に基づく子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の策定を進めていただくようお願いいたします。

特に、都道府県におかれましては、市町村における図書館の設置や計画の策定が十分に進んでいない状況がある場合には、未設置・未策定の市町村に対し、必要な支援、助言等を行っていただくようお願いいたします。

また、子どもの読書活動の推進に当たり、都道府県及び市町村において、福祉部局等との連携や、学校、図書館、地域の民間団体、民間企業といった関係者との連携、協力を努め、横断的な取組を行い、地域に根ざした子どものための読書環境の醸成に取り組む体制を整備していただくようお願いいたします。

さらに、学校図書館については、令和4年度から令和8年度までを期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定に伴う地方財政措置の予算化等を通じ、計画的に整備を進めていただき、学校図書館図書標準の達成及び計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び司書教諭・学校司書の配置等を推進し、学校図書館の整備充実に努めていただくようお願いいたします。

なお、国としても、本計画に沿った取組の効果などを検証し、政策に反映するよう努めてまいりますので、実態把握を行う際には御協力をお願いいたします。



◀第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(本文)



◀第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(概要)

[NDC10:019.5 BSH:1.読書 2.児童]

第13期(2023年度)日本図書館協会 認定司書名簿及び審査(報告)

2023年4月1日

日本図書館協会認定司書事業委員会・認定司書審査会



第13期日本図書館協会認定司書(更新)名簿

第2051号 山田 久(小牧市中央図書館)
第2054号 井上 有佐(大阪市立都島図書館)
第2059号 久戸瀬瑞季(岡山県立図書館)
第2060号 砂生絵里奈(鶴ヶ島市 市民生活部)
第2063号 戸倉 信昭(大阪市立中央図書館)
第2071号 松本 哲郎(市原市立中央図書館)
第2090号 吉田 倫子(足立区立舎人図書館)
以上7名、認定司書番号順、勤務先は申請時

第13期日本図書館協会認定司書(新規)名簿

第1203号 沼田 博志(大田区立馬込図書館)
第1204号 小谷 祐仁(八尾市立龍華図書館)
第1205号 小野 貴士(杉並区立宮前図書館)
第1206号 花里千賀子(小牧市中央図書館)
第1207号 大深めぐみ(塩尻市立図書館)
第1208号 石黒 志保(市立米沢図書館)
第1209号 寺田奈緒子(大分市民図書館コンパルホール分館)
第1210号 青山 志織(塩尻市立図書館)
第1211号 徳本 藍(港区立高輪図書館)
以上9名、手続き完了順、勤務先は申請時

第13期日本図書館協会認定司書審査会

秋本 敏(元ふじみ野市立図書館長)
糸賀 雅児(認定司書審査会長、慶應義塾大学
名誉教授、元中央教育審議会生涯
学習分科会委員)
植田 佳宏(元広島県立図書館副館長)
大谷 康晴(認定司書事業委員会委員長、青山
学院大学教授)
呑海 沙織(筑波大学教授)

鍵水三千男(元千葉県総務部政策法務課政策法
務室長)

肩書きは第13期第2回審査会開催時

はじめに

認定司書は、“司書の専門性の向上に不可欠な実務経験並びに実践的知識及び技能を継続的に修得し公立図書館及び私立図書館の経営の中核を担いとうと司書として認定する者に対し付与するもの”(認定司書事業委員会規程第2条2項)である。その審査は、認定司書事業委員会のもとに設置された認定司書審査会が行っている(同規程第7条)。

第13期認定司書の審査の結果として、左の名簿に掲げる更新として7名、新規として9名を認定したので、経過と結果を報告するものである。

1. 認定司書審査会の構成と確認事項

認定司書審査会は、左に掲げた6名で構成されている。第12期と同一の構成で臨んでいる。

2022年7月9日に第13期審査会第1回会議がオンライン会議の形態で開催された。第1回審査会では審議の結果、申請書類の書式といった例年承認される事項以外に、1)事業スケジュールの改正(第2回審査会以後の手続きの変更)、2)協会個人会員として認定料(20,000円)を納付した認定司書が認定証有効期間中に協会を退会してなお認定司書を名乗る場合には協会非会員として納付すべき認定料110,000円との差額である90,000円を納付することが承認された。なお、2)については、定年退職を迎えた認定司書が個人会員B区分(会員の種類及び会費に関する規程参照)に切り替える等で、できるかぎり協会に関わることを勧めることが事

業委員会および審査会の真意である。

2. 申請書類の受付

申請書類の受付は2022年11月1日から11月30日までを期間とし、インターネット経由による電子申請によるものとした。受付数は認定更新申請者7名（第12期より1名増）、新規申請者11名（8名減）であり申請者は18名となった。

新規申請者の勤務地（表1）で見えていくと、東京、東海・中部からの申請が多かったのに対して、第12期まで最多の申請者がいた地域であった東京都を除く関東からの申請者はいなかった。

表1 申請者の勤務地

地 域	第13期	第12期まで	合 計
北海道・東北	1	17	18
関東	0	55	55
東京	4	42	46
東海・中部	3	47	50
近畿	1	46	47
中国・四国	1	18	19
九州・沖縄	1	27	28
合計	11	252	263

*表1～表3は新規認定司書およびその申請者を対象としている（更新は含まない）

3. 認定審査

第2回審査会は、2023年1月21日に日図協会館で開催された。審査会委員1名が移動禁止を医師より指示されたため、会場に参集したのは5名の委員となった。

審査では、申請者1名に対し、会場出席していた審査会委員5名の中から3名を審査担当としてランダムに割り当てて3名の合議による審査となっている。割り当てられた審査担当は個別に申請書類のデータを確認しながら、認定要件を充足しているか慎重に判断を行った。そして、個別による審査の終了後、それぞれの判定を開示して、判定の分かれた申請者に対して改めて委員全体の前で合議し、合否の判定を確定させた。なお、移動禁止指示が出た審査会委員については、上記の

合意段階からオンライン会議システムを経由して参加して、審査会の議事に加わっている。

認定司書審査会の結果を認定司書事業委員会も了承して、更新7名、新規9名の合計16名を認定司書候補者として理事会に諮ることとなった。

4. 認定司書の確定

2月22日に開催された2022年度第4回理事会において更新7名、新規9名が認定司書として承認され、2月24日に申請者に対して審査結果が通知された。認定の有効期間は2023年4月1日から2033年3月31日までの10年間となる。

なお、審査結果については、結果通知受理から30日以内の異議申し立てが認められているが結果通知受理後30日以上経過したと思われる3月末に至っても申し立てがなかったため審査結果は確定している。

5. 認定司書のプロフィール

第13期認定司書事業において、第12期まで認定司書がない地域から新たに認定された者はいなかったため、認定司書は45都道府県で誕生していることになる。申請者に対する認定者の割合（認定率）は新規認定が11名申請で9名認定、認定更新が7名申請で7名認定であったので、前者は82%、後者は100%となっている。

第13期に新規に認定された認定司書のプロフィールは以下の通りになる。経歴全体を通じて主たる勤務先で整理したのが表2、申請時の年齢と性別について整理したのが表3となる。新規認定司書の全員が、市区立図書館が主たる勤務経験となっている。また年齢も30代後半から50代になったばかりの年代に集中している。

表2 認定司書の主たる勤務図書館

館 種	第13期新規認定司書
町村立図書館	0
市区立図書館	9
都道府県立図書館	0
その他	0
合計	9

表3 認定司書の年齢と性別

	30代	40代	50代	60代以上	合計
女性	1	4	1	0	6
男性	0	2	1	0	3
その他	0	0	0	0	0
合計	1	6	2	0	9

6. オリジナル論文について

第13期で、オリジナル論文を提出した申請者が11名で、11名全員が認定されている。認定者のオリジナル論文のテーマは近年社会的に認知が高まっている概念や対象が取り上げられる一方で、図書館として長年取り組んでいるものも対象となっていて、多彩なものとなっている。申請者が関心を持ったテーマに取り組むことでオリジナル論文の質が向上すると思われる。テーマについては、一部を以下に紹介する。「公共図書館にはどのようなビジネス支援サービスが必要か」「メタバース公共電子図書館実現に向けて」「市民協働により実現する持続可能な図書館」「公共図書館における医療・健康情報サービスの現状と課題」「超高齢化社会における図書館の高齢者サービス」「『図書館のPR』に関する取り組みと考察」「訪れたいくなる図書館のための家具とは何か」「〇〇市における学校連携強化事業」

7. 最後に

第13期審査において認定されなかった方に不足していた要件は著作であり、その判断の根拠となったのは、著作が単なる事例紹介から脱していないというものであった。認定審査において申請

者が認定司書としての水準に達しているかどうかを判断する以上、対象となっている事例そのものが希少なものであるのかは関係ない。仮に対象がありふれたものであったとしても、引用や論旨の展開等において適切な手続きを行うという前提の下で、申請者による分析や考察が図書館経営に資するものであることが重要である。対象となる事例の希少性や重要性を問うているものではないことに留意されたい。

なお、認定司書事業においては、著作の主張について学術的な議論を必要とするレベルでの真偽を判定するものではない。申請者が適切な手続きに則って説明しているかどうかを判断していると承知されたい。

また、申請に際しては、研修受講等の自己研鑽については受講の証憑となるものの添付を求めているが、今回研修等開催時の配付資料もそのまま提出する申請者が散見された。最も証憑資料の分量の多い申請者からは合計して1,000ページを超えていた。少しでも正確に把握してもらいたいという意図によると思われるが、研修受講を確認するための証憑であるという本来の性格を踏まえて、証憑資料を整えていただきたい。

第3期認定司書の認定証有効期間は2023年3月31日までであった。第13期までに更新手続きをしていないと認定司書ではなくなるということになる。ただ、認定証の有効期間は終了しているが、更新に関する特例措置により第1期から第3期認定司書の認定更新の申請は2026年度の審査まで可能となっている。

[NDC10:013.1 BSH:1.図書館員 2.日本図書館協会]

認定司書の皆さまへ

- ・ご所属（勤務先）、ウェブサイトにて公開中の関心領域の変更がありましたら、認定司書事業委員会まで、ご連絡ください。
- ・認定司書ロゴマークの「名刺用シール」の追加をご希望の方は、JLA 認定司書事業委員会ウェブサイト (<https://www.jla.or.jp/nintei>) をご覧ください。

問合せ・連絡先 認定司書事業委員会 nintei@jla.or.jp

[報告]児童青少年委員会公開オンラインセミナー

「これからの公共図書館の YAサービスを考える」

JLA 児童青少年委員会

2023年2月13日(月)午後7時30分から、日図協児童青少年委員会は、「これからの公共図書館のYAサービスを考える」(参加人数69人)を開催した。以下、セミナーの内容に沿って三つのセクションごとに概要を報告したい。

1 YA世代の読書実態～発達段階や特性に応じた読書活動の支援について～(清野愛子氏)

相模原市立図書館司書で児童青少年委員会委員でもある清野氏からは、「本を読まない」と思われているYA世代が、実はいろいろな理由から「読めない」という指摘とともに、特に読めないと思われる高校生世代においては、「進学校」、「中堅校」、「教育困難校」にセグメント化し、それぞれに有効なアプローチ方法を提案された。

中学生の読書冊数は30年前との比較で2.1冊から4.7冊へと倍以上¹⁾になる一方、高校生の読書冊数はほぼ横ばいで、不読率は51.1%²⁾にのぼる。小・中学生が「朝の読書運動」の普及(小学校80% 中学校82%)の中で、学校生活内での読書活動を行ってきた一方、高校での「朝読」普及率45%³⁾程度である。また高校生においては、学校以外の時間はメディア接触時間が増加する他、さまざまな理由で忙しい。課題や部活、塾で忙しい「進学校」、部活やアルバイトで忙しい「中堅校」、「教育困難校」の生徒は、アルバイトや家庭の事情で忙しい上、さらに家庭での文化資本の欠落や「読み」への自信不足等により読書から遠ざかっている。けして読書が嫌いなわけではなく、さまざまな要因で読書から遠ざかっている、または、次の読書につながる本が見いだせない等の生徒に対してのア

プローチについて、清野氏の提案は以下のとおりである。

「進学校」タイプについては、相模原市立中等教育学校と桜美林大学が連携したPOP大賞の事例をもとに語られた。図書館から地元の進学校へ声掛けしたPOP作成の取り組みと地元大学の読書サークルの活動をマッチングさせ、POP作成・投票や図書館・高校・大学での巡回展示を通して、自発的に図書館の見学会が企画される等、異年齢の交流も果たせたという。本や図書館への親和性が高い図書委員等への働きかけとともに、図書館がそれぞれの読書活動の結節点となった好事例だろう。

「中堅校」タイプは、勉強のため図書館に来館することが多い層、また、映像化で話題となった本に関心を持つことも多いという特徴が挙げられた。少し前の事例ではあるが、塩尻市立図書館でのユニークな配架事例(「部活・同好会」「進路」等、オリジナルな見出しを立てている工夫)は、地元の学校図書館へのニーズ聞き取り調査をもとにしたものという。また、図書館内での「映え」を狙った図書展示として、青い表紙の本ばかり集めた「青の展示」(相模原市立図書館)が紹介された。来館する生徒たちの関心を集めたようだ。

「教育困難校」には、アルバイトや家事で忙しく、読書に心理的な抵抗を持つ生徒も多いが、幼少時に親しんだ絵本や今、話題の本については興味を持つ可能性がある。また、彼らの中には、家族の介護等で忙殺される「ヤングケアラー」が一定数いることが予想されるが、彼らへ直接の支援はできなくとも、支援者と図書館が連携することによってアウトリーチができる例として、ブック

リスト「ヤングケアラーってなに？」(足立区立図書館)と「ヤングケアラーに関する展示」(相模原市立図書館)が紹介された。彼らが図書館で本を借りることはかなわなくても、「自分もヤングケアラーかもしれない」という気づきを与えたり、支援者へつなげたり、一般の来館者へ存在を周知することはできる。また、ヤングケアラーに対して、学校以外の居場所を提供することもできるだろう。

子どもたちの発達段階において切れ目のない読書支援を行うためには、何が必要なのだろうか。清野氏が駿河台大学の司書課程の学生へ「なぜ司書課程を履修しようと思ったか」というアンケートを取ったところ、「小さいころから図書館によく通っていた」「司書から本をすすめてもらった」「学校図書館で本を借りた」「学童で読書していた」「友達を読書好きだった」「学校図書館の居心地がよかった」等の回答が目立ったという。司書課程の学生といういわば「図書館ファン」である学生たちは、各発達段階において、図書館の存在とともに、友人や学校司書等から刺激を受けてきた。読書や図書館に親しんできた子どもたちは、たとえ忙しい中高生の一時期、読書から遠ざかったとしても、生涯にわたって本に親しみ図書館を使いこなしていく習慣ができるのだろうし、それこそがYAサービスの真の目的であるともいえる。

今年4月からこども基本法が施行され、こども家庭庁が発足する。その中で、子どもの発達段階に応じた読書支援や子どもの居場所づくり等、図書館の持つ力が一層、生かされていくだろう。なお、YAサービスとは「図書館資源(機能)を通じて、自立した大人を育成すること」(IFLA)と定義されており、単にYAコーナーを設置して読書推進をすればよい訳ではなく、逆に担当がいなければできないものでもない。しめくくりの言葉は、「皆さんの図書館に来ているYAは少ないのでは?」「できることはたくさんあるはず!」であった。

2 都城市立図書館のYAサービス(服部紗香氏)

服部氏が勤務する都城市立図書館は、市中心部のショッピングモールが移転した場所に2018年オープンした。人口16万人の中、年間55万人が図書館に来館するという。図書館は「人々が集まり交流する場」として期待されており、服部氏は「場づくりチーム」として、YAや児童を対象とし

たサービスを行う部門に属している。同館で特徴的な「ティーンズスタジオ」の「ファッションラボ」は、シルクスクリーンを使ったデザインや服作りが行え、フォットショップ等の操作体験もできるという。高校との連携で出張ワークショップも行っているとのこと。

「ティーンズスタジオ」の図書展示や配架にはそれぞれ工夫がこらされている。ゆとりをもった配架(利用の少ない本・5年以上経過した図書は除架対象)とし、面展示を多用している。また、「こころ」「学習法」等の10代の生活に沿ったテーマ別配架を行っている。未来を考えたり、悩みを解決する手掛かりになってほしいとのことだ。

本箱を利用したかわいい展示コーナーもあり、一般書・児童書双方から展示本を選ぶほか、本の見た目(お洒落かどうか)も考慮しているという。二次元コードを読み取ると、本と関連したYouTubeの動画とリンクしたり、タイトルとタイトルをつなぐしりとり展示等の取り組みも楽しい。本を借りに来たわけではない子どもたちが本に興味を持つように工夫をこらしていると感じた。気軽な参加イベントとして、ふせんとペンと場所だけ設定し、「今年の抱負」や「好きなマンガ教えて」等を書いてもらう取り組みは多くの子どもたちが参加したという。一方、失敗事例としては、「好きな本をメッセージカードで広めよう」だったそう

だ。館内で子どもたちがどう過ごしているのか、イベントに参加中のときはどんな様子か等、チームで話し合い、フィードバックするという姿勢が印象的だった。ともすれば、個人の力ややる気に頼りがちだと言われることもあるYAサービスだが、都城市の場合は、子どもたちの中に図書館の存在が身近となること、大人になっても居場所であることを目指してチームで活動する姿が印象的だった。さまざまな展示や配架のアイデアとともに、大変示唆に富むものだと感じた。

3 相模原市立図書館の電子書籍サービス(岩永知子氏)

相模原市では、2022年9月から市立図書館がIDを交付する形で、小・中学校の児童生徒ならびに教職員等に電子書籍サービスを開始している。導入は国のコロナ対応の地方創生臨時交付金によるもので、GIGAスクール構想で児童生徒に配付さ

れたタブレット端末で閲覧している。コンテンツは授業で活用できるものを中心として、「読み放題パッケージコンテンツ」、読み物・知識の本等で、2,000点にのぼる。私立小中学生も利用できるとのこと。

中学生の利用状況（貸出・閲覧・予約を一度でも利用した人の累計）は、9月開始以降、毎月200人ずつ増加しており、12月時点で2,796人、全体の16.65%。利用時間は朝8時から9時が多く、朝の読書で利用されていることがうかがわれるが、夜も一定数利用されている。よく読まれるコンテンツは、「読み放題」では『人間失格』等の名作、知識の本では『教養天文学』等、読み物では『青春サブリ。』、ライトノベルでは『ようこそ実力市場主義の教室へ』等という。なお、導入にあたっては利用状況を検証できるように、IDで小中学校別のほか、学校・学年まできめ細やかに把握しているという。ログインした中学生の目に触れるように特集を作る等の工夫もされている。読みたい気持ちを逃さないよう最大限の努力をしたいとのことだった。

相模原市の取り組みは、交付金により導入したが、今後は他の自治体同様、一般財源を確保する必要がある。予算の問題の他にも、電子書籍の制約としては、読み放題コンテンツの不足や、調べ学習のコンテンツでは同時に複数人が活用できるものが少ないこと等が挙げられる。

一方、岩永氏は、電子書籍のメリットとして、すきま時間で読めること、借りやすいこと（画面の向こうに本がある）、読みたい本を自由に選べること（児童コーナー、YAコーナー等といった場にとらわれず手に触れることができる）を挙げている。紙の代わりに電子書籍ではなく、電子書籍をきっかけとして紙の本に親しんでもらいたいとのことだった。約2か月という短い準備期間の中で、学校と連携し、さまざまな工夫がされていることがわかった。今後の動向に注目したい。

このセミナーは、前回に引き続きオンラインで実施した。平日夜にも関わらず、講師をはじめとして全国から公共図書館や学校図書館の司書の方に参加していただけたのはオンラインセミナーならではのメリットだろう。

アンケート結果での満足度は高く（「大変満足」「満足」のみ）、総論から事例紹介へ至る構成のわか

りやすさ、具体的かつエビデンスに基づいていること等を評価する方が多かった。なお、当日は3人の講師にお願いした関係上、スケジュールがタイトとなり、質疑応答の時間が取れなかったことが残念である。事前と事後に頂いた質問は、それぞれの方へ講師からメールで回答している。そのうち一つをここで紹介したい。

Q 中高生対象の読むことの応援とは？

A 「読んでほしい本」を押し付けるのではなく、潜在的なニーズも含めた中高生の「読みたい（だろう）」本との出会いを、さまざまな手法を用いてデザインすることだと考えます。中高生たちの多くは、たくさんの本の中から自分のニーズにぴったりの本を探し出すにはまだまだ未熟なユーザーであると考えられます。なおかつ、読みたくても時間がない等の理由で「読めない」人も多いと思います。そんな彼らに対して、YAコーナーを作って特集展示やブックリストを発行したり、身近な学校図書館を通じた支援や、電子書籍によるアプローチを行うことで、本と出合うきっかけづくりを行い、読書活動を支援すること＝「読むことを応援」することなのではないでしょうか。（清野講師）

なお、YAセミナーの発表スライドに掲載したURL等は、児童青少年委員会HPに掲載しているので参考にご覧いただきたい。

■注

- 1) 「第67回学校読書調査（2022年）」（全国学校図書館協議会）
 - 2) 「令和4年度子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ（概要）」
https://www.mext.go.jp/content/20221227-mxt_chisui02-000026353_8.pdf
 - 3) 「朝の読書」全国都道府県別実施校数
https://www.tohan.jp/topics/upload_pdf/asadoku_school.pdf
- JLA 児童青少年委員会 HP
<https://www.jla.or.jp/committees/jidou/tabid/275/Default.aspx>

（文責・鈴江 夏^{すずゐ なつ}：JLA 児童青少年委員会委員、

横浜市港北図書館）

[NDC10：015.93 BSH：ヤングアダルトサービス]

声—各地の代議員から③

「業界団体」としての日本図書館協会に期待すること
小澤多美子

私は長く県立長野図書館に勤務していたが、2020年度から教育委員会の文化財・生涯学習課に異動となり、図書館の管理運営等を担当している。

昨年度は、2023年度から新たにスタートする県の総合計画や教育振興基本計画を策定する業務に関わる中で、図書館に関する施策をどのように計画に盛り込むかに非常に腐心した。それは県の図書館行政の中期的な方針になるため、社会の流れとしての「これからの図書館」や生涯学習・社会教育に求められている役割もふまえる必要がある。そこで「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（文部科学省 2022年8月）等の資料も参考にして言葉を選んでいったのだが、同資料の「概要」には“図書館”というキーワードが一度も出てこない（※）。計画等の策定にあたっては、そこに一つでも言葉が入っていることが大きな意味をもつということを痛感していた時期だったので、これはとても残念に思った（※“公民館等の社会教育施設”と表現されている）。

日本図書館協会は、言うまでもなく図書館業界を代表する団体である。私が一会員として、また代議員としてそのような立場の協会に期待することは、「図書館」のための内向きな組織ではなく、「これからの市民の暮らし」を考え、それを支える「これからの図書館像」の実現に向けて行動する組織であってほしいということだ。

そのために、国や関連業界等に向けて主張すべきことは主張し、計画や指針などの策定といった大きな流れにくい込めるよう業界団体としての影響力を行使してほしい。これまででも取り組んでおられるが、より複雑化・高度化する社会においてはそうした取り組みが一層重要になるものと思う。

もちろん私自身も、他人任せにするのではなく、行動する一人として、今いる場所でできることに取り組んでいきたい。

（おざわ たみこ）

長野県個人会員選出代議員、長野県教育委員会事務局）

つながりを構築するための試み

島津芳枝

補欠選挙から代議員となって2年。九州ではコロナを契機に末次理事が主体となり、各県の代議員で月に1回オンライン会議を行っている。情報交換だけでなく、末次理事による理事会や総会の流れの解説もあり、おかげで私のような「ピヨピヨ」の会員でも何とか議論の流れが理解できている気がする。各地域でも実施をお勧めしたい。時折「代議員以外でも参加して良い」会があり、個人会員をお誘いしたこともある。顔の見えるつながり構築のために、県単位の会員名簿にメールアドレスを掲載可にしてほしい。

さて、いかにも熱心な会員のように書いているが、私自身は協会を通してつながりを得たとは言い難い。日本図書館協会の全国図書館大会は規模が大きすぎて、一度参加したくらいでは顔見知りになどなれない。顔の見えるつながりができたのは、比較的小さな団体でのことだ。基本的には自費のため、九州からはそうそう参加できない。地方から勉強しようと参加した者が「行って良かった」と思えるかどうか、今後個人会員を増やすための課題だろう。初参加者には、同じ地区の先達が開催地の情報やつながり紹介など、多少の世話をしても良いのかもしれない。

昨年出版された豊田恭子さんの『闘う図書館—アメリカのライブラリアンシップ』（筑摩書房）を読むと、ALAのとても政治的・戦略的（に見える）活動や、どん欲に補助金などを活用していく図書館の姿にも衝撃を受ける。激動の時代にオンライン参加したJLAの代議員総会では、以前からの課題に終始して、今後の戦略はおろかオンラインを活用した戦術的な取り組みも未だ、というように思える。オンライン参加者の意見を汲み上げつつ、その後のリアル参加でのつながり強化も含めて、そろそろ前向きに進むように望みたい。

（しまづ よしえ）

大分県個人会員選出代議員、宇佐市民図書館）

[NDC10：010.6 BSH：日本図書館協会]

小規模 図書館 奮戦記

その301 国立ハンセン病資料館図書室

資料と想いを 受け継ぐ図書館



現在リニューアル準備中)。

斉藤 聖

1. 図書室について

東京都東村山市にある、国立ハンセン病療養所多磨全生園。その隣に建つ国立ハンセン病資料館の2階には、図書室があります。国立ハンセン病資料館の前身である高松宮記念ハンセン病資料館は1993年、ハンセン病回復者の方々が自らの生きた証を残し、社会に過ちが繰り返されないよう訴えることを目的として設立されました。当時の図書室は現在の1階事務室周辺にありましたが、2007年に国立の資料館としてリニューアルオープンし、現在の位置に移りました。

図書室にはもう一つ、前身といえる施設があります。1977年に多磨全生園内に設置された「ハンセン病図書館」です。ハンセン病図書館は、主任を務めていた回復者の故・山下道輔氏が手ずから収集した数多くの資料を収めた図書館でした。ハンセン病図書館は2008年に閉鎖され、所蔵されていた資料の大半を国立ハンセン病資料館図書室へご寄贈いただきました。

2. 蔵書について

国立ハンセン病資料館図書室の名の通り、当館図書室ではハンセン病やその周辺問題に関わる書籍を広く収集しています。2023年4月現在、図書室にはおよそ37,000点の資料が所蔵されています。図書、雑誌、論文などの紙資料のほか、DVDなどの映像資料、CDなどの音声資料も一部所蔵しています。山下道輔氏が収集していた文書等も、一部は図書資料として図書室で管理しているもの

があります。

主要なコレクションとしては、全国の国立ハンセン病療養所内で発行されている機関誌があります。これらは年ごとに合冊しており、来室されたお客様に手に取ってご覧いただけるよう、最新号を含めた全号を開架の閲覧室に配架しています。前述のハンセン病図書館から寄贈された図書も、その大半を閲覧室に配架しています。その他、全国の療養所のうち10か所を巡りながら多数の写真を残した写真家の趙根在氏の旧蔵書である趙根在文庫は閉架書庫に配架されていますが、OPACでは検索にヒットするよう設定しており、貸出も可能としています。

所蔵資料の分類にはNDCのほか、全国のハンセン病療養所や関連団体などから発行されたものには独自の分類番号を使用しています。これはハンセン病図書館で使用されていた分類の名残りで、当初は所蔵している資料の量も多くなく、NDCで分類しても1か所に固まってしまうため、療養所ごと、あるいは俳句・短歌・詩などのジャンルごとに特殊な分類をしていました。その他、キッズコーナーの独自分類番号もあります。

ハンセン病にまつわる資料は古いものが多く、個人出版のものや数量限定のもの、非売品など、代えの利かない資料が多数あります。当館図書室ではそういった資料のデジタル化も進めており、その中でもデジタル化したハンセン病療養所機関誌はアーカイブ化して館内で公開しております(機関誌アーカイブは2023年4月

3. 最近の図書室について

当館で行われる企画展やギャラリー展に際して、それぞれのテーマの関連書籍を図書室内で展示する試みを始めました。また、遠方にお住まいの方でも貸出を利用できるよう、2020年10月より郵送による貸出サービスも開始いたしました。2022年3月には当館で行われているイベント「ミュージアムトーク」に図書室が初めて参加し、図書室史上初、閉架書庫にカメラを入れて図書室のご紹介をさせていただきました。2023年2月末より国立国会図書館のレファレンス協同データベース事業にも参加し、多くの方々にご利用いただけるよう工夫を重ねています。

4. 利用案内

国立ハンセン病資料館図書室はどなたでも利用できます。来室しての図書の閲覧やレファレンスはもちろん、利用者登録を行えば図書の貸出も可能です。開室は火曜～日曜の午前9時半～午後4時半まで(月曜定休)。ご利用についてのお問い合わせやレファレンスのご依頼はメール(lib@nhdm.jp)または電話(代表:042-396-2909)またはFAX(042-396-2981)にて承ります。

■「レファレンス協同データベース」

国立ハンセン病資料館図書室

https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=pro_view&id=4100012

(さいう あきら)

国立ハンセン病資料館図書室)

[NDC10:018.494

BSH:国立ハンセン病資料館図書室]

れふあれんす

三題噺

連載その三百二

広島市立中央図書館の巻

図書館の調べる力で、 利用者の見たい・知りたいに応える —広島市立中央図書館のレファレンスから—

◆
浜田恭子

広島市立中央図書館は、人口約120万人が暮らす中四国最大の都市・広島市の中心地に位置しています。周辺には官公庁や大企業の支部・支店が多く集まり、平和記念公園からもほど近く、地元の人だけでなくさまざまな方が訪れる図書館です。

レファレンスについては、地域に関する質問は地域資料を備えた広島資料室で、地域以外の全般的な質問は参考閲覧室で受け付け、各室担当職員全員で行っています。職員にそれぞれ専門の分野があるわけではなく、カウンターに寄せられるさまざまな質問に全員で対応すること、またレファレンス記録を作成し情報共有することにより、職員全体のレファレンス・スキルの向上を目指しています。

参考閲覧室を担当して3年、レファレンスカウンターには実に多くの質問が寄せられ、それらの質問が多岐に及ぶということを肌で感じる日々です。約87万冊の蔵書はレファレンスに十分に役立っていますが、それでも質問を受けた際にはすぐに提供できる資料が見つかる気がしても、調べていくとなかなか見つからないということもよくあります。そんな「資料がありそうでないと感じた」質問三つを紹介します。

その1

レバノンにあるアンジャール遺跡について知りたい。

電話での問い合わせで、世界遺産を調べる学校の課題とのことでした。来館での問い合わせであれば、質問者に検索の仕方などを案内しながら一緒に調べるようにしていますが、回答は、見つかった資料の書名と記載内容を電話で紹介するだけになりました。

まず概要をつかむためにジャパンナレッジで検索する

と、アンジャール遺跡は、「レバノン東部にある城塞都市の遺跡」で「8世紀にウマイヤ朝のワリード1世により建設」され「1984年に世界遺産（文化遺産）に登録された」ことがわかりました。

有名な世界遺産は名称でキーワード検索すると何かしらの情報が得られる場合があるので、念のため、自館資料を「アンジャール」でキーワード検索しましたが、ヒットしませんでした。そこで、書棚で世界遺産に関連する資料を探すと『ユネスコ世界遺産3 西アジア』（講談社1998年）のp.146-151「イスラーム都市アンジャール」に、説明文と写真の記載がありました。次に自館資料を「ウマイヤ朝」でキーワード検索したところ、『イスラム』（タツシエン・ジャパン 2002年）のp.75-80「貴族の街：アンジャール」に説明文、図、写真が記載されていました。最後にガイドブックを確認すると、『地球の歩き方 E04 ペトラ遺跡とヨルダン レバノン '14-'15』（ダイヤモンド・ビッグ社 2013年）のp.273「アンジャール」に説明文と写真が記載されていました。一つ一つの資料からの情報は少ないですが、世界遺産、建築関係、ガイドブックなど、アプローチの方法を工夫することで、いろいろな分野の資料が見つかることを感じた事例でした。

その2

昭和40年代の電柱を支える支線（しせん）ワイヤーの結び方（かけ方）が見たい。

質問者は、自分が高校生の頃（昭和40年代）に恩師が話していたのを思い出して質問されたそうです。「当時は電柱ではなく、木柱だったかもしれない、昭和30年代から40年代にかけて出版された本に手順が記載されているのでは」と話されていました。

自館資料を「電柱」「木柱」「支線」でキーワード検索しましたが、ヒットしません。そこで、国立国会図書館サーチで「木柱」「支線」をキーワードに検索すると、52件ヒットしたので、キーワードに「ワイヤー」を追加すると、3件ヒットしました。そのうち、『標準作業図集 市内線路編』（電気通信協会 1967）を、国立国会図書館デジタルコレクションで確認すると、p.77-126「2.1支線」に、支線の種類と木柱への支線の取付け方が図とともに記載されていました。しかし、質問者の話されていた年代と出版年が異なるので、国立国会図書館サーチで今度は「電柱」「支線」をキーワードに検索し、出版年が1950年代の資料を国立国会図書館デジタルコレクションで確認すると、『架空配電要綱』（コロナ社 1955年）の「3.6支線および支柱の施設」、「G. 支線の巻留方法」に折り曲げた鉄線の巻き方として、爪巻きと笛巻きの2通りが記載されていました。さらに同じ著者の『外線工事』（電気書院 1955年）には、p.54-59「支線の取付」の「5.4.9支線の巻留」に爪巻きと笛巻きの二種類の支線の巻留方法が、図とともに詳しく記載されていました。

古い資料の情報を求められ、自館資料では対応しきれないときに、国立国会図書館デジタルコレクションの資料が閲覧できることで、質問者に提供できる資料の幅や量が格段に広がったように感じています。一方で、年配の方ほどデジタル資料の閲覧を敬遠されがちなのにも感じます。丁寧に案内していくことで、質問者の心理的なハードルを下げていきたいと考えています。

その3

日本の葬儀で行われる「骨噛み（ほねかみ）」という風習について記載されている資料が見たい。

質問者は、遺骨を噛む風習がかつて行われており、今も一部の地域に残っていると聞いたことがあると話されていました。

まず、自館資料を「骨噛み」でキーワード検索しましたがヒットせず、民俗学に関係する自館の辞書、事典類を確認しましたが、記載は見つかりませんでした。レファレンス協同データベース、ジャパンナレッジで検索しましたがヒットしませんでした。国立国会図書館サーチで1件ヒットした資料は自館に所蔵がないものでした。そこで、国立国会図書館デジタルコレクションで「葬儀」「骨噛み」をキーワードに検索すると、「葬礼会食とお葬い饅頭－末那板・眞板田の語るもの」牧民郎（『鹿児島民

俗』110：p.20-27 鹿児島民俗学会 1996年）のp.22に、「九州には骨しゃぶりや骨噛みといって、死者の骨をかじり、これによって鎮魂するという風習を、伝えていたところがあった。」との記載がありました。

さらに、検索エンジン google で「骨噛み」をキーワードに検索すると、「悲しみのあまり「遺骨を噛む」おかしい？それとも理解できる？」（産経ニュース）<https://www.sankei.com/article/20161106-7WPEWAE3KJPMJHLQ7NT7ZH3PWY/2/>（2023/3/31最終確認）が見つかり、遺骨を食べることについて「筑豊地域の方言に『骨噛み』という言葉があります。本来『骨噛み』とは、宗教学者の山折哲雄氏が『日本文化の深層と沖縄（1996年）』の中で指摘するように、「近親者や知人が焼きあがってきたホトケの骨を実際に噛んで、哀悼の意を表す言葉だった」との葬儀アドバイザーの見解が記載されていました。方言であるならと、『日本方言大辞典 下巻 た～ん』（小学館 1989年）で「骨噛み」を引くと、長崎県の方言で「葬式の日死んだ人の家でごちそうを食べること」とありましたが、遺骨を噛む風習については記載されていませんでした。次に、記事に引用されていた資料を探すため、検索エンジン google で「日本文化の深層と沖縄」「山折哲雄」をキーワードに検索すると、「序言」山折哲雄（『日本文化の深層と沖縄』12：p.1-6 国際日本文化研究センター 1996年 <http://doi.org/10.15055/00005462>（2023/3/31最終確認））に、沖縄などの骨を噛む風習について記載がありました。わずかな手掛かりをもとに、いろいろな検索手段を使って調べた結果、徐々に記載が見つけれられた事例でした。

質問に対し十分に答えられているか、十分に探し尽くしているかに留意して質問者に回答しています。「回答は、解答ではない。」と理解していても、提供できる資料、情報が限られてしまうときほど、スキルがないために調査が不十分になっているかもしれない、まだ他の方法でアプローチすれば結果が違ったのでは？と不安になるときもあります。それでも質問者からの「図書館に聞いてよかった」の言葉を糧に、これからも職員一丸となって調べる力を磨いていきたいと思います。

（はまだ きょうこ：広島市立中央図書館）
[NDC10：015.2 BSH：レファレンス ワーク]



お宝紹介!

第231回

日本大学図書館法学部分館



西洋法制史コレクション



グロティウスコレクション

—法学の枠を超えた資料群—

瀬戸口千代

本稿では、長い時を掛けて収集・整理された当館の2つの主要コレクションについて紹介したい。

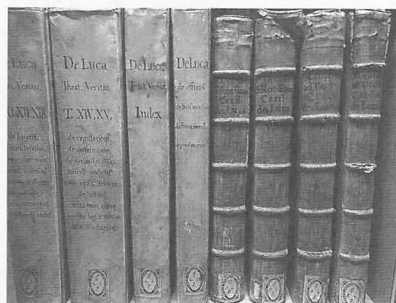
1. 西洋法制史コレクション

当館の貴重書庫内の木製棚に並ぶ膨大な数の資料群は、初めて目にする人を驚かせるようだ。本コレクションは、その内のおよそ2,000冊からなる。当時収集に尽力された教員によると、古書店から特に貴重性が高く、専門的な需要のある書籍を購入するのは一苦労だったようだ。書店主と食事を共にして相互理解を深め、その書籍の買い手に値するとの信頼を得た後によりやく譲り受けることもあったという。

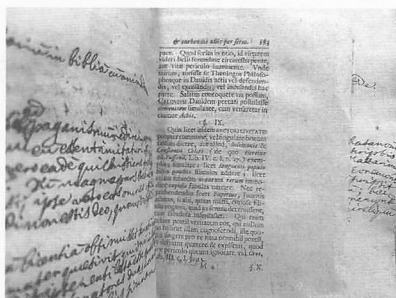
資料の整理にもまた長い年月を要している。収集教員の指導のもと、大学院生2名による書誌採録作業にはじまり、別の専門教員により著者名ごとに書誌ファイルを整理した後、著者のアルファベット順に資料を並べ直した。この作業は授業が終了する16時過ぎから図書館閉館前の20時頃まで数年間継続して行われた。

資料の整理後は遡及入力作業を行うが、並行して外部の専門家（大学教員）に学術的価値の調査を依頼した。この際にまとめていただいた本コレクションの特長は、以下のとおりである。「西洋法の基礎は、ローマ法、カノン法（教会法）、ゲルマン法を柱として成立したといわれており、日本大学のコレクションは、①カノン法の古刊本、特に実務を反映する刊本を多く含んでいる点に大きな特長がある。②ゲルマン法研究の基礎となる裁判例、慣習法集、さらに国家や行政に係る書物を多数含んでいる。しかもドイツだけでなく、フランス、

イングランド、スペイン、ポルトガルなどにおける慣習法、実務を反映した書物も含んでいる。③中世・近世ローマ法学の代表的な著作はいくつかの大学でも所蔵されているが、中世の法学者に関する16世紀頃の出版事情を前提にすると、同じ著者でも出版地を異にする（元になる写本が異なる）刊本を所蔵することが極めて重要であり、本コレクションはこれを実現しており、それらの刊本間の比較対照を可能にしている。」



▲羊皮紙の表装による大型本



▲旧蔵者が、書き込み用に白紙を挟んで綴じている資料。勉強の跡が垣間見える。

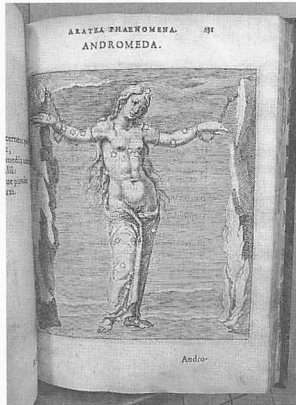
この調査は、作業に携わる者が資料の価値を再確認するよい機会となった。

2. グロティウスコレクション

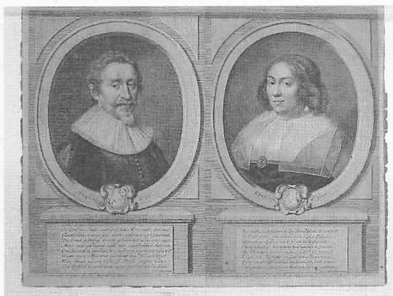
一方、木製棚に少し小型の本が並ぶ一角がある。「国際法の父」として知られるフーゴー・グロティウス (1583-1645) の資料群である。その代表作『戦争と平和の法』初版 (1625) は、2019年に開催された「丸善」創業150周年記念稀観書展に出品さ



◀オランダ使節団随員としてフランスに派遣された際、フランス国王アンリ4世より与えられたメダルを持つグロティウス15歳の肖像 (同王はグロティウスを「オランダの奇蹟」と呼んだと伝えられる)



◀17歳で執筆されたグロティウス『アラートウスの統語法』Hugo Grotius, Syntagma Arateorumより



▲グロティウス夫妻

れ、学外に広く公開された。

グロティウスの著作物は、法学はもとより、文学 (詩作)、文献学、歴史学、哲学、神学に及ぶ。グロティウスには有名な Meulen, J.ter & Diermanse, P.J.J., Bibliographie des écrits imprimés de Hugo Grotius (1950) と Meulen, J.ter & Diermanse, P.J.J., Bibliographie des écrits sur Hugo Grotius : imprimés au XVIIe siècle (1961) の2種類の書誌があり、これに掲載されている資料はその情報を OPAC 書誌データに注記した。請求記号もこの書誌の番号を利用している。ポートレートは Beresteyn, E. A. van, Iconographie van Hugo Grotius. (1929) を参考にした。このほかグロティウスを題材にした研究書を多数所蔵している。

数々の要職につきながら、政争に巻き込まれるなどグロティウスの生涯は非常に波乱に富んだものであったというが、その資料群およそ500点は現在静かに書庫の木製棚に収まっている。

3. 現在の取り組み

15世紀後半の初期古刊本 (インキユナブラ) から18世紀までに刊行された書籍は、刊行当時の面影を残す「物」としての価値をも有している。数百年を経ているとは思えない極めて良好な書籍もあれば、傷みが進んで立てて並べることの難しい書籍もある。法学分野ということもあり実用書が多く、そのことが本の装丁などにあらわれているという。現在書籍修復の専門家に物としての調査・保存作業に入っていただき、研究者に安心して供せるよう、また後世に確実に継承していくことができるよう整備を進めている。

参考文献

- ・柳原正治『グロティウス』人と思想 178 清水書院, 2000
- ・『グロティウス星座図帳: Hugo Grotius, Syntagma Arateorum』、『西洋の天文書』いずれも千葉市立郷土博物館, 1999, 2003
- ※ 日本大学図書館法学部分館 貴重書・特別書コレクション
<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collection.html>
 (せとぐち ちよ: 日本大学図書館法学部分館)
 [NDC10: 090 BSH: 1. 稀書 2. 日本大学図書館法学部分館]

図書館員のおすすめ本⑦⑦

ヌシ 神か妖怪か

伊藤龍平著 笠間書院 2021 ¥1,600 (税別)

あるとき、父が話してくれたのはよくある昔話だった。雨を降らせてくれた者に娘をやる、と約束した長者が、大蛇に娘を嫁がせることになる。大蛇は娘を背に乗せて川を遡る。父は言った。「お父さんが小さい頃は、大蛇が川を遡った跡が白い筋になって川の真ん中に見えていたんだ」と。

日本には「ヌシ」がいる。池に、湖に、沼に、淵に。「ヌシとは、長いあいだ同じ所に棲み続けて、巨体になった生物のこと」(p.5)だと著者は言う。皆さんも一つや二つは「ヌシ」らしき存在を思いつくだろう。だが、「ヌシ」に相当する言葉は英語にも中国語にも存在しない。

この本には著者が各地の伝承を渉猟して集めたさまざまな「ヌシ」が登場する。人を襲い、敵対するヌシもいれば、逆に助けを求めてくるヌシもいる。人からヌシになるものもいれば、ヌシが人になることもある。ヌシは常に人との関わりの中で存在し、時に境が曖昧になる。日本人は自然を征服する対象としてではなく、畏れ敬ってきたという話を聞いたことがあるが、本書を読んでいると、人と自然との相克の歴史の中にヌシの姿が立ち上がる。ヌシはいつまで日本にいてくれるのだろう。

タクシー幽霊や怪獣とヌシの関係など、後半はやや焦点がぼやける感はあるが、「ヌシ」研究の端緒を開いた点は意義深い。著者も「本書はヌシ論の序説か覚書」(p.260)という。今後が期待される。

「川に残っていた白い筋」は「ダムができてから見えなくなった」と父は言う。それでも山道を3km歩き、急な斜面を登った先に、あの大蛇の住む池は今もある。以前訪れたそこは、5分もあれば一周できるような小さな池だった。水はとても澄んでいるのに、すぐに濃い青緑色に沈み、底しれない深さばかりを感じた。

あの池には今もきっと、ヌシと娘が静かに暮らしている。

(河合真帆：鎌倉市腰越図書館)

柚木沙弥郎のこことば

柚木沙弥郎、熱田千鶴著 木寺紀雄写真 グラフィック社 2021 ¥2,000 (税別)

「その人」が話す言葉には、「その人」が現れる。言葉は「その人」そのものではないけれど、「その人」を構成する大きな要素であることは間違いない。

この本は編集者である著者が、^{ゆのきさみろう}柚木沙弥郎という人の今を、その語る「こことば」で描こうとした本である。柚木沙弥郎は日本を代表する染色家の一人であり、人間国宝だった染色家芹沢銈介の弟子、民藝運動の牽引者、昨年100歳を迎えてなお精神的に活動するアーティスト、と少し書き出しただけでも大見出しだらけの人。たくさんの写真とともに、著者は柚木と出会った2012年から2020年までの「こことば」を読者と共有していく。

「世の中がどうなろうと、現実から目をそらさず、身の回りから自分が楽しいと思えることを発見すること。(中略)その対象はなんだっていい。それに、いつからはじめてもいいんだよ。僕だって物心ついたのは80歳になってからなんだから」(p.83)。2019年に開催された「柚木沙弥郎の『鳥獣戯画』」展について書かれた章で、著者が最後に引用している柚木の言葉である。なんて優しい大先輩からの励まし！

なんだか頑張れそうな気持ちになって読了し、まだ少し名残惜しくて冒頭に戻る。すると最初に読んだはずなのに、柚木手書きの「はじめのあいさつ」が鮮やかな口絵の作品とともに目に入ってくる。「私の語った断片を紡ぐうちに次のようなユノキの人物像が浮かんでくるのです。変身をくりかえし そのたびに肩の力が抜けてゆき 幸せの手ごたえを感じながら仕事を楽しんでいる 今を生きる人」(p.21)。なんでそれ柚木先生本人が書いてるの…。しかし、そういう「こことば」を選んでまとめた著者に対する、ひいてはこの本を手にとった自分よりも若い人たちに対する、柚木のあたたかい眼差しが感じられる1冊である。

(齋藤五月：仙北市立田沢湖図書館)

図書館員のおすすめ本⑦⑦

揺れる大地を賢く生きる 京大地球科学教授の最終講義

鎌田浩毅著 KADOKAWA (角川新書) 2022 ¥940 (税別)

大きな地震が起こるたびに、学者や専門家の方々がその地震のメカニズム、原因などを解説し、情報が発信される。それらを見聞きして、「あれっ、以前の地震の時に解説されていた内容と違うような気がする」と、ハテナがとんだまま消化不良で過ごしていた。ところが、この本を読み進めると、地震には「海の地震」と「陸の地震」があり、仕組みや構造が違う。火山の噴火のメカニズムには三つのモデルがある。というふうに基本的なことから解説が始まり、私のハテナが、どんどん解消されていった。

本書は、近い将来(2035年±5年)に起こると予測されている「南海トラフ巨大地震」について、その予測の根拠を記し、生き残るための準備の必要性を述べている。

また、東日本大震災の影響で、火山活動が活発になり、その最たるものが富士山だという。富士山噴火により、私たちの生活、社会の仕組みや自然に対し予想される被害を、火山灰・溶岩流などの要因ごとに説明している。

著者は、命を守るには、各々が思想・知識・教養を養うことで、自らができることを探り、さらに世界に発信できる人間にならなければならないと述べている。そして、地球という巨大なものを考えるとき、地球が生まれてから46億年という、日常生活をはるかに超えた時間軸で捉えることも必要だと説いている。

人と本をつなぐことに関わっている者は、利用者の知的欲求を満たして、人格を高め、人生が豊かになってほしいと願って1冊の本を手渡していると思う。しかし、「生きていること」が何より大事。著者の「みんな死ぬなよ」(p.8)という願いを1人でも多くの人に伝えなければと思った。

(城野裕紀子：京都府立鳥羽高等学校)

麒麟模様の馬を見た 目覚めは瞬間の幻視から

三橋昭著 小野賢二郎監修 メディア・ケアプラス 2020 ¥1,600 (税別)

認知症＝アルツハイマー型認知症と思われるが、著者はレビー小体型認知症であり、症状がパーキンソン病に似ているところや「幻視」が見える等という症状がある。本書はその幻視をイラストにして、日記のように書き残し、認知症当事者の心境を綴った体験記である。

著者はほぼ毎朝、わずかな瞬間、「幻視」を見るようだ。カラーのときもあれば白黒で見えるときもある。幻視はとてもユーモラスなのである。その日の幻視の説明と著者の心境が短文でまとめられ、幻視にさまざまな種類があることを知った。

2019年に認知症と診断される前からすでに体調の変化としてパーキンソン病の症状があり、医療機関で検査をして、診断結果はレビー小体型認知症であった。その後、診断医の勧めで地域活動に参加し、認知症の方々と接する場面があった。参加者が認知症とは思えず生き生きと前向きに社会参加している様子を見た。著者は認知症と診断されたから人生が終わりではないことを教えてもらったとのこと。そして今でも積極的に地域活動へ参加している様子が本書からうかがえる。

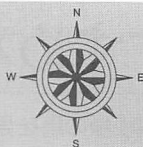
本書の中で特に印象に残るのは、自分が認知症と思いたくない時期を乗り越え、「『無理して普通の人?』の振りをする必要もないし、社会におもねることも全く必要ないなあ』ということです。幻視が見えるって素晴らしいことではないですか。」(p.151)という一文。自分の認知症を受け入れ、「幻視」をポジティブに捉え、認知症のことを広く市民へ発信している点である。そして、本書を出版することで同じ症状の方の参考になればと締めくくられている。

先日、著者本人にお会いし、本書から読み取れる素晴らしい人柄を改めて感じる事ができた。

(^{ふなだ あきら} 舟田 彰：川崎市立宮前図書館)

[NDC10：019.9 BSH：書評]

北から 南から



★この欄ではみなさまからのご投稿をお待ちしています。
★送り先＝〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14 日本図書館協会
図書館雑誌編集委員会「北から南から」係
★掲載は委員会で審議のうえ決定いたします。

自分事としてランサムウェア攻撃など 情報セキュリティ対策を強化する

大石正人

公認システム監査人資格保有者として、これまで情報システムにまつわるリスク管理強化にかかる業務に従事してきました。こうした立場から、図書館に関する昨今の情報セキュリティ対策について気がついた点を申し述べたいと思います。

2022年10月以降、公共図書館に対するランサムウェア攻撃による被害の公表が相次いでいます。2021年から2022年にかけて、公立病院に対するランサムウェア攻撃が大きな注目を浴びましたが、昨年10月以降沖縄県的那覇市立図書館、東京都の日野市立図書館の事例公表は、攻撃者の照準が公共図書館にも広がってきたかの印象を抱かせます。

那覇市立図書館は2022年10月に「サイバー攻撃により貸出・返却や予約等のシステムがすべて使用できない」状態になり、蔵書データや利用者情報なども参照できなくなったため、臨時の取り扱いとしてシステムを利用しない貸出サービスを余儀なくされました。那覇市立図書館は「県警に相談し、委託業者と協力し調査」している旨公表しています。

2023年2月16日から予約サービス

を再開されたようですが、通常サービスに戻るまでにはまだまだご苦労が絶えない状況と拝察します。

日野市立図書館は2022年12月に一部の業務用ファイルサーバが感染し、貸出システムなど大半のサービスに支障はありませんでしたが、利用者用インターネット公開端末、オンラインデータベース端末、集会施設の新規利用申込など一部サービス提供を停止せざるを得なくなりました。中央図書館事務室内のノート端末1台も感染したようですので、そこが感染の端緒となり、ネットワークにつながる他のシステムにも波及したものと推察されます。

日野市立図書館では「関係部署で構成する対策委員会を設置し、委託事業者や関係機関等の協力も得ながら、原因の究明や被害範囲の特定等を進めて」きましたが、「詳細な調査と監視を行った結果、ファイルサーバ内に格納されている個人情報について、流出の可能性は極めて低い」旨公表しています。

図書館における情報システムの活用は、サービスの拡充手段として進展していますが、これまではどちら

かという、個人情報やプライバシー保護に力点があり、サービス停止など業務継続面の議論は焦点になりにくい面がありました。新型インフルエンザのような感染症への対応もそうですが、日本図書館協会でも特定の事案への対応事例を除くと¹⁾、所掌する委員会が予め定まっているわけではないようです。

危機管理的な対応も、暴漢や利用者とのトラブルなどの脅威への備えや対応が中心だったと思います。『みんなで考える こんなときどうするの？ 図書館における危機安全管理マニュアル作成の手引き』（日本図書館協会図書館政策企画委員会『こんなときどうするの？』改訂版編集チーム編、日本図書館協会、2014年10月）、『図書館におけるリスクマネジメントガイドブック—トラブルや災害に備えて』（文部科学省、2010年3月）をみても、「情報セキュリティ管理・対策」に力点を置いた記述は見られません。

図書館サービスがシステムで支えられ、インターネットなど外部ネットワークとの接続が不可欠である以上、情報セキュリティ対策は、公共図書館、大学図書館などの館種を問わず共通の課題です。

図書館システムの構成や提供のされ方は、図書館によってもさまざまです。公共図書館をとっても、図書館が単独、ないし主導的に管理・運営しているケースもあれば、自治体のホームページ内に情報提供のスペースがあり、OPAC（蔵書検索シス

テム)等は図書館独自になっているケースもあります。

また図書館の窓口業務を担っている指定管理者に、図書館のウェブサイトやシステムの運営も併せて委託しているケースも見られます。

いずれの場合もランサムウェア攻撃によりサービス停止になれば、対外的な説明やサービス再開の責任は、図書館の設置主体である自治体などの事業主体なり所管部局なりに課せられることはいうまでもありません。情報セキュリティ侵害は、実際に自らが脅威にさらされて初めて自分事になりがちですが、昨年10月以来相次いで二つの公共図書館で、ランサムウェア攻撃による被害が明らかになった以上、もはや他人事として等閑視しているわけにはいかないでしょう。

公共図書館のホームページは、いずれの自治体でも最も利用頻度の高いウェブサイトのひとつであり、サービス中断による住民への影響が極めて大きくなります。図書館をまちづくりの中核に位置付ける自治体が増えている中で、ランサムウェア攻撃への備えや対処を誤れば、自治体のレピュテーションに影響しないとも限りません。

また類似の事案公表が相次ぐことで、図書館界全体に対しても、情報セキュリティ対策の甘さを指摘する声が強まらないとも限らず、改めて適切な対応に向けた組織的な取り組みが求められています。

個別事案の詳細は、システムやネットワーク構成など、情報セキュリティ対策自体が機微にわたるほか、新たな攻撃の手がかりを与えかねないため共有になじまない面があります。しかしながらランサムウエ

ア攻撃などから防御するために講じるべき基本的な対策や、万一の発生に備えた手順(マニュアル)の整備、関係者への周知や教育訓練など、館種やシステム運営形態を問わず、あらかじめ備えておくべき共通事項があるはずです。

こうした観点からの備えとしては、図書館界以外での取り組み事例なども踏まえ、以下のような点が挙げられます。

第一にセキュリティ対策の十分性と平素からのセキュリティ侵害有無に関するモニタリングを実施することです。ウェブサイトやシステムの運営形態にもよりますが、アクセスログなどに関するレポートを、システム提供主体から定期的に入手し、図書館運営部署が確認します。

第二にシステムのレスポンスやウェブサイトの改ざん有無など、日常的なモニタリングの中で、利用者からの指摘を待つまでもなく、図書館運営主体側が異常を早急に検知する仕組みを、日常業務に組み入れることです。

第三に休館日、夜間を含め、万一の場合の連絡体制を、システムの納入先や委託先などの間で構築し、連絡先を定期的に確認(必要に応じ、連絡訓練も実施)することです。万一の中には、例えばソフトウェアやネットワーク機器の脆弱性に関する情報の入手と自館システムへの適用なども含まれます。

第四に可能であれば、セキュリティ侵害テストを実施することです。予算措置を伴うためハードルは高いですが、特にシステムの更新を実施する際には必須項目だともいえます。

第五にランサムウェア攻撃などウ

イルス感染が発生した際の手順に従い、定期的に対応訓練を実施することです。この訓練には、対外広報なども含めて実施するのが有効です。

第六に図書館界全体を見渡して、金融業や医療など他の業種でみられるように、セキュリティ専門部署同士が情報を共有するISAC(Information Sharing and Analysis Center)的な活動を立ち上げて運営していくことです。日本図書館協会もこうした活動の担い手になりうる組織でし、活動部会でも研究テーマの候補になりうると考えます。

個別のランサムウェア攻撃事案が相次ぐ前に、館種を問わず、自分事として、自館の図書館システムについて情報セキュリティ管理体制を点検し、万一に備えた対策や平素のモニタリング業務の整備、定期的な訓練など、図書館界全体の取り組みを早急に進めていくことが大切だと考えます。

注

1) 日本図書館協会図書館の自由委員会が、2011年に岡崎市立図書館における個人情報の漏えい等にかかる事案(Librahack事件)を調査し、蔵書管理システムの不具合や提供業者の対応不備のほか、警察への被害届の判断など「図書館界への提言-岡崎市の図書館システムをめぐる2つの事件の教訓から学ぶこと」を公表した事例があると認識しています。

(「岡崎市の図書館システムをめぐる事件について」日本図書館協会図書館の自由委員会 <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/okazaki201103.html>)

(おおいし まさと)

図書館ネットワーク多摩主宰)

[NDC10:007.37 BSH:情報管理]

公益社団法人日本図書館協会

2022年度通算第4回 (定時第4回)理事会議事録

日時：2023年2月22日(水)

13:30～17:00

場所：日本図書館協会504会議室，

Web会議

理事現員数：19名

出席理事：19名

日本図書館協会504会議室 10名：植松貞夫（理事長），鈴木隆（副理事長），海老根裕（専務理事兼事務局長），高橋正名（専務理事），岡部幸祐（常務理事兼総務部長），成瀬雅人（常務理事）（以下同じ），西村七夫，中山勝文（理事）（以下同じ），齋藤明彦，大谷康晴

Web参加 9名：巽照子（理事）（以下同じ），末次健太郎，平形ひろみ，山本昭和，白濱博人，松尾昇治，高橋恵美子，深水浩司，山崎幹子
監事現員数：3名

出席監事：3名

日本図書館協会504会議室 1名：小畑輝海

Web参加 2名：中山司朗，松本香

*

1. 開会宣言

海老根専務理事兼事務局長（以下「事務局長」という）より，開会が宣せられた。

2. 会議成立要件の確認

事務局長より，会場及びオンライン上の画面で本人の出席を確認し，開会時点で理事19名中19名（うちWeb参加9名）全員が出席しているとの発言があり，定款第43条に基づく定足数を満たしているため，会議の成立が確認された。

3. 理事長挨拶

植松理事長（以下「理事長」という）より，挨拶があった。

4. 議事録署名人の選出

理事長より，定款第46条第2項に

基づき，議事録署名人に齋藤理事の提案があり，異議なく選出した。

■議 事

理事長より，第7号議案に関して，認知症バリアフリー図書館特別検討チームの舟田彰委員長（以下「舟田委員長」という）が出席しているので，議事として先に取り扱うとの発言があった。

*

第7号議案 認知症バリアフリー図書館特別検討チームの設置期間の延長について

舟田委員長より，資料に基づき説明があった。認知症バリアフリー図書館特別検討チームは，認知症バリアフリー図書館の実現をめざして，日本認知症官民協議会（以下「協議会」という）の活動に参加し，図書館における認知症対応の現状と対応策を検討し，その成果を図書館界および協議会に伝えるとともに，協議会の動向を図書館界に伝えることにより，協議会の活動，ひいては社会における認知症への対応に貢献することを目的とし，2019年から2年間を第1期，さらに，2021年4月からを第2期として，時限特別検討チームとして活動してきた。具体的には，認知症の啓発，協議会との連携における図書館側の窓口，「認知症バリアフリー社会実現のための手引き（図書館編）」の作成等である。2023年3月で期間の満了を迎える。引き続きこれらの取り組みが求められることから，さらに2年間の期間の延長（2025年3月まで）をするよう特別検討チームの設置要綱の改定を求めるものである。

質疑や意見の確認の後，全員の賛成により異議なく承認された。

〈主な意見など〉

齋藤：認知症の問題は一般社会でも大きく取り上げられる問題である。その中で図書館に何ができるのか，認知症の方やその家族に頼りにされる場所としての図書館を考えていくことは大きな意味がある。外部との連携を果たしていくことがこれまで以上に重要となってくると思われることから，舟田委員長の説明のとおり賛成する。

末次：図書館界の中でも重要視していくべき取り組みである。時限付きの委員会であるが，もう少し協会としても力を入れて取り組んでいくために，今後の体制を検討していただきたい。舟田委員長の中でのビジョンはどうか。

舟田委員長：今後この活動をさらに全国に発展するために手引きを普及させたいと考えている。また，図書館向けのガイドラインや事例集を作成し発信していきたい。地域包括ケアとも連携していければと考えている。その足がかりとして活動している。

巽：特に図書館が核になりながら地域・行政と一体になり動いていくことは重要である。図書館側は特に，認知症を取り巻く現状についても資料提供や調査等もしていただけると良いと思う。

大谷：末次理事の質問は，時限付きではない体制の検討ということだと思われるがその点はどうか。資料で今後について少し触れられているが，常設委員会への移行を検討されるのであれば，今後のスケジュール感を伺いたい。

舟田委員長：協議会自体は少なくとも2025年までは無くならないと聞いている。これまで当検討チームでは常設委員会になることを想定してこなかったため、これについては今後チームで協議する。個人的には常設委員会も視野に入れて進めていきたい。

大谷：この件は、2年後の時限間際ではなくぜひ早めに挙げていただきたい。協会としても、常設委員会としての位置づけを検討すべきと感じている。

岡部常務理事兼総務部長（以下「総務部長」という）：大谷理事の発言に賛同する。チーム内で検討いただき、2年間の途中であっても、常設委員会に移行することもかまわないと考える。

理事長：検討チームでご検討いただきたい。「認知症バリアフリー社会実現のための手引き（図書館編）」は完成しているのか。

舟田委員長：現在最終校正中である。事例内容について協議会とすり合わせを行っている。来年度には発行したいと考えている。

次に、理事長より、報告4及び報告5についても、代議員定数等検討委員会および障害者サービス委員会の佐藤聖一委員長（以下「佐藤委員長」という）が出席をしているので、先に取り扱うとの発言があった。

報告4 代議員定数等検討委員会「中間報告」について

佐藤委員長より、資料に基づき報告があった。当委員会とは各方面の方々19名で構成し、これまでに8回開催している。報告の骨子としては、本法人に望ましい代議員選出方法を実現するため、定款第13条等を改定し、それに伴い代議員選挙規程も修正する必要があるというものである。本法人に望ましい代議員選出方法は、次の4点を実現すべきということで委員会にて合意されている。

①定款で代議員の数が分かるようにする（〇〇人以上〇〇人以下等。数字は現在検討中）。②個人選挙区は、都道府県を選挙区として、各選挙区に1名の代議員を置く。また、一定の人

数ごとに代議員を追加していく。③施設等代議員は、部会と団体を選挙区として、各選挙区に1名の代議員を置く。また、一定の人数ごとに代議員を追加していく。④選挙区と、選挙区ごとの代議員の数は、代議員総会の承認を必要とする。もしくは、それと同様の結果になるような方法を検討中である。以上のことを安定的に実現するためには、定款の改正を必要とする。定款が変わることでおのずと選挙規程も変更する必要がある。定款と選挙規程の改定案については、現在具体的文面を検討中である。本委員会設置期限である3月末までに、最終的な検討結果の報告書を理事長に提出する予定である。その後の取り扱いについては、執行部により内閣府公益認定等委員会等を含めたリーガルチェックを経て代議員総会にて定款改正へと運ばれる予定である。

〈主な意見など〉

鈴木副理事長（以下「副理事長」という）：上記の③について、部会というのは、施設会員の部会ということが良いか。

佐藤委員長：そのとおり。これまでどおりである。

巽：本法人の事業計画の中にもあるとおり、日本国民のための運営を目指す団体である。そういう意味では、各都道府県に1名という定款は望ましいと考える。

理事長：現在ある最低得票数を踏襲すると、個人会員が2名しかいない都道府県は、1名の代議員を出せないという問題がある。この点についても委員会で検討いただきたい。

佐藤委員長：承った。誰でも立候補すれば代議員になれるという状況をさけるべく、最低得票数は必要だと考えている。また、選挙区の会員数が3を切るという事態を招かないよう協会として取り組んでいくべきだとも感じている。

大谷：最低得票数を3とすることに關しては、会員数が3を切らないように努力すると単純に考えるだけでは、理事会としてはいかがか。何かあったときのことを考えるのが執行部サイドの役割でもある。選挙に関しては現実には厳しい数字も上がって

いるので、重い問題である。代議員定数の最低ラインは47都道府県+8施設で55くらいが考えられるのではないか。

佐藤委員長：仰るとおり。その点も踏まえて検討していく。

齋藤：鳥取は会員数の少ない県である。しかしながら、3票を切った人を代議員として出したいかという、必ずしもそうではない。投票していない人もいる。県から1名出すのであれば、しっかりとそれに見合った人を出すという責任が各県にもあると思う。会員が減ってきたからといって、最低得票数をなくすというのは違うのではないかと考える。

副理事長：一定の人数ごとに追加の「一定数」は、個人も施設も同じ数が入るのか。

佐藤委員長：その点についても現在検討中である。委員会では同じ数の方が公平ではないかという意見は出ている。

報告5 地方公共団体において【視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画】を策定するための指針等について

佐藤委員長より、資料に基づき報告があった。2019年6月の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）成立以降、地方自治体において「視覚障害者等のための読書環境の整備の推進に関する計画」（読書バリアフリー計画）の策定が少しずつ進んでいる。しかしながら、その策定は思うように進んでおらず、すでに策定された計画であっても内容の不足が見受けられる。そこで、本委員会では、地方自治体の読書バリアフリー計画策定を支援し、策定を促すと共に、今後の改定にあたっての参考となることを目指して指針を作成した。また、各図書館において具体的に障害者サービスを進展させるために、何をもって障害者サービスを実施しているといえるのかを明らかにすることを目的に、図書館の規模ごとに示した評価シートを作成した。

本指針は基本的に各都道府県立図書館向けに書かれており、計画策定の意義、策定での注意点、策定する

ための体制、計画の内容、市区町村が策定する場合の留意点、計画の周知普及等が盛り込まれている。また、評価シートの項目は、大きく、職員体制、予算、職員の研修、指定・届け出・会員登録、利用登録、設備・サイン（館内表示）、読書支援・コミュニケーションを支援する機器、所蔵資料、資料制作、実施しているサービス、PR・利用案内・目録、催し物・集会活動、障害者サービスに関わる図書館協力者・ボランティア、都道府県立図書館の障害者サービスに関する市区町村支援、公共図書館相互ならびに他館種、他機関との連携の15項目である。なお、本日の報告は、2月9日の常任理事会での意見を反映した修正版となっている。（主な意見など）

末次：市立図書館で勤務しており、来年度、計画策定を検討している。この指針を早く出していただければ非常にありがたい。今検討中の自治体にも有益であると思う。

佐藤委員長：3月末までに出す予定である。なお、資料内の＊印は用語解説であり、用語解説についても現在作成中である。

理事長：資料の日付が1月17日になっているが。

佐藤委員長：当初案の日付であるので、最終的には3月31日もしくは4月1日となる予定である。

理事長：この理事会で確認されれば、最終的に修正された版の報告を協会のものとするという理解で良いか。

佐藤委員長：そのようにお願いしたい。

理事長：そのように進めていく。評価シートについてはいかがか。

齋藤：小さな自治体でみた場合、鳥取市は現在人口20万未満のためこの区分で行くと4に該当する。県庁所在地であるにもかかわらず4になるのは違和感がある。そういった視点も少し勘案していただけると良いのではないか。

佐藤委員長：人口規模だけでは測れないことは理解できる。規模が小さくても取り組むべきことではあるので、何らかの形で補足をつける等を検討する。

理事長：その他意見等があれば、事

務局（総務部長）へお願いする。

第1号議案 公益社団法人日本図書館協会委員会委員の交通費に関する規程の一部改正について

事務局長より、資料1に基づき説明があった。昨今の委員会委員は、遠隔地の委員が就任しており、現行の委員会委員の交通費に関する規程では交通費の種類に航空賃の定めがないことから、航空賃の支給ができない。委員に不利益を生じないように、所要の改正を行い、委員会の効率化・活性化を図るものである。具体的な変更点としては、規程第10条交通費の種類に新たに航空賃を追加する。また、バス賃は車賃として名称変更をする。本日付で施行することとした。

全員の賛成により異議なく承認された。

第2号議案 2023年度公益社団法人日本図書館協会事業計画（案）について

副理事長より、資料2に基づき2023年度公益社団法人日本図書館協会事業計画（案）の内容について、説明が行われた。

次年度計画では主に、新型コロナウイルス感染症、非来館型の電子書籍等サービス、代議員選挙制度の見直しについて触れている。重点事業としては、全国図書館大会、認定司書制度の取り組み、各種研究集会・研修・セミナーの開催等を盛り込んでいる。また、調査・研究・普及等、図書館振興のための取り組み、『日本目録規則2018年版』の維持活動、図書館員による図書紹介事業の推進、公共図書館の調査結果の活用、学校図書館の整備・充実、認知症予防に対する貢献等も記載した。財務基盤の安定化については、昨年度に引き続き着実に取り組み、2025年度以降の持続的な財務基盤の健全化・安定化を目指すものとする。また、日図協図書館の整備・運営、図書館設置及び運営等に関する相談、講師の派遣又は紹介事業、日本図書館協会建築賞、図書館災害対策事業、その他図書館振興に資する事業を行っている。収益目的事業については、健全

な財務基盤の確立、適切・公正・透明な管理運営を推進していく。特に、委員会交通費等の措置についても記載した。

質疑や意見を確認し、理事各位より指摘のあった部分を中心に若干の語句修正をすることとした上で、全員の賛成により異議なく承認された。（主な意見など）

末次：「4. 図書館の振興」の「(5) その他図書館振興に資する事業」のラインとは何か。

副理事長：オンラインのことである。修正する。

齋藤：「I基本方針」の「図書館における著作権の権利制限がいくつか進められており」は、少々意味がわかりにくい。

副理事長：「著作権者の権利を制限する」という意味である。

理事長：著作権関係ではこの表現が一般的に使われている。言葉を補うか検討する。

齋藤：図書館総合展への出展協力はぜひ進めていただきたい。総合展に関わらず、図書館団体が連携して種々の問題解決等に向かっていかないと考えている。昨年は「図書館総合展カンファレンス in 鳥取」「都道府県立図書館サミット2022」で鳥取まで理事長に来ていただいた。イベント等に協会の理事長が出席して積極的に他団体へ関わっていき連携していくという場面を作っていくことは良いと思う。図書館振興の部分にも関わることである。

副理事長：図書館総合展は具体的に挙げているが、それ以外のイベント等にも積極的な参加を検討していきたい。

大谷：新型コロナウイルス感染症に関する記述について、「現在も完全な終息に至っていない」と「終息に向かいつつある」とあるがやや矛盾を感じなくもない。後者は記述がなくても意味が通じるため、「COVID-19が終息に向かいつつある中で、」部分を削除してはどうか。

副理事長：そのように修正する。

巽：計画の中の「図書館活動の中核を担う図書館員の社会的地位の向上と研修」に関して、非正規職員が正規職員よりも多い現状がある。館種

を問わず図書館には正規職員の司書が必要だという声を住民からも司書からも協会からも挙げて欲しい。図書館問題研究会では図書館法を見直すことも課題として出されているが、協会としては何かできることはないか。

副理事長：図書館法改正の運動論を協会としてどうするかについては、別途議論の上理事会で合意を得ないと、この場で事業計画にはすぐには盛り込めない。来年度検討していくということでしょうか。

理事長：基本方針の中で「図書館の公共性や安定性などを脅かす憂慮すべき事態」と記述しており、その憂慮すべき状態を改善するために協会として取り組んでいくということが読み取れる。

巽：今具体的に何かを決めると言うことではなく、将来を見据えて今後検討していただきたい。非正規職員が図書館を担っている部分、非正規職員の生活についても、考えていってほしい。

理事長：承った。

平形：本計画案とは少し離れるが、図書館において人材が大切であると同時に、図書館の財源・建物の老朽化も深刻である。自治体内の予算も厳しく地域館の減少にもつながり、生活の身近にあるべき図書館が減少している。また、場所の問題で資料の除籍も進んでいる。地域資料など大事なものはしっかり残していきたい。図書館界のOB・OGの力も借りて、経験値を生かして支援できないか。こうした問題に対して何か取り組んでいかなければならないのではないかという危惧がある。

理事長：高度経済成長期に急激に図書館が建てられて、それらが築50年を超えてきている。2020年に総務省から各自治体に「公共施設等総合管理計画」を作成させ、自治体はそれに従って縮小計画しか進められないのが現状である。これを協会が食い止めるというのは国家政策に関わる問題なので大変難しい。後半のご指摘については、来年度以降、デジタルアーカイブの管理運営に関するプロジェクトチームを協会の中に作って取り組んでいくことを検討してい

る。

平形：デジタルアーカイブは、現物がなければ不可能である。除籍・廃棄については各自治体の判断だとは思いますが、どうか次世代に残していければと思う。プロジェクトチームは非常に良いことだと思うが、まずは貴重な資料が除籍されないために、協会としても声を大にしていたきたい。

理事長：承った。今後の事業展開の参考にさせていただく。

大谷：人口は今後も減っていくが、ただ施設を閉じれば良いというものではない。心情として「図書館は大事」と言うだけでは難しい。持続可能な図書館サービスとは何かを考えてくべきである。今の話は単年度の事業計画ではなく、中長期的に検討していく問題だと考える。

深水：大谷理事の発言は重要である。同時に、「図書館の有用性」を述べていくことが協会としては重要であると考えてる。

第3号議案 2023年度公益社団法人日本図書館協会予算（案）について

事務局長より、資料3に基づき2023年度公益社団法人日本図書館協会予算（案）の内容について説明が行われた。

2023年度予算編成は各部会・委員会等事業計画の提出を受け、2023年1月26日開催の第7回常任理事会において承認された2023年度予算編成方針に基づき作成している。

収益については、経常収益計249,428,100円となり、前年度より3%増としている。主な主要科目としては、①特定資産受取利息・配当金に3,000,000円の配当金等、②特定資産受取賃借料、③受取会費は103,008,000円を計上し、前年度より646,000円減とした。④研修事業収益は5,158,000円計上し、前年度より650,000円増とした。⑤資料交換参加費収益は、19,225,000円を計上し、前年度より1,930,000円増とした。⑥出版事業収入は95,560,000円計上し、前年度より3,060,000円増とした。⑦受取寄附金は前年度同額3,000,000円計上した。⑧広告宣伝費は前年度より

900,000円増である。⑨雑収入は、分類委員会のグッズやIFLAパウチャー等を見込んでいる。

費用については、経常費用計249,333,300円となり、収益と同様3%増となっている。主な増額は、①役員報酬3,300,000円。常勤役員を3名体制から4名体制とし、会員確保の方策・中長期計画の策定・不定期送達業務の広報等による高収入の確保、地方への発信事業等。②職員の給料手当3,049,000円。公共図書館部会事務局対応、インボイス制度対応等のため正規職員1名増（嘱託職員より転換）や定期昇給等によるものである。③会議費539,000円。代議員総会の会場賃借料や設備費による。④光熱水料費460,000円。電気代調整費の高騰による増額である。⑤支払負担金583,000円。歴史的用品のパネル作成負担金等による。⑥その他として、6部会に2,528,000円、地域活動費として2,500,000円を計上した。⑦旅費交通費として、委員会委員交通費は要求額の1,800,000円を計上。その他役員の会員の集い等地方開催の旅費も計上した。

大変厳しい予算となっている。すべての事業を実施するには、確実な収入確保がなければ執行できない。収入確保に努めるとともに、各部会・委員会・事務局の経費節減に努める。

質疑や意見の確認の後、全員の賛成により異議なく承認された。

〈主な意見など〉

齋藤：光熱費・物価が高騰してきている。人件費についても世間的に賃上げの話がある。おのずと費用は上がってくる。本予算案にはどこまでを含んでいるのか。

事務局長：各部会等からの費用（人件費含む）は全て網羅的に盛り込んでいる。ただし、費用を捻出するには、収益確保が必須である。

報告2 2022-2023年度における本法人の運営課題等について

第4号議案 2023-2024年度の理事・監事選任にかかる基本方針及び選任方法等について

第5号議案 2023-2024年度公益社団法人日本図書館協会理事・監事選

任日程について

まず、理事長より、第4号議案・第5号議案は理事及び監事の選任に関するものであり、報告2について先に確認する必要があることから、報告2を説明した後、第4号議案・第5号議案をまとめて審議する旨発言があった。

理事長より、報告2について、資料8に基づき説明があった。2022-2023年度における本法人の運営課題等については、大きく次の四つの項目を挙げた。

①財務基盤の安定化に向けた取り組みとして、収入の拡大、個人会員・団体会員減少に歯止めをかけることが喫緊の課題であり、新たな会員獲得及び退会者減少のための方策を検討し取り組むこと。会員制度の見直しや非会員に本法人への関心と理解を得られるような事業の展開などを行なうこと等を挙げた。また、長期借入金も2025年9月末に全額返済となることから、今後10年間を見据えた本協会の「中長期計画（財務計画等）」を策定し、財務上の諸課題や財務基盤の健全化・安定化を追求する元年としたい。②コンプライアンスの確立とガバナンスの強化の継続としては、本法人が会員のための組織というだけではなく、図書館と図書館員を支援することを通して、日本の文化的発展に貢献するという公益法人の意義と役割に関して、役員（代議員・理事・監事）ならびに委員会委員はもとより、すべての会員の認識を高め、国民全体のための組織として運営されなければならない点を記載した。また、2022年度に検討体制を再編成した本法人の代議員選出方法の検討を受けて、2023-2024年度には所要の改善策等を実施する必要がある。そのほか、常任理事会と運営会議の関係の見直しによる運営の効率化、委員会の性格に応じた活動内容の見直しと改廃の推進、部会・委員会の構成員の選考方法など、可能な限り迅速に取り組むべき課題を盛り込んだ。③事業計画の優先順位に関する意識の確立では、本法人の能力と制約に関する分析を的確に行い、達成の優先順位を明確にした上で、関連機関等と連携・協力して

事業を遂行することを記載した。④会員からの意見集約と活動の場の提供では、SNSを活用した会員と役員（代議員、理事）との意志疎通、会員相互の意見交換の場を設けること、委員会委員の公募制の導入、図書館や図書館員を支援する活動や調査研究を個人会員自らが提案し、有志を得て実践する「会員提案型プロジェクト」の導入等、柔軟な発想に基づいた仕組み作りなど、会員のニーズに沿った活動の場の提供を検討することを記載した。

続いて理事長より、第4号議案・第5号議案について、資料に基づき説明があった。

2023-2024年度の理事・監事選任に関する基本方針及び選任方法等について、先ほど報告の「2023-2024年度における本法人の運営課題について」に基づき、主に次の観点から適任者を選任することが求められるとした。①内閣府の公益法人認定基準としての財務基盤の安定化を図ることのできる者。②公益法人のコンプライアンスとガバナンスに対する十分な理解と、執行機関としての常任理事会・理事会、社員総会としての代議員総会の役割に対する正確な認識を共有できる者。③図書館と図書館員を支援することを通して日本社会に貢献するという、本法人の事業に資する方策を提言できる者。④公益法人運営経験者を一定数以上選任する。⑤監事は、内閣府公益認定ガイドラインに従い、弁護士などの法律専門家、公認会計士等の会計専門家、法人の業務運営に一定の知見を有する者を選任する。なお、非会員・会員歴5年までの者であることが望ましい。

また、業務執行権を有する理事は8名（代表理事2名、専務理事2名、常務理事4名）、一般理事A（各地区推薦理事）は5名、一般理事B（各活動部会等推薦理事）は7名、監事3名で要件に沿って選任するものとする。選任方法・選任日程案については資料のとおりである。なお、資料の「高専・短大図書館部会」は「短大・高専図書館部会」に修正する。

質疑や意見の確認の後、全員の賛成により異議なく承認された。

〈主な意見など〉

末次：公共図書館部会地区区分について、「九州地区」は「九州沖縄地区」という表記にしていただけでないか。

理事長：規程等も修正が必要であればそのように改正する。

第6号議案 第13期日本図書館協会認定司書の認定について

認定司書事業委員会委員長でもある大谷理事より、資料（会議後回収）に基づき説明があった。第13期日本図書館協会認定司書について、所定の審査が終了し、16名（更新7名、新規9名）について、認定司書として認定することが妥当であるとの結論に至った。本理事会での承認後、所定の手続きを行い、手続き完了者を2023年4月1日から認定司書として公表するものである。

全員の賛成により異議なく承認された。

■報告

報告1 事務局人事（2023年4月1日付）について

理事長より報告があった。事務局の職務は多岐にわたり、特に常務理事兼総務部長は負担が大きいため業務執行理事を1名増員する。2023年4月1日付で、岡部総務部長を事務局次長に任命し、総務部長の後任に現浦安市立図書館館長の曾木聡子氏を任用する。

報告3 公益社団法人日本図書館協会代議員選出補欠選挙の結果について

総務部長より、資料に基づき報告があった。本年2月1日（水）から2月10日（金）に行われた公益社団法人日本図書館協会代議員補欠選挙は、2月15日（水）に開票を行い、個人会員8選挙区の11名全員の当選が確定した。なお、山形県は得票数3での当選であり、全体の投票率が37.5%、東京都の投票率は31.5%と、投票率が伸びなかった。

東京都以外は、立候補者が1名で次点なしである。東京都は定員3名のところ4名の立候補があり、1名が次点となっている。

報告6 日本図書館協会図書館中長期計画について

理事長より、資料に基づき報告があった。本法人の部会や委員会の諸活動等に資するとともに、広く会員や一般市民への図書館サービスを提供する活動を計画的かつ確実に実施するため、図書館を取り巻く環境を踏まえた中長期計画を定め、事務の円滑化と段階的な図書館機能の定着及び拡大を図ることを目的とし、2023年度を第1期初年度とし、5年間で一期として策定するものである。本中長期計画では、次に示す「社会貢献」「サービスの充実」「運営基盤の安定化」の三つの計画区分の下に、五つの長期計画を設定し、それらをさらに16の中期計画に細分している。年度単位で実行可能なアクションプランを立て段階的に実施する。図書館運営委員会で年度末に自己評価を行い、必要に応じた改善の実施により長期計画と計画区分の実現に努める。評価内容は館長（理事長）に報告するとしている。

報告7 教育振興基本計画部会審議経過報告への意見について

総務部長より報告があった。配付資料はない。意見提出については前回理事会で承認されたものであり、1月18日に意見提出をした。現在も部会では審議が継続中であるが、現在のところ、協会から提出した意見は反映されていないようである。今年度中に教育振興基本計画は答申される予定である。

報告8 第109回全国図書館大会岩手大会について

副理事長より、追加資料に基づき報告があった。2月20日に岩手県立図書館において第2回準備委員会があった。大会テーマについては最終調整中である。今回は対面での開催となるため、基本的に三重大会と同じ流れになっている。

また、群馬大会の大会記録は現在編集中である。参加者数は1,460名と昨年より約200名の増、視聴回数は20,984名でこちらも昨年度よりかなり伸びた。特に特別報告の著作権関

係の話題への関心が大きかった。詳細は、大会記録が完成したらご覧いただきたい。

報告9 その他

○三ツールのオンライン配信事業の終了について

高橋（正）専務理事より報告があった。新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる特例措置として、2020年度より実施しており、毎年年度ごとに実施の判断をしてきたものである。今年度は年度当初から対面での授業もかなり増え、利用申請が少なかったことから、本年度をもって終了とする。なお、今後急速に感染が拡大した場合には、すみやかに対応を検討する。

○「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の更新について

総務部長より報告があった。3月13日よりマスク着用の見直しがある。これに合わせて、ガイドライン改訂の準備をしている。この後、ガイドラインの修正案を理事の皆さんにお送りするので、お気づきの点は2月27日までに寄せていただきたい。遅くとも3月3日頃までにガイドラインを公開したいと考えている。

○第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の案に関するパブリック・コメントについて

総務部長より報告があった。現在実施中で協会からもコメントを提出する方向で、学校図書館部会と児童青少年委員会に意見案の提出をお願いしている。今週中をめどに案をいただき、来週早々に理事の皆さんにご確認いただいた上で、3月1日に提出する。

○非正規雇用職員に関する委員会からの報告

高橋（恵）理事より報告があった。1点目は、NHK『おはよう日本』で報道された指定管理者制度の課題について、意見表明を出すことになった。図書館政策企画委員会と調整をした上で近日中に意見をまとめる予定である。2点目は、会計年度任用職員について、国の定めによると更新は2回までとあり、3年で雇用止めとなる。この問題について、以前

に非正規雇用職員に関する委員会でもとめた提言に沿った形で、なるべく早めに意見表明を出したい。以上2点の意見案は理事会 ML に提出する。

○パブリック・コメントの学校図書館部会意見について

総務部長から説明があった。第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の案に関するパブリック・コメントについて、現在学校図書館部会の意見をとりまとめている。2～3日以内に提出する予定である。

○「チャリボン」による災害対策支援のための寄附について

総務部長より報告があった。3月の1か月間「チャリボン」による災害対策支援のための寄附についてのキャンペーンを行うため準備をしている。キャンペーン期間中は査定価格を上げていただくなど、バリューブックスと打ち合わせをしている。HP等ができ次第理事会にも共有する。末次理事から補足はあるか。末次：3月1日より、「東日本大震災を忘れない」というテーマで被災地復興・支援のため、寄附の90%を災害対策に使用するものである。ぜひ全国に広く周知いただきたい。

*

閉会宣言

理事長より、閉会が宣せられた。

公益社団法人日本図書館協会

2022年度通算第2回(定時第2回)

代議員総会議事録

日時：2023年3月20日(月)

13:00～17:00

場所：KKRホテル東京10階「瑞宝の間」

代議員現員数：85名 定足数：43名
出席代議員数：76名（うち当日出席：36名 委任状：7名 議決権行使33名）

理事現員数：19名

出席理事数：16名 Web参加：3名
出席：植松貞夫（理事長）、鈴木隆（副理事長）、海老根裕（専務理事兼事務局長）、高橋正名（専務理事）、西村七夫（常務理事）、成瀬雅人（常務理事）、岡部幸祐（常務理事兼総務部長）、巽照子（理事）（以下同じ）、末次健太郎、平形ひろみ、大谷康晴、中山勝文、白濱博人、高橋恵美子、深水浩司、山崎幹子

Web参加：齋藤明彦、山本昭和、松尾昇治

監事現員数：3名

出席：小畑輝海、中山司朗

欠席：松本香

*

1. 開会宣言

海老根専務理事兼事務局長（以下「事務局長」という）より、開会が宣せられた。この代議員総会は定款第18条第2項に定める代議員総会となる。

2. 会議成立要件の確認

代議員現在数85名のうち、出席者36名、委任状7名、議決権行使33名で計76名であり、定款第23条に定める定足数（過半数）を充足しているので、本会議は成立する旨が宣せられた。また、本日は理事・監事の陪席については、理事は19名中16名が会場に、3名がWebで陪席、監事は2名が陪席している。また、活動部

会長・委員長も陪席いただいている。引き続き事務局長より、出席者の理事・監事・活動部会長・委員長を紹介した。

3. 議長選出

事務局長より、代議員総会の議長は定款第22条で代議員総会において選出されることとされており、また、代議員総会運営規程第8条によって、各期最初の代議員総会で選出された方々がその任期終了まで議長の任に当たることとされている旨が述べられた。今期代議員総会の議長については、大石豊氏（千葉県）、新屋朝貴氏（公益財団法人三康文化研究所附属三康図書館）が議長に選出されており、会議の進行を議長にお願いする旨の説明があった。引き続き、新屋（議長）より議決権行使について今日無効票が4票あったことについて報告された。議決書を出し、かつ出席する代議員にも委任するという重複があり、どちらを生かすのか判断しかねるため、無効とした。両方を行使すると無効になるということとは記している。また、一つは代議員以外への委任について記入していて、無効とした

4. 理事長挨拶

新屋（議長）：理事長挨拶をお願いしたい。

植松理事長（以下「理事長」という）：今年に入ってから、新型コロナが沈静化してきたので、対面開催とした。今年の岩手での全国図書館大会も対面で行う予定。2022年度の事業計画実施、予算の執行も予定どおり行われている。2023年度の事業計画、予算については、2月22日の理事会で承認された。『図書館雑誌』1月号の

「年頭所感」で書いたが、社会全体のデジタル化において、それぞれの図書館、図書館員が変化の中にあり、図書館が新たなフェーズに入るところだと思う。協会としてもあらゆる館種の図書館を支援していきたい。今日は今後の代議員制度のあり方について、代議員定数等検討委員会を設置して検討した結果について、後ほど報告してもらう。最終的には法的審査も必要となる。そのため、同委員会の設置期限は今年度末までであったが、場合によっては数か月延長することも考えられる。

ここで、今日欠席の代議員から事前に提出された意見・質問のうち2点について触れる。

まず、蓑田代議員（東京）から寄せられた「自民党国会議員約150人が『街の本屋さんを元気にして、日本の文化を守る議員連盟』を結成し、『公共図書館が同じ本を過剰に購入することや新刊の貸与開始時期についてルールを設ける』を含む書店を保護する提言書を今年5月までにまとめる予定です。図書館に対する意見表明も含まれているので、協会として、状況を把握し、何らかの対応をすべきではないか」についてであるが、いわゆる書店議連についての話で、これは日本各地で書店数が著しく減少していることから、2016年9月に書店経営者と40名程度の議員との懇談から始まった。その後書店の廃業は加速していて、現在、自治体の4分の1は書店がない状態といわれている。2022年になって活動が活発化し、現在145名の議員が加盟していて12月に中間まとめを作成、本年6月には最終報告をまとめ、政府の「骨

太の方針」に反映させることとしている。書店議連から国に対する要望事項は、①書店産業育成のための経済対策の実施、②公正な競争関係の整備、③書店と図書館が共存共栄のための環境整備、④出版物への軽減税率の適用である。このうち、③についてJPIC（出版文化産業振興財団）と協議した。また、図書館での貸出が書店の売りに影響を与えているという意見に関係して、95館の公共図書館を対象に複本数等に関する調査を行い、数日以内に書店議連のヒアリングを受ける予定である。地域で図書館と書店が共存・共栄している事例について、皆様からもメールで知らせてほしい。

また、片野代議員（埼玉東萌短期大学附属図書館）からの2023年度事業計画にある「『図書館活動の中核を担う図書館員の社会的地位の向上と研修』の『社会的地位の向上』にぜひ重点的に取り組んでいただきたいと思います。例えば、少し前にNHKの朝のニュースでも取り上げられていました。指宿市では『そらまめの会』というNPO法人が指定管理者として図書館運営を担い、すばらしい活動をされていますが、そこで働くスタッフの現状は相当厳しいものがあります。（中略）全国の厳しい状況の図書館と図書館職員の支援に取り組んでいただきたい」という意見であるが、背景の把握に努め、慎重に対応していきたい。指定管理者のNPO法人は5年間の指定管理予算として募集要項に記された金額で公募に応じ、議会で承認されている。NPO法人は公募に応じ、指定を受けているのであるから、その金額で業務責任を果たす義務がある。協会としては2年後に市の直営に戻すとか、指定管理料を値上げするようにという働きかけを行っていくことなどが対応として考えられる。関連して会計年度任用職員を含めた非正規雇用職員問題の点から、制度運用や雇用条件の改善についての意見表明を行っていきたい。

5. 議事録署名人名選出

議長より、定款第29条第2項に基づき、代議員総会の議長及び出席の代表理事、並びに出席の代議員のう

ちから議事録署名人名1名を選出した旨提案があり、議長指名により天野奈緒也代議員（愛媛）が選出された。

■議 事

新屋（議長）：議題に入る。本日の議案は、第1号議案から第3号議案までである。

＊

1. 第1号議案 議長の選出について

新屋（議長）：既に議長2名は昨年6月の代議員総会において選出されている。残り1名の選出にあたっては、議長より代議員皆様に議長への立候補・推薦をお願いしていたが、1名の立候補があった。議長候補者は本日出席者名簿の代議員番号22番浅見佳子氏（神奈川）である。このことについて、採決をとりたい。投票用紙を配付するので投票する候補者の氏名を記入してほしい。

現在の出席状況を事務局に確認したい。

岡部（常務理事兼総務部長）：本日出席36名、委任状7名、議決権行使33名、合計76名。

（係員、投票用紙回収）

新屋（議長）：結果を報告する。

本日投票分（出席者＋委任状）：浅見佳子43 無効0

議決権行使分：浅見佳子28 無効5
合計：浅見佳子71 無効5

投票の結果、浅見佳子氏が71票の得票を得て議長として選出された。任期は3年後に実施される代議員選挙の終了時までとなる。浅見議長にご挨拶をお願いしたい。

浅見（議長）：皆様の中には最初に代議員になったときの総会において、図書館振興についてもう一步踏み出した議論ができるかと思っていたところが、方法論的な部分が多いと感じている方もいると思う。代議員総会はあらゆる館種、全国から意見を持ち寄り議論するための土台をまず作るための場として考えていただき、その責任と役割を担い、私と一緒に取り組んでいただけたらと思う。新屋（議長）：ここからは3人で進行を務める。新議長を交えて進行の打

ち合わせを行うため、ここで休憩をとる。

2. 第2号議案 2023-2024年度理事・監事選任に係る基本方針及び選任方法等について

報告3 2023-2024年度における本法人の運営課題等について

大石（議長）：第2号議案については、定款第31条及び理事及び監事選任規程第7条第1項により代議員総会の決議によることになる。理事長より説明を願いたい。

理事長：理事及び監事選任規程第7条第2項による、報告3「2023-2024年度における本法人の運営課題等について」を併せて説明する。

説明の概要は以下のとおり。

I 基本方針

「2023-2024年度における本法人の運営課題について」に基づき、2023-2024年度の理事・監事は、次の観点から適任者を選任することが求められる。

1（略）内閣府の公益法人認定基準としての財務基盤の安定化を図ることのできる者を選任する。

2（略）公益法人のコンプライアンスとガバナンスに対する十分な理解と、執行機関としての常任理事会・理事会、社員総会としての代議員総会の役割に対する正確な認識を共有できる者を選任する。

3（略）全国の図書館活動に関する資料・情報を自律的に確認し、また、図書館の関連領域の資料・情報にも意欲的に目を向け、図書館と図書館員を支援することを通して日本社会に貢献するという、本法人の事業に資する方策を提言できる者を選任する。

4 本法人運営の透明化と客観化をさらに促進するために、2023-2024年度の理事は、公益法人運営経験者を一定数以上選任する。

5 4に示した趣旨に沿って、2023-2024年度の監事は、内閣府公益認定ガイドラインに従い、弁護士などの法律専門家、公認会計士等の会計専門家、法人の業務運営に一定の知見を有する者を選任する。なお、非会員・会員歴5年までの者であることが望ましい。

Ⅱ 理事・監事の選任要件

(略)業務執行権を有する理事及び一般理事を区分して選任する。ただし、いずれの区分の理事においても、また、監事においても、Ⅰに示した基本方針に基づく適任者を選任する。

1 業務執行権を有する理事8名(代表理事2名、専務理事2名、常務理事4名)の選任要件(従来から変化なし)

2 一般理事A(各地区推薦理事)5名の選任要件

①北日本地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区の各地区(以下「各地区」という)から1名とする。(以下略)

3 一般理事B(各活動部会等推薦理事)7名の選任要件

①本法人定款第50条に規定する活動部会(公共図書館部会、学校図書館部会、大学図書館部会、短期大学・高等専門学校図書館部会、専門図書館部会、図書館情報学教育部会)からの被推薦者6名、及び国立国会図書館からの被推薦者1名とする。(以下略)

4 監事3名の選任要件

①監事全員で協同し、本法人の業務・財産・会計の状況を監査することができる。(以下略)

Ⅲ 選任方法

1 理事・監事候補者の推薦依頼(略)

※各代議員が推薦できる理事候補者数は1名とし、業務執行権を有する理事または一般理事Aのどちらかの区分に推薦する。同一候補者を、業務執行権を有する理事及び一般理事Aの双方に推薦することはできない。一般理事Aの理事候補者の推薦にあたっては、各地区におけるすべての図書館の状況・情報を、理事会審議に反映できる者であることを考慮して推薦する。(以下略)

2 各活動部会長及び国立国会図書館長に理事候補者の推薦依頼

※理事長は、2023年4月20日に、一般理事Bに関して、本法人の各活動部会の長及び国立国会図書館長に理事候補者を理事長宛てに推薦するよう依頼する。送付先は本法人総務部、締切は2023年5月19日必着とする。※各活動部会長及び国立国会図書館

長が推薦できる一般理事B数は、各1名とする。(以下略)

3 理事長による理事・監事の推薦
※理事長は、業務執行権を有する理事候補者及び監事候補者を推薦することができる。

※理事長が推薦できる業務執行権を有する理事候補者数は8名以内とし、また、監事候補者数は3名以内とする。

※理事長は、候補者の推薦に当たって、Ⅱの区分に応じた要件を満たすことを本人に確認の上、当該候補者の内諾を得る。

4 理事会への報告及び決議

※理事長は、代議員から推薦された業務執行権を有する理事・一般理事A・監事の候補者を整理し、2023年5月25日開催の理事会に報告する。(以下略)

5 代議員総会開催通知

(略)

6 代議員総会

(略)

7 書面決議書を提出した代議員の取扱い

(略)

「報告3 2023-2024年度における本法人の運営課題等について」を、あわせて資料に基づき説明。

続いて、「2023-2024年度理事・監事選任に係る基本方針及び選任方法等について」にかかわり、養田代議員(東京)から寄せられた「検討すべき課題は、以前から疑問を呈してきた理事長推薦枠や監事全員をあえて『非会員・会員5年までが望ましい』と部外者にする前提であることなど」であるが、監事については法人運営における監事の独立性、「株式会社ムービーマネジメントカンパニー及びアルスヴィータ株式会社事件検証委員会」報告書で提示された「今後の本法人の適切な運営に向けての提言」に基づき、3名の監事については部外者にすることが望ましいとしてきたところである。

同じく片野代議員(埼玉東萌短期大学附属図書館)からの「『非会員・会員5年までの者であることが望ましい』との記述には疑問を持ちました。できれば『法人の業務運営に

一定の知見を有』し、かつ図書館分野にも詳しい方に監事のお一人になっていただければ理想的だと思います。その場合に『非会員・会員歴5年までの者』に引っかかってしまうとすれば残念だと思います。方針は『…望ましい』との表現ですので『会員・会員歴5年以上』の方を排除するとしているわけではないのですが、あえてその記述を入れることは必要ないと思います」ということだが、私としては法人の運営に一定の知見を有するというのがよいのではないかと考えている。監事は公正・不偏ということが求められるわけであるが、3名の監事全員が「非会員・会員歴5年までの者」が「望ましい」ということで、これについてはこれから検討していきたい。

大石(議長):ただ今の説明に対し、質問、意見はあるか。

長島(埼玉):この議題の表題が「基本方針及び選任方法等について」となっているが、「理事及び監事選任規程」(以下、「選任規程」という)第9条にこのことが規定されていて、そこでは選任のための手続きとなっている。表題のこの「方法」は「手続き」とするべきではないか。また、「報告3 運営課題」の4が、「基本方針及び選任方法等について」の「Ⅰ 基本方針」に書かれていないという感が強い。強いて言えば「Ⅰ 基本方針」の3の部分に書いてあるほうが座りがいいと思うが、こは文章が長いので、「報告3 運営課題」の4を別項に立てて「Ⅰ 基本方針」に入れたらどうかと思う。つまり、「報告3 運営課題」の4に関するものを「基本方針及び選任方法等について」の「Ⅰ 基本方針」に書くとしたら、「会員相互の交流や活動の場を設けるなど、柔軟な発想に基づく取り組みができる者を選任する」のような言葉が、「Ⅰ 基本方針」に入るのがいいと思う。これは代議員でも各地で情報交流ができない、そういう場を作る課題はいまだに解決できていないので、書いておいたほうがよい。それから、「Ⅲ 選任方法」にある「各代議員が推薦できる理事候補者数は1名」の根拠は何か。また、「Ⅲ 選任方法」の「3

理事長による理事・監事の推薦」で「理事長は、業務執行権を有する理事候補者及び監事候補者を推薦することができる」となっているが、「選任規程」第8条3項をみると「当該活動部会を代表する者を理事候補者として推薦することができる」となっている。ここでは、「業務執行権を有する理事候補者及び監事候補者を推薦することができる」ではなく「当該活動部会を代表する者を理事候補者として推薦することができる」と規定しているが、ここはイコールなのか。そうすると理事長が推薦できる理事候補者数は8名でなく、部会数から言って6名になるのか。その論でいくと「3 理事長による理事・監事の推薦」で「理事長は、候補者の推薦に当たって、Ⅱの区分に応じた要件」と規定されていることについて、各部会を代表する者だけを推薦できるとなるとこの表現はこれでいいのかなと、よくわからなかった。また、「6 代議員総会」で「開票は区分ごとに行う」となっているが、「選任規程」第11条2項を読むと「得票数の多い順から選任する」となっていて、開票区分ごとの規定はなくて、もし定数より多い推薦者がいた場合は「選任規程」第11条2項と齟齬がないのか。要するに区分の「業務執行権を有する理事」が「一般理事」のトップの人より得票数が少なかった場合、開票区分によって別々に集計するという規定は「選任規程」にないので、第11条2項によると落ちることになるのか。このあたり「基本方針及び選任方法等について」と「選任規程」の間で齟齬はないのか。

中村（東京）：今回の提案では理事の区分が三つに分かれて選挙が行われることになっているが、一般理事Bについては各活動部会等推薦理事ということで分けるのは理解できるが、業務執行理事を8名、一般理事Aを各地区推薦理事として5名選ぶことについては、定款を見ても「選任規程」等を見ても根拠となるものがない。現理事会としての提案ということになると思うが、選ばれた20人の新しい理事会の中で何名を業務執行理事に充てるのか、専務理事・

常務理事を何名にするのか等は、新しい理事会に決定権があると思う。この選任方法案は、その権限を制約することにならないのか。業務執行理事8名と各地区推薦の一般理事5名の13名については合わせて選挙するのが本来の姿だろう。業務執行理事が1名もいなくなったらどうするのかという心配もあって、このように提案されているのだろうが、それは、自分は業務執行理事を受けられる等明示していただいたうえで、理事を選ぶ代議員が構成も含めて執行部が形成できるような理事を選出すればよいのであって、事前に人数の配分を決めてしまうというのは、定款や「選任規程」を逸脱しているだろう。ここは改めるべきである。分けた理由として損害賠償の責任を有する業務執行理事があるからだというのはもっともなことではあるが、実際には損害賠償については一定の制限をするということになっていると思う。そういうことであれば、ますますこういう区分をする必要はないのではないのか。

田中（東京）：2019年のときに代議員選出理事になった。そのときの認識では、これまで同様に得票数で議席が決まっていくものばかり思っていたが、そのときから今の2名の方が疑問を呈したような方式が変わった。あと監事であるが、財政的な話はきれいに話してくれるが、図書館活動についての言及はなかったと記憶している。専門職集団としてのこの団体の監事をされる方は、それが知見なのだと思うが。公益認定に関するガイドラインを見てみたが、「監事に公認会計士または税理士が含まれること」と書いてある程度である。それにあまりとらわれてしまって、我々の知見を高めてくれるような指摘をしてくれる監事がいないような状況はいかがなものか。

鈴木副理事長（以下「副理事長」という）：業務執行理事8名のことだが、定款30条3・4・5・6項に書かれている。代表理事2名が別項で規定されたのち、ここでそれ以外の専務理事を2名以内ということ、それで4名。あとこの4名を除く4名以内を常務理事とすることができると

なっていて、専務理事と常務理事を業務執行理事とすると規定されている。代表理事である理事長と副理事長は本来、業務執行理事とは別である。今回の提案文書では、代表理事と業務執行理事を一緒に「業務執行権を有する理事」としてまとめ、読み替えをしているというのが一つある。それから、代議員が推薦できる理事候補者は1名ということについて、「選任規程」は理事会で決めるものであるが、今議案として提案しているものは代議員総会で決めるものである。違いは、理事会は20名の理事が承認すればそれで決まるが、今回の議案は、皆様が決めることで初めて効力を発するもので、例えば「選任規程」と齟齬があったとしても今回の提案文書が優先すると考えてくれてよい。先ほどの、代議員が理事を1名しか推薦できないのはおかしいのではないかということであれば、ここで議論して決めていただいてよい。あと、理事長が業務執行権を有する理事と監事候補者を推薦できるというのは、「選任規程」第8条で規定されていることである。

長島（埼玉）：「選任規程」第8条1項と3項で、理事長が推薦する権限が強すぎるのではないかと。代議員が選ぶといいながら理事長がこれだけ推薦できるというのは、いかがなものかと思う。これは意見として申し上げる。

中村（東京）：先ほどの私の質問は、業務執行権を有する理事8名、一般理事5名という枠を決めて選挙することは次の理事会における判断を拘束することになるので、よろしくないのではないかと、ということだった。理事会が次期業務執行理事数を8名とした理由は定款の説明があり理解した。しかし定款が規定しているのは、1名以上の代表理事を置かなくてはいけない、これは定款30条2項で規定されているが、30条3・4項では専務理事2名以内とか常務理事4名以内等ということであり、これは以内なので置いてもいいし、置かなくてもいいということで、この枠のなかで次の理事会で話し合ったうえで、おのおのの人数を決めるのが筋だろう。次の理事会の職務権限を

侵すことにならないのか。

副理事長：業務執行権を有する理事8名を理事長が推薦できるというのが理事長の権限が強すぎるというのは、一つの考えではある。ただ、この業務執行理事の人数がいても業務の運営は困難であり、やむを得ないやり方だと思う。規程等についても見直していかなければならないが、現状望ましい方法として今代議員総会に提案しているものである。それから事前に代議員総会の中で8名の業務執行権を有する理事を決めてしまうということが、新しい理事会の権限を侵してしまうのではないかということについても8名程度は動ける人がいないといけないというのが実情である。選挙で通っても実際に協会に来て議論をし、ものを決めていく仕組みの中では、これもやむを得ないことなのではないかと考えている。ぜひくみ取ってほしい。

理事長：理事を選任するにあたって、8名・5名というフレームを定めたうえで求めている。それが我々の判断である。監事に図書館への知見を求めるという意見については、ガバナンスとコンプライアンスについて監事からアドバイスをもらいながら、協会運営を進めることとしており、図書館についての知見や方向性については理事が決めていくことなので、監事には求めている。図書館についての知見を有する人が監事に入ること自体は構わないが、ガバナンスとコンプライアンスについての十分な知識があつてのことである。

利益相反が起こらないということで、会員でない方がよいということもある。

田中（東京）：「選任規程」について、もやもやした状態が続いているということは、協会の体力のことからみてもよいことではないと思う。代議員についての規程も委員会が協議されているのであるから、今後への課題として誰もが納得する形で理事選任の方法についても委員会を設けて疑問を解決するよう取り組んでいてもらいたい。

理事長：承る。方法について検討する。

西尾（大阪）：先ほどの副理事長の発

言では、代議員が推薦できる人数をここで決めてよいということであったが、その人数を1名でなく2名ということ提案したい。代議員1人が業務執行理事、一般理事それぞれ1名を選ぶこととしたい。

中村（東京）：「基本方針及び選任方法等について」の「業務執行理事、一般理事どちらかの区分に1名」の部分等を単に2名とすると、どちらか一方に2名とも読めてしまうので、それぞれの区分について1名ずつ推薦ができると、この場で修正したらいかか。

西尾（大阪）：そうすると、今の形では「注：関東甲信越静岡地区については、業務執行権を有する理事と各部会等推薦理事が協同で責務を果たす」となっていて、各地区から1名という一般理事の推薦がこの地区からはできないと認識しているので、「業務執行理事、一般理事どちらかの区分に1名」の推薦というのは難しいと考えている。

中村（東京）：私の発言を取り下げる。

大石（議長）：この場で決めることとするか。今後への課題とすることでもいいか。

西尾（大阪）：人数の変更についての提案である。あとは今後の課題として検討するものであると考える。

中村（東京）：私も西尾さんと同じ認識であり、人数についてはこの場で決めたい。

大石（議長）：人数について1名か2名か、あと関東甲信越静岡地区についてどうするかということが出てくるが、事務局で整理する留意点などあるか。

副理事長：出席36名、委任状7名の状況で決めるのは適当かどうか。この場での新たな提案については、欠席者の議決権行使ができない。そのような状況で決めるのが適当かどうか。このあたりを考慮した議事進行をお願いしたい。

中村（東京）：今回は過半数を超えた出席者がいるので、議事進行ができる。ぎりぎり超えている状況でということで適当かどうかということで、副理事長の指摘はわかる。ただ、そういう疑問を感じないような招集

の方法を考えてほしいと私は前回申し上げた。理事長からは検討しますと回答があった。例えば書面議決が過半数出てしまったならば、こういう議論は一切議決に反映されない。形骸化した会議になってしまう。それはおそらく法人法の求めることではない。前回、Web参加が認められるかどうかということで随分議論があった。会場参加者と同じように参加ができれば会の成立としてOKという、内閣府と公益法人協会の見解が紹介された。つまり実りある議論をして決めましょうというのが法の求めるところであろう。書面議決を否定するわけではないし全国の代議員が東京に来られるわけではないのでそれも活用する必要はあると思っているが、しかし書面議決が半分出ているからもうこの場での新しい修正はできないというのであれば、今日の会は何なのか。例えば工夫をして、修正や新しい提案が出た場合はこの会議に委任をするというような委任の取り方もあるのではないか。今回は定数を上回っているのでもま進めてよいと思っているが、こういう場合に疑義が生じないように、かつ出席できない代議員の意向も反映されるような、その場での議論がきちんと反映された議決になる体制をつくってほしい。

三浦（東京）：2名とすることに賛成。私は関東甲信越静岡地区で一般理事には含まれないかもしれないが、「全国的視野から法人運営に貢献することができる」ということから、東京から他地区の方を推薦しても問題ないのではないかと考えている。だから2名にして業務執行理事、一般理事それぞれから1名ずつ選ぶか、もしくは最大で2名とすることを提案する。あとこの場で決めるかどうかということであるが、懸念点は理解できるが皆さん時間をとってきていて、会場の人が少ないから何も新しい提案を議決できないというのは違うと思う。ここで決めるのか決めないのかを含めて代議員で決めさせてほしい。

大石（議長）：1名を2名にしたときにどういうことが影響していくのか、1名にするか2名にするかそれ

を諮ったほうがよいという意見をもらったが、そのあたりを読み解いてどなたか意見はないか。

加藤（宮城）：暫時休憩を入れて理事の間で懸念点など話し合ってもらったらどうか。

大石（議長）：10分休憩する。

大石（議長）：議事を再開する。このことについてほかに意見はあるか。

田中（東京）：この2名にするかどうかということについては代議員に任せるというのはどうか。両方とも一般理事でも、両方とも業務執行理事であっても良いのではないか。人を選ぶということそれが選任ということなのではないか。

大石（議長）：1名か2名について挙手で諮っていききたい。

中村（東京）：挙手という話だが、委任状7名分の扱いはどうなるのか。

岡部（常務理事兼総務部長）：委任を受けた人が委任の札を持たれている。自身の分と別にそれをカウントする。

小田部（茨城県立図書館）：出席者36名、委任状7名で議決権を持つ方が計43名ということであり、全体85名の半数を1名超える方しかここにいる。修正動議として、この部分を2名以内とすることについて、もう一度確認したほうがよい。半数の議決で本当に変えてしまってもよいのか。法律上はよいのだろうが半数の者を切り捨てることにもなり、疑問である。

新屋（議長）：修正動議として2名以内ということで、意見をもらったが、可能であれば2名に変更するかどうかの決を、ここで挙手による決をとりたいがどうするか。仮にそれで過半数を超えた場合は、2名とした修正案の決をあらためてとることを考えている。今の意見だと2名以内という文言であったが、もともと文言を見ると「推薦できる」ということになっているので、ここが2名でも1名でもよいのか。休憩時間までには1名のところを2名とすることの議決をしようと思っていたが、いかがか。仮に修正動議についての決が過半数を上回らなかった場合は、現状の案のままあらためて決をとっ

て、たくさんの意見も出たことで今後への課題として理事会等での検討をお願いしますということで進めることも検討したが、いかがか。

佐藤（東京）：過半数で会が成立していて、意見も出たのでこの場で議決をとってほしい。

大石（議長）：それでは、それぞれについて賛成の方の挙手をお願いしたい。

代議員の推薦できる理事の数1名：0名

代議員の推薦できる理事の数2名以内：43名

大石（議長）：それでは2名以内ということで修正させてもらう。そのうえで、この第2号議案についての賛成・反対を挙手で諮りたい。

本日参加者（出席者+委任状）：賛成：43 反対：0 無効：0

3. 第3号議案 2023-2025年度の理事・監事選任日程（案）について

大石（議長）：理事長より説明いただきたい。

理事長：スケジュールは以下のとおり。

I 2月22日理事会 理事・監事選任日程等説明

1 2023-2024年度公益社団法人日本図書館協会理事・監事選任日程説明

2 2023年3月20日代議員総会の開催

○2023-2024年度理事・監事の選任にかかる基本方針及び選任方法決定

○2023-2024年度における本法人の運営課題等について（理事長説明）

II 2023年4月20日 理事長より代議員・部会長（+国会図書館長）へ理事・監事候補者推薦依頼：締切り：2023年5月19日

III 2023年5月25日理事会

1 理事長推薦の理事・監事候補者を決定

2 代議員推薦の理事・監事候補者を報告

IV 2023年5月25日定時代議員総会開催通知

V 2023年6月15日定時代議員総会において理事・監事を選任

大石（議長）：質問、意見がなければ、現在の出席状況を事務局に確認する。

岡部（常務理事兼総務部長）：出席36名、委任状7名、議決権行使33名、合計76名である。

大石（議長）：第3号議案について、挙手で採決をとりたい。

本日投票分（出席者+委任状） 賛成：43 反対：0 無効：0

議決権行使分 賛成：33 反対：0 無効：0

合計 賛成：76 反対：0 無効：0

大石（議長）：第3号議案は承認された。

4. 報告1 2023年度公益社団法人日本図書館協会事業計画について

報告2 2023年度公益社団法人日本図書館協会予算について

浅見（議長）：報告に入る。報告の1及び2は関連が深いので、初めにこの二つの報告について、理事より、続けて説明いただき、その後質疑・応答をまとめてお願いします。

副理事長：「報告1 事業計画」について、資料に基づき説明。

事務局長：「報告2 予算」について、資料に基づき説明。

浅見（議長）：以上のとおりであるが、ただ今の説明に対し、質問、意見はあるか。

副理事長：補足として欠席の代議員から事業計画へ寄せられた意見について回答する。

蓑田代議員（東京）から寄せられた「感染症蔓延など非常時の図書館の社会的意義のアピールなど、図書館災害対策委員会等、委員会横断的な組織で取り組めないか、またコロナ禍で図書館が情報や知のインフラであると再確認されたが、一方で周辺自治体が閉館している中で他部署へ職員が応援に行くために休館した図書館があった。事業継続の必要性を認識させる取り組みを求める」について、委員会横断的な取り組みというのは、コロナ禍の中で痛感した。図書館の必要性を訴えるのもそのとおりである。取り組みについて考えていく。「saveMLAKが2020年4月から継続的に行っている『COVID-19の影響による図書館の動向調査』は、日図協のような組織が実施してしかなるべき事業」ということについ

では、協会ではノウハウや人的対応が出来ていないのが事情であり、今後の検討課題である。「各図書館での対応のノウハウの共有化」については、危機管理のいろいろな側面からの共有化をしていかなければならないと思う。「『図書館雑誌』の図書館関係雑誌記事索引を復活させてほしい」ということについては、ご意見として承る。「部会長、委員長の任期について長期間同一人が務めている例があるが、有期にしているかどうか」ということについては、規程で概ねの期限は設けているが、なかなか手がいなくてそのようになっている実情があると思う。「書面決議書を提出した代議員の取り扱い」については、後ほど回答する。

生駒代議員（京都）から質問のあった「会員の減少について具体的に理事会で話し合っていること」であるが、意見交換の段階である。会員の年齢構成はわからないが新しい会員管理システムが6月以降に稼働するので、いままでより分析が進む見込みである。退会の理由についても退職や図書館を離れるなどが考えられるが、実際に聞いているわけではないので想像の範囲である。会員募集のためのPR動画の作成については、方法について検討していきたい。

片野代議員（埼玉東萌短期大学附属図書館）からの「図書館員の社会的地位の向上にぜひ重点的に取り組んでいただきたい。NHKの朝のニュースでも取り上げられていた指宿市で『そらまめの会』というNPO法人が指定管理者として図書館運営を担い、すばらしい活動をされているスタッフの現状が相当厳しいものがあることなど、全国の厳しい状況の図書館と図書館職員の支援に取り組んでいただきたい」ことについては、先の理事長の挨拶で代えさせていただく。

「代議員定数等検討委員会報告(案)」については、後ほどの報告を待ってほしい。

浅見（議長）：それでは意見、質問はあるか。

天野（愛媛）：各委員会活動が行われているが、地方にいると各委員会のメンバーがわかりにくいので、ホー

ムページに載せてほしい。また、正味財産増減予算書の中の収入「資料交換参加費」について、私の館にも省庁からのポスターが送られてきた。資料交換センターには、今年度どれくらいの機関から申し込みがあったのか。

事務局長：2022年度は、37件。内閣府からの啓発ポスター、図書館への寄贈図書・DVDの発送などである。申込があれば何でも受けるのではなく、業務執行理事による調整会議を経て送っている。

岡部（常務理事兼総務部長）：委員会委員については、任期の初めに『図書館雑誌』に載せている。ホームページへの掲載については、各委員会に確認して進めていきたい。

中村（東京）：地方交付税についての協会からの提言の中で、昨年初めて、学校司書に加えて、司書教諭についても要望されているが、これは従来通り学校司書に絞って要望してほしい。協会としては一貫して一職種の学校図書館専門職制度を作ってほしいと言ってきたはずである。専任・専門・正規の学校図書館専門職の配置は、全国の学校図書館関係者の最大公約数的な要望である。それには、教員の充て職の司書教諭ではなく学校司書を前面に出すべきではないか。また、学校図書館法上は司書教諭が主とされている現状の中で、学校司書と司書教諭両方について要望すると、司書教諭が措置されて、学校司書が忘れられるのではないか。両方に十分な予算が付くとは考えにくいわけで、戦術的にも学校司書に絞るべきだ。地方交付税に限らず、政策提言の際には留意してもらいたい。次に、「嘱託職員の正職員への転換（1月）」というのは、従来から働いている非正規職員の無期雇用転換権行使に応じたものか、別の理由によるものか。有給役員の3名から4名への増ということだが、職員の給与が低いところで推移している中で役員増ということはどうか、慎重な検討を要望したい。これに関連して質問するが、この役員増は、6月に新しい理事会が成立してから1名増となるという理解でよいのか。会議費用が53万2000円であるが、厳し

い財政の中で我々の会議のためにホテルの会場を用意して頂くことには違和感がある。何か理由あってのことか。

喜多（大阪）：2月13日に植松理事長が「図書館基礎講座・関西」に来てくれたのが、嬉しかった。会場からも「よい話が聞けた」という感想が寄せられた。開催について、半分程度はちらして知ったという回答が多く、これからもアナログ的な広報も続けていくとともに、開催について応援をよろしくお願ひしたい。

田中（東京）：「ユネスコ公共図書館宣言2022」が出され、他機関で翻訳が進められているが、協会ではどうなのか。あと、「その他外部資金」とは何か。

長島（埼玉）：寄附金の中で法人からの寄附の状況はどうか。義田代議員からあった「図書館関係雑誌記事索引」について、こういう作業こそ皆でシェアする作業として現役を退いた会員の人にやってもらったらかどうか。会員を続ける動機にもなるのではないか。

本山（岡山）：『日本の図書館』の正確性に疑問がある部分が散見されると県内から指摘が来ている。2016年に図書館調査事業委員会で検討されているが、会議録を見ても正確性についての議論はあまり行われていないようだ。この指摘をした方の論文では調査方法についての改善点の指摘もなされていて、例えば個人貸出冊数については分館の統計数値を一括でまとめたりして出さないところや個々に出しているところもある。そのほかサービスポイントと分室の違いや区分けをどうするかなど、分館のいくつかは数字を載せるが、あとはサービスポイントにしてしまった等を行っているうちに二重に計上するなど、あるいはBMが内数である等で統計数値はズバリと動くそうである。図書館の経費についても「人件費を除く」となっているが、記入要領にはっきりと例示していない部分もあり、指定管理その他も進む中で本来は経費の中に委託費その他として含めなければならぬところを、それを抜いたりする例もあるよ

うである。このあたりは大きな数値として正確性に関係してくる。こういったことが修正されないままというのはよくない。ぜひ協会として改善策を検討して取り組んでほしい。本来、各図書館、県立図書館、協会の3か所でチェックが効くはずである。それが最初の段階で間違っている数値がそのまま通ってしまう状況もあるようである。調査票や記入要領を変えるということで間違いを防げる部分があるのではないかと考え、現在やっていることの正確性を担保したうえで、改善について検討してほしい。代議員の皆さんの周辺ではそういったことに気づいたことはないだろうか。

浅見（議長）：回答をお願いしたい。
事務局長：会場の借料については、今回は、予約時のコロナの状況により、広い会場を確保した。6月はまた外部会場を借りるが、それ以降は協会でやっていく。1月に正職員への転換があったことについては、7月1日に嘱託職員として採用後6か月経過したので、嘱託職員就業規則の規定に基づき、理事長面談を行い正規職員として採用したものである。職員の待遇は、以前は昇給・賞与なしだったが、現在は定期昇給を行い、今年度は年間2か月分の賞与を払っている。今年度の役員報酬は1人240～400万円。1名増えるが収入の確保に努めるのでご理解いただきたい。会員については、2022年8月現在で個人会員が2,641、施設会員が公共図書館1,167、大学図書館660、短大高専図書館137、学校図書館57、専門図書館100、団体14である。減少傾向であり厳しい。収入の確保がないと事業ができないことをご理解いただき、ご協力をお願いしたい。
副理事長：「ユネスコ公共図書館宣言2022」については、正式な訳として対応できるように進めていきたい。

外部資金については、日本書籍出版協会と共同で関係のシンポジウム等できないか協議しているところである。

学校司書と司書教諭の件については、学校図書館法には両者とも書かれているので、どちらかに重点を置くというのは微妙なところがある。

以前からの協会の動きは尊重したいが司書教諭について学校図書館法に記載されており、そのあたりはご理解いただきたい。

理事長：『日本の図書館』の正確性の担保については検討していきたい。事務局でも回答に前年より大きな差がある場合など、個別に図書館への問い合わせを行っている。今まで紙で行っていた調査を電子的にやるようになった。当該委員会で検討していきたい。

喜多（大阪）：障害者サービスや多文化サービスのことも暦年の調査として行ってほしい。「貸出密度上位の公立図書館整備状況」について、できれば今後も出してほしい。

理事長：書店議連からの意見としても、貸出密度上位の図書館は優れているとしてよいのかとされており、公表については検討していきたい。

浅見（議長）：まだまだ意見があることと思うが、会場の借り上げ時間の制約があり、進行にご協力いただきたいということで、ここで打ち切らせていただきたい。

「報告1「公益社団法人日本図書館協会2023年度事業計画（報告）」及び報告2「公益社団法人日本図書館協会2023年度予算（報告）」については定款第19条により報告となる。

報告を諒とすることとしてよろしいか。
（拍手）

ありがとうございます。

5. 報告4 公益社団法人日本図書館協会代議員定数等検討委員会報告について

新屋（議長）：同委員会の佐藤委員長より説明いただきたい。

佐藤（委員長）：この報告書（案）は暫定版として見てほしい。各項目のポイントを紹介していく。

「1. はじめに」公益社団法人日本図書館協会の代議員制度は、2014年の公益法人移行時に、従来の評議員制度に代わり導入されたものであるが、その選出方法は一貫して会員の望まれる方式で行われてきたといえる。

「2. 委員会設置の経緯と目的」(2) 委員会の目的（公益社団法人日本図

書館協会代議員定数等検討委員会規程から）「委員会の目的は、第2条で「委員会は、定款第13条に関する代議員定数等の課題を検討し、改善策を示すことを目的とする。」となっている。

「3. 委員会の構成、検討経過」(1) 委員会の構成、委員名簿「委員会の構成員は、それぞれから推薦または立候補による、常務理事2名、理事2名、各ブロック6名、部会団体6名、公募3名で構成され、計19名となっている。併せて事務局が2名いる。(2) 検討概要 委員会は2022年7月4日から2023年3月28日（予定）にかけて計10回の会議を、直接参加とオンラインで開催した。また、必要に応じて関係者を招聘して発言を求めた。会議の日、主な検討テーマ、参加委員数は以下の通り（詳細は委員会Webサイトを参照 <https://www.jla.or.jp/committees/tabid/983/Default.aspx>）。

「4. 定款13条と代議員の選出方法に関する問題の本質と経緯 (1) 定款第13条と代議員選挙規程の齟齬」定款第13条（代議員）ではその第1項で「この法人に代議員を置く。代議員は、概ね正会員100人の中から1人の割合をもって選出されるものとする（小数点以下の端数が生じた場合は、原則として切り上げる。）」となっている。さらに、第3項で「3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は理事会が定める。」となっている。これをそのまま解釈して、例えば2022年12月31日現在の会員数で代議員数を算出してみると以下ようになる。

個人会員 2,671人→代議員27人

施設会員 2,136人→代議員22人

団体会員 16人→代議員1*

*厳密には団体会員の算出はやや異なる。

ところが、現状の代議員定数を見ると、個人会員選出60人、施設会員選出24人となっている。この定款から割り出す数字と現状の代議員数に隔たりがある。（中略）ところで、内閣府の公益認定等委員会による『公益認定のための定款について』に、「代議員制を採用する場合には、定款の定めにより、次の事項を満たすこ

とが重要です。」として以下の記述がある。(一部省略) ①代議員を選出するための制度の骨格(定数, 任期, 選出方法, 欠員措置等)が定款で定められていること。②代議員を選出するための選挙(代議員選挙)が理事及び理事会から独立して行われていること。このように, 定款で定められている(はずの)代議員の数と, 選挙規程で定められている実際の代議員数に大きな違いがあるため, それを齟齬があるものとしているのである。しかも, 実質的に代議員の数や選挙区等を選挙規程つまり理事会が決められるルールになっていることが大きな問題となる。

「(2)公益法人移行時の代議員選出方法に対する考え方」この代議員の選出方法は, 2014年の公益法人移行時に決められたものである。その考え方は, 「定款と選挙規程を合わせて運用する」というものであった。当時もっとも重要視されていたことは「公益法人に移行する」ということであり, それはかなりハードルの高いことであり, なるべくスムーズに移行することが第1の目標であった。しかも, 公益法人移行の多くの課題を短時間に解決しなくてはならなかったこともあり, 内閣府から提示されていた「定款サンプル」をなるべく活用するように努めていた。

そこで, 定款第13条1項にある「おおむね100人に一人」という表現が生まれる。会員が個人会員のみであれば, それでも代議員定数は決まる。しかし, 本法人の場合は個人と施設団体の二つの会員種別があるため, そう単純にはいかない。そこで, 定款と選挙規程で合わせて運用するという手法がとられた。

「(3)再建検討委員会からの指摘事項とWGの対応策」再建検討委員会では, (1)であげた定款で定められている代議員の数と, 現状の代議員数に大きな違いがあり問題ではないかと指摘したものである。また, 公益法人移行時に比べて会員数が減少してきていることが理由となり, 代議員数の齟齬が顕著になってきていた。この問題を解決するために定款第13条の代議員選出方法等を検討するワーキンググループ(以下「WG」と

いう)では前述のように, 定款第13条第1項に「選挙区ごとに」を入れることで解決しようとした。確かに, 代議員100人に1人というルールは, 全体ではなく, 選挙区ごとのルールである。現状に合わせた修正提案であった。WGでは当時の顧問弁護士の助言もいただいて, このような修正提案を作成した。

「(4)中山監事からの指摘の意味」このWGの方法で定款を変更しようとした時に, 中山監事からの反対意見が出された。臨時代議員総会の開催まで予告され, また執行部の交代もあり, 関係者から疑問が出されたが, 監事の指摘は結果として適切な内容であった。中山監事からの指摘事項は次の通り。

①(この方法だと)定款上で代議員の人数が定まらないことになるのが法律上問題である。理事会で代議員の人数が決められることになってしまう。法律では, 定款に記載して変えるのであれば定款変更という手続き, つまり代議員総会で変えるというふうにされている。②WGの報告では, 現在の定款と選挙規程の齟齬の対応策として, 「現行定款に従って代議員数を減じるか, 現状の代議員定数が適当なものとなるように定款の改正を行うのかのいずれかの対応が考えられる」となっているのに, そのどちらにもなっていない。③定款が上位規範で, 選挙規程が下位規範とすれば, 下位規範を上位規範に合わせるのが法律的には原則的な考え方になる。定款を変更する場合には, 定款が出来たときの裏付けとなっていた立法事実と照らしての十分な説明が必要だがそれがなされていない。

①を補足すると, 定款で「選挙区ごとに」と入れても, 肝心の選挙区の規定が定款にないため, 実質的にそれを決めている理事会により決められることになってしまうということである。また, そもそも定款で代議員の定数を定めていないことが問題となる。②③については, 定款を変えてのであれば, もっと丁寧な説明や根拠が必要であるということを示している。

「6. 提言 (1)委員会が考える望ま

しい代議員の選出方法」委員会では, 現状以下のことを実現することが代議員の望ましい選出方法であると考えている。①定款で代議員の数が分かるようにする(70名以上100名以下)。②個人選挙区は, 都道府県を選挙区として, 各選挙区に1名の代議員を置く。また, 100人ごとに代議員を1名追加していく。③施設等代議員は, 部会と団体を選挙区として, 各選挙区に1名の代議員を置く。また, 100人ごとに1名の代議員を追加していく。④選挙区と, 選挙区ごとの代議員の数は, 代議員総会の承認を必要とする(もしくは, それと同様の結果になるようにする)。(2)定款第13条等の修正提案 定款に入れるべき代議員の選出等に関するものを第13条に加えた。特に第1項で, 個人と施設等会員があること, 定数の枠を, 第3項で選挙区や選出方法を詳述した。また, 本来は新たに条を新設して入れ込む方法も検討したが, 条文が増えると本法人のすべての規程類に影響を及ぼす可能性があるため, 現状の条文に追加する方法をとった。

なお, 同委員会は, 3月31日までの任期であるが, 今後のリーガルチェック関係の推移を見守れるように, 2か月ほど活動期間を延長したいと考えている。

新屋(議長):説明は, 以上のとおりであるが, ただ今の説明に対し, 質問, 意見はあるか。なお, 委員会の任期延長については理事会の協議事項ということで, 補足する。質問等なければ, この報告は以上とする。

6. 報告5 2022-2025年度代議員補欠選挙結果について

新屋(議長):時間の制約があり資料を見てもらいたい。

7. 報告6 第108回全国図書館大会群馬大会及び第109回岩手大会について

新屋(議長):時間の制約があり資料を見てもらいたい。

8. 報告7 事務局人事について (2023年4月1日付け)

新屋（議長）：理事長から報告願いたい。

理事長：岡部常務理事兼総務部長を事務局次長に、曾木聡子氏を総務部長とする人事を4月1日付で行う。理由として他の機関とかかわる案件が多く、対応の分散を図るものである。関係する予算については、理事会で承認されている。

新屋（議長）：質問、意見はあるか。なければこの報告は以上とする。

9. 報告 8 その他

新屋（議長）：あらかじめ用意した議題、報告は以上であるが、ほかに何か発言があるか。

岡部（常務理事兼総務部長）：2点ある。蓑田代議員（東京）から意見のあった「書面決議書を提出した代議員の取り扱いを、一般選挙と同様としているが、これについても、一般選挙と違い、記名で封書を提出していることなどから、当日出席できたら、「出席代議員」とするべきと考えます。」について、出席すればそれを優先する形で今後は取り扱う。もう1点「選挙人名簿や立候補者リストがすべて閲覧のみの電子データだったことは、再考していただきたい。選挙人名簿はプライバシーを理由にあの形にしたと説明されましたが、せめてプリントできる形式にすべきで、会員の交流にも妨げになっています。」の件であるが、選挙管理委員会から代議員の皆様へは既に回答を差し上げているが、コンプライアンス上難しい問題がある。ただ、会員間の交流を図る目的でということで、新しい会員システムで交流ツールが運用できるようにということで準備を進めている。

新屋（議長）：以上をもって、2022年度通算第2回（定時第2回）代議員総会を閉会する。

事務局長：次回の代議員総会は6月15日（木）、学術総合センター2階の一橋講堂中会議室で行う。

■出席者・参加者一覧

〈代議員出席者〉

須藤紀子（青森）、加藤孔敬（宮城）、石川靖子（秋田）、鈴木史穂（福島）、長島利弘（埼玉）、大石豊（千葉）、豊山希巳江（千葉）、中島尚子（東京）、中村崇（東京）、三浦なつみ（東京）、佐藤千春（東京）、田中伸哉（東京）、浅見佳子（神奈川）、笠川昭治（神奈川）、松原伸直（新潟）、長田和彦（富山）、阿部豪（石川）、小澤多美子（長野）、大林正智（愛知）、佐藤志歩（滋賀）、喜多由美子（大阪）、西尾恵一（大阪）、尾松謙一（奈良）、三田祐子（鳥取）、本山雅一（岡山）、藤沢幸応（香川）、天野奈緒也（愛媛）、一ノ瀬留美（福岡）、横多綾（佐賀）、松本和代（熊本）、神繁司（大分県公共図書館研究会）、小田部修一（茨城県立図書館）、平松哉人（愛知芸術文化センター愛知県図書館）、渡邊知行（成蹊大学図書館）、五十嵐英美（毎日新聞東京本社知的財産ビジネス本部データ管理センター）、新屋朝貴（公益財団法人三康文化研究所附属三康図書館）

〈委員会委員長参加者〉

伊沢ユキエ（図書館の自由委員会）、佐藤聖一（代議定数等検討委員会・障害者サービス委員会）、柚木聖（健康情報委員会）、小形亮（非正規雇用職員に関する委員会）

〈委員会委員長 Web 参加者〉

森下芳則（図書館政策企画委員会）、熊野清子（図書館の自由委員会）、野末俊比古（図書館利用教育委員会）、島弘（児童青少年委員会）、三浦太郎（国際交流事業委員会）、大場博幸（出版流通委員会）、大塚奈奈絵（選挙管理委員会）

公益社団法人日本図書館協会2022年度
通算第4回（定時第4回）理事会、
通算第2回（定時第2回）代議員総会
配付資料

<理事会>

- 公益社団法人日本図書館協会委員会委員の交通費に関する規程の一部改正について（掲載省略）
 - 2023年度公益社団法人日本図書館協会事業計画（p.294-300）
 - 2023年度公益社団法人日本図書館協会予算（p.302-305）
 - 公益社団法人日本図書館協会における2023-2024年度の理事・監事選任に関する基本方針及び選任方法等について（掲載省略）
 - 2023-2024年度公益社団法人日本図書館協会理事・監事選任日程（掲載省略）
 - 第13期日本図書館協会認定司書の認定について（掲載省略）
 - 「認知症バリアフリー図書館特別検討チーム」の期間の延長について（掲載省略）
 - 2023-2024年度における本法人の運営課題等について（p.300-301）
 - 公益社団法人日本図書館協会2022-2025年度代議員（個人・団体会員選出）補欠選挙結果報告（掲載省略）
 - 代議員定数等検討委員会報告概要（掲載省略）
 - 指針および評価シートの承認について（お願い）（掲載省略）
 - 図書館利用に障害のある人々へのサービス（障害者サービス）評価シート 公共図書館編（掲載省略）
 - 「日本図書館協会図書館 中長期計画」について（掲載省略）
- <代議員総会>
- 2022年度通算第2回（定時第2回）代議員総会議題等説明資料（掲載省略）
 - 代議員総会議長候補について（掲載省略）
 - 公益社団法人日本図書館協会における2023-2024年度の理事・監事選任に関する基本方針及び選任方法等について（掲載省略）
 - 2023-2024年度公益社団法人日本図書館協会理事・監事選任日程（掲載省略）
 - 2023年度公益社団法人日本図書館協会事業計画（p.294-300）
 - 2023年度公益社団法人日本図書館協会予算（p.302-305）
 - 2023-2024年度における本法人の運営課題等について（p.300-301）
 - 公益社団法人日本図書館協会代議員定数等検討委員会報告書（掲載省略）
 - 公益社団法人日本図書館協会2022-2025年度代議員（個人・団体会員選出）補欠選挙結果報告（掲載省略）

○第108回全国図書館大会群馬大会結果及び第109回岩手大会概要（掲載省略）

2023年度公益社団法人日本図書館協会
事業計画

はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）は、その略称のとおり2019年12月に発生し、パンデミック状態をおこし、2023年1月現在も完全な終息に至っていない。この事業計画や事業報告でも3年間にわたりそのことに触れ続けてきている。私たちの生活様式も大きく変わった。図書館サービスでは一部非来館型の電子書籍等を導入した図書館も出てきている。

日本図書館協会（以下「本協会」という。）は、定款第3条の目的であらゆる図書館の進歩・発展を図る事業を行うことで、人々の読書や情報・資料の利用を支援し、文化や学術、科学の振興に寄与することを掲げている。COVID-19が終息しない中で、本協会が、どのように図書館の進歩・発展をはかる事業を行ってきたかを顧みることが必要であろう。従前の事業形態に戻るだけではなく、さらにこの間のCOVID-19の下で行われた新たなサービスを見つめることも必要となる。

一方、法人としての本協会では、会員の減少が大きな課題となっている。理事会ではその都度、会員増大のための方策について意見交換をしてきた。図書館員の中で会計年度任用職員が占める割合も多くなっていることや、指定管理の図書館における職員状況などにも目を注ぐ必要がある。さらに図書館を支援する市民個々にも協会会員となって活動していただくなどの方向性も検討する必要がある。

公益法人は、本協会会員のためだけの組織ではない。会員の会費が法人運営の多くを担保しているが、同時に公益法人であることで、税制面での恩恵を受けていることでも明らかである。そのため、本協会は、会員のための組織というだけではなく、利用者を含めた国民全体の組織としても運営されなければならない。そのような中で、選ばれた代議員・理事・監事がどう機能していくべきかを考える必要がある。すべての国民に開かれた組織＝公益法人であるとすれば、すべての国民に向かって会員となる道をはかるという姿勢が重要である。

そのために理事会・代議員の役割を再認識し、会員に限らずすべての人々に見える形でどのような運営を、何を決定しているかを示す必要がある。

2023年度は、理事・監事改選の年であり、新たな人材が登場することを期待したい。また、代議員選挙制度を

見直し、定款や代議員選挙規程を改正することを検討した結果をどう活かしていくかを実行することとなろう。

I. 基本方針

本協会は、日本国憲法・教育基本法の理念に基づいて、すべての国民がその必要な情報や資料を得るための施設である図書館を支援することを目的としている。

ここ数年、視覚障害者等の読書環境整備などを中心に図書館における著作権の権利制限がいくつか進められており、さらに読書に困難のある様々な人へのサービスが求められ、その実現に向けて本協会が支援することが求められている。そのため、職員（正規・非正規）の雇用や勤務条件等の拡充などの権利保障の側面からの支援、図書館の所管や指定管理者制度等についても、それらを通じて国民全体への図書館サービスが向上していくよう求められる。そのため本協会の従来の見解を堅持し、各図書館を支え、出版社及び書店その他の団体等と協力・連携して、図書館文化が広く人々の間に根付いて発展し、人々の生活が豊かになるよう、下記に示す基本方針のもとに各事業に邁進する。

1. 図書館活動の中核を担う図書館員の社会的地位の向上と研修

公共図書館に限らず、図書館現場では非正規雇用職員が増加している。公立図書館で約7割、大学図書館で約6割、学校図書館で約7割となり、図書館の公共性や安定性を脅かす憂慮すべき事態である。

2020年4月に導入された地方自治体の「会計年度任用職員」任用問題についても、非正規雇用職員に関する委員会から提言が出され、制度自体との齟齬なども指摘されている。特に、各種図書館において、図書館活動の担い手の核となる世代が、いわゆる就職氷河期の世代で、正規の図書館員としての職を得ることができにくかったことは、今後大きく影響する課題である。

正規・非正規を問わず、COVID-19下の社会において、人々の知識・情報要求に的確に応えるべく、図書館職員としての専門的知識・技能の向上をさらに目指して、多様な研修の機会を生み出せるよう努力する。その結果として、本協会の認定司書を研修の講師とするなどその司書の価値を社会に訴え、総じて司書職の社会的地位の向上に努める。

<重点事業>

①全国図書館大会

本年、109回を迎える全国図書館大会は、岩手県で開催される。2023年度は対面式での開催へ舵をきった。2019年度の三重大会以来の4年ぶりの対面式開催である。三重大会を参考に準備をすすめたい。ただ、2年間の開催方法がオンラインであったため、そのことへの配慮も必要となる。開催後に録画画像の提供も検討したい。地方

での図書館大会の開催は、開催地区の県立図書館の負担が大きくなるが、開催される地域の住民には、図書館の有用性を伝える機会ともなる。また、開催地の図書館の活性化につながり、かつ、地域の住民に図書館への関心を抱いていただき、図書館を活用する意欲を生み出すものとなる。岩手県立図書館とともに、本協会は、大会開催の成功に向けて、一丸となって努める。

②日本図書館協会認定司書制度の取り組み

認定司書は、「司書全体の研鑽努力を奨励するとともに、司書職のキャリア形成及び社会的認知の向上に資するため、図書館法第4条に規定する司書の高度な専門性を評価」（認定司書事業委員会規程第2条）し、図書館経営の中核を担いうる司書として本協会が認定するもので、この制度をさらに充実・発展させていく。2023年3月現在認定司書は全国で165名となっており、第13期（2023年度）分は、2023年4月1日付で公表・追加される。

近年、認定司書が全国の研修会講師や地方自治体の諸委員会委員に登用される例が着実に増えている。認定司書がほぼ全国各地の配置となって存在感を増しており、図書館界の中核的な担い手である認定司書のイメージを定着させ、制度的成熟をもたらしめている。2023年度は、第14期の募集をし、本協会認定司書制度の普及・拡大をさらに進める。

③各種研究会・研修・セミナーの開催

活動部会、委員会等が計画する研究会、セミナー等を積極的に展開する。

1980年にスタートした図書館建築研修会（第44回）と児童図書館員養成専門講座（第43回）、2000年に始まった中堅職員ステップアップ研修、障害者サービス担当職員養成講座や図書館基礎講座等をはじめ、昨年同様Web開催を含む東京以外の開催地開拓にも努める。このことで図書館員のみならず、図書館に関心を寄せる幅広い人々の関心を掘り起こすことにつながるテーマを検討し、本協会への期待を高める場を設ける。

2. 調査・研究・普及等、図書館振興のための取り組み

図書館資料の世界では、COVID-19の下で、電子化が進行しており、音楽や映像の配信型資料提供や、無料提供される動画、学術情報のオープンアクセス化のほか、情報基盤のクラウド化等、多様な情報環境となっている。

一方、図書館振興の観点からすれば、公共・大学・学校・専門の各図書館に共通して言えることとして、多様な情報環境に対応できる、十分な資料提供のための予算が年々減少し深刻化している実態がある。

これら図書館を取り巻く状況を的確に分析し、その成果を図書館振興に役立てていくために、図書館の管理運営や、図書館サービスの課題ごとに調査・研究を進める。

地方交付税に対する本協会の対応について、関係省庁への要望からさらに一歩すすめた活動を取り組めるよう

にしていく。

また、日本図書館協会図書館（以下「日図協図書館」という。）では、そうした活動を支えることに資する資料を積極的に収集・提供するとともに、非来館型のサービスの向上を努めていく。

<重点事業>

①調査・研究及びその成果の普及

活動部会及び委員会等で行ったテーマごとの調査・研究の成果を公にする。

②『日本目録規則2018年版』の維持活動

発見された問題の管理を行い、対応策を適宜検討する。また、利用者から寄せられる各種質問等への対応を行う。刊行時点には盛り込めなかった諸課題や本規則の将来像について、検討を行う。これらの維持活動については、必要に応じて国立国会図書館（NDL）収集書誌部と連携して検討する。

③図書館員による図書紹介事業の推進

『図書館雑誌』で「図書館員のおすすめ本」を連載し、公共図書館、学校図書館等における選書等の参考となる図書の紹介を実施する。また機関誌内にとどまらず、広く選書等の参考に資するものとなるべく、雑誌掲載文章を本協会ウェブサイト上で公開する。また、『週刊読書人』及び「週刊読書人ウェブ」への転載を継続実施する。

3. 政策提言など図書館振興のための活動

国の図書館施策に対する政策提言については、引き続きの案件として、「図書館関係地方交付税の改善」、「図書・雑誌への消費税軽減税率の適用」等がある。

地方交付税交付金については、市町村レベルの図書館協議会に関わる経費が算定されているが、資料費や職員に関する経費については、2022年8月に提出した「要望」で指摘したとおり、まだ課題が多い。

また、著作権法が改正され、図書館等による図書館資料の公衆送信による提供も可能となり、図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会で実施に向けた検討が行われている。

図書館職員と利用者への利便性を広げ、あわせて権利者にも資する方向をもとめて本協会として対応していきたい。読書バリアフリー法に基づく自治体の基本計画のモデル案の提示や、障害者サービスの最低基準（基本的に行ってほしいこと）の提示を行う。障害者サービスをめぐる国の障害者施策・著作権法・読書バリアフリー法等の課題に引き続き対応していきたい。こうした国や地方公共団体などが提起する図書館に関する政策に関して、積極的に情報を収集し、提供するとともに、これらに対して図書館振興の立場から、パブリックコメントの機会やその他適時・適切に政策提言や意見表明を行う。その際、必要に応じて、関係団体等とも意見交換を行う。

<重点事業>

①公立図書館の調査結果の活用

公共図書館部会が行うアンケート調査等を取りまとめし、その成果を都道府県立図書館及び市区町村立図書館へ情報提供していく。

②学校図書館の整備・充実

GIGAスクール構想や読書バリアフリー法など、学校の環境が大きく変化し、学校図書館が抱える課題が多様化している。学校図書館の整備・充実の状況は、地域間格差とともに学校種による格差が広がっている。2022年度からの第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料では、学校司書の配置について「将来的には1人1校の配置を目指す」と記述された。2023年度を初年度とする第五次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においても「デジタル社会に対応した読書環境の整備」があげられている。学校図書館のあるべき姿をめざして、学校図書館の整備・充実、特に人的体制（司書教諭・学校司書）の整備に資する活動を行う。

③認知症予防に対する貢献

健康情報委員会と障害者サービス委員会の合同により設けられた認知症バリアフリー図書館特別検討チームにおいて、認知症の予防に資する図書館の活動の実現につながる事業に関する検討を引き続き行う。

4. 財務基盤の安定化

本協会運営の柱の一つである財務基盤の健全化については、昨年度に引き続き、着実に取り組み、2025年度以降の持続的な財務基盤の健全化・安定化を目指す。

幸いにも各年度のプライマリーバランスは確保できていることから、2023年度もその維持に注力する。

II. 事業計画（公益目的事業）

1. 大会・集会・育成

(1) 全国図書館大会

名 称	時 期	場 所	分科会担当
第109回全国図書館大会 岩手大会	2023年11月 16日(木)～ 17日(金)	盛岡地域交流センター（マリオス） ・いわて県民情報交流センター（アイーナ）	岩手県立図書館・各部会・委員会等

(2) 認定司書事業（認定司書事業委員会）

*2023年3月現在：165名認定

事 項	時 期
申 請	2023年11月
審 査	2023年12月～2024年3月
発 効	2024年4月1日（第14期）

*備考：2023年4月1日第13期発効

(3) 部会による研究集会・シンポジウム
(日本図書館協会会館が場所の場合、「協会」と略記)

担当部会	時 期	名 称・内 容	場 所
公共図書館	年度中	全国公共図書館研究集会 サービス部門 総合・経営部門	和歌山県
		全国公共図書館研究集会 児童・青少年部門	長野県
大学図書館	秋期	大学図書館シンポジウムとして、研究集会を開催する。	検討中
短期大学・高等専門学校図書館	2023年11月中旬予定	ワークショップ	防災体験学習施設 [そなエリア東京]
学校図書館	2023年7月28日(金)～29日(土)	第51回夏季研究集会	協会研修室及びオンライン開催
	未定	学習会 (必要に応じて)	未定
図書館情報学教育	2023年6月	第1回研究集会 (部会総会同日開催)	協会
	2024年3月	第2回研究集会	未定

(4) 委員会による研修・セミナー・講座等
(日本図書館協会会館が場所の場合、「協会」と略記)

担当委員会	時 期	名 称・内 容	場 所
図書館政策企画	年度内	図書館政策セミナー 第1回	協会研修室 ほかハイブリッド開催
		図書館政策セミナー 第2回	
資料保存	2023年10月	資料保存シンポジウム (情報保存研究会との共催) (内容未定)	未定
	年3～4回 (未定)	資料保存セミナー・見学会の開催 (内1回は外部講師8月開催予定) (内容未定)	
障害者サービス (関東)	時期未定	障害者サービス担当職員養成講座 (初心者)	オンライン開催
障害者サービス (関西)	2023年11月から12月頃	障害者サービス担当職員養成講座 (体験講座)	
	2023年7月から9月頃	障害者サービス担当職員及び音訳者向け著作権法セミナー	
障害者サービス	時期未定	読書バリアフリー法セミナー	

児童青少年	前期：2023年6月26日(月)～7月1日(土)	第43回児童図書館員養成専門講座	主に協会研修室 (一部Zoom)
	後期：2023年9月25日(月)～10月4日(水)		
国際交流事業	2023年11月	IFLA ロッテルダム大会の報告	図書館総合展
研修事業	2023年10月～12月 (予定)	中堅職員ステップアップ研修 (1)	オンライン開催
	2023年7月～10月 (予定)	中堅職員ステップアップ研修 (2)	オンライン開催
図書紹介事業	2023年11月	書評講座 書評の書き方及び添削	協会研修室
非正規雇用職員に関する	未定	非正規雇用職員セミナー (開催方法未定)	協会
	未定	図書館基礎講座 全国・関西・九州等	全国：オンライン、関西・九州：会場開催
図書館施設	2023年12月	第44回図書館建築研修会 テーマ：未定	石川県
健康情報	2023年12月	「図書館員が健康情報の選書について話し合う会 (仮)」	会場またはオンライン開催
	2024年2月	2023年度健康情報委員会研修会「選書基準と健康情報 (資料) の評価」 (仮題)	会場
	2023年11月	先進図書館見学会	未定
認知症バリアフリー図書館特別検討チーム	2023年9月下旬から10月	アルツハイマー月間フォーラム「認知症バリアフリー図書館フォーラム～図書館の取組先進事例～」	会場及びオンライン開催

2. 調査研究・検討会・資料刊行

■活動部会 (括弧内は担当部会)

- ①『公共図書館部会通信』発行 (公共図書館)
- ②部会構成員 (短大図書館・高専図書館・個人部会員) メールアドレス調査、部会報『JLA 短大・高専図書館部会報』発行 (1回予定)、引き続きJLA ホームページ内の部会コンテンツの充実 (短期大学・高等専門学校図書館)
- ③非正規雇用職員に関する委員会の学校図書館職員調査

への協力、部会報発行（年3回）、ブックレット『学校図書館施設設備基準』の作成（学校図書館）

④専門図書館員向けメルマガ『専門図書館協議会』の推奨、部会オンライン交流会（年間4回開催予定）。（専門図書館）

⑤部会報刊行（年3回）、『日本の図書館情報学教育2022』（仮称）編集作業（2024年度刊行予定）（図書館情報学教育）

■委員会（括弧内は担当委員会）

①・「図書館政策資料」に係る資料の収集及び刊行
・「公立図書館の指定管理制度について」の本協会見解の整理及び同見解の普及、「図書館における指定管理者制度の導入等の調査」の実施（図書館政策企画）

②・図書館に関する著作権問題を中心に情報収集、『『図書館活動と著作権Q&A』や『図書館サービスと著作権改訂第3版』等の改訂に向けた検討（著作権）

③・『図書館の自由』ニューズレターの発行（年4回、電子媒体で無料発行）（図書館の自由）

④・情報誌『ネットワーク資料保存』（Web版）刊行（年4回）（資料保存）

⑤・読書バリアフリー法の自治体の基本計画のモデル案の提示、障害者サービスの最低基準（基本的に行ってほしいこと）の提示（障害者サービス）

⑥・『ニューズレター』の刊行（年2回：Web）
・公立図書館児童サービス実態調査（2025年度実施）企画案策定（児童青少年）

⑦・『図書館雑誌』2023年4月～2024年3月号刊行（図書館雑誌編集）

⑧・『現代の図書館』第61巻1号～第61巻4号を刊行（現代の図書館編集）

⑨・『図書館年鑑2023』の刊行（図書館年鑑編集）

⑩・「JLA 図書館実践シリーズ」（2004年刊行開始）の充実と「JLA 図書館情報学テキストシリーズⅢ」（2012年刊行）残り1点出版（完結）

・部会・委員会から提出された出版企画を調整するとともに、刊行に向け支援

・会員及び図書館関係者から提案のあった出版企画の取り扱いを決定

・会員及び図書館関係者が著者・編者となっている出版物の本協会での発売に関する確認

・会員及び図書館関係者に資する講演記録、各委員会の活動成果報告、新たな知見についての解説などをハンディにまとめるJLA Booklet（2017年刊行開始）企画を推進

・本協会出版物の電子化の提供について、今期から、実際の出版・販路もできてきたので、調査・研究フェーズから電子出版戦略の作成に着手（出版）

⑪・NCR2018の維持活動と諸課題や本規則の将来像の検討

・必要に応じ誤植訂正の域を超える部分的変更を2022年度から継続して取り組む。

・目録規則の維持活動について国立国会図書館と連携して検討する。（目録）

⑫・NDC新訂10版の維持・管理及び普及・定着のために質問や指摘などを審議回答し、NDCグッズ製作と頒布を行う。

・図書館の分類に関する状況調査の実施

・NDCの次版に向けての検討（分類）

⑬・電子的な方法による公共図書館調査についての改善・改良を検討

・公共図書館調査の対象図書館の見直し検討

・大学・短期大学・高等専門学校図書館調査の対象図書館及び記入項目等の見直し

・『日本の図書館』2023年版の刊行（紙媒体・CD-ROM）

・日本における大学図書館職員の意識調査の分析・公表

・国立国会図書館による「公立図書館における新型コロナウイルス感染症への対応」に関する調査の分析・公表（共同研究）

・『図書館雑誌』連載記事の掲載

・図書館統計データの日本図書館協会ウェブサイト掲載（図書館調査事業）

⑭・図書館施設調査の実施

・『第44回図書館建築研修会（2023年度）』（テキスト）の刊行（図書館施設）

⑮・電子書籍図書館サービスの契約形態についての調査

・図書館と新刊書籍市場との関連についての現状把握と分析（日本書籍出版協会との連携の一環）

・上記現状分析のうち、歴史的価値のある文献のアンソロジーの出版準備（出版流通）

⑯・JLA 多文化サービス委員会ウェブサイト「多文化サービスQ&A」の公開継続と掲載リンクの更新（多文化サービス）

⑰・既刊研修事業テキストなどの改訂。（健康情報）

・9月のアルツハイマー月間中の各図書館の取組事例の集約（障害者サービス委員会・健康情報委員会認知症バリアフリー図書館特別検討チーム）

⑱・現在の認定司書制度及び認定司書が抱える課題に関する調査

・日本の他領域の認定制度に関する調査

・海外の図書館員の認定制度に関する調査（認定司書事業）

⑲・激甚的な災害時の図書館等被害を収集、ウェブサイト等を通じて公開、情報共有。情報の収集には、都道府県立図書館のほか関係団体と連携

・災害発生時に迅速な情報収集、支援体制を整えるため、恒常的な災害支援のための体制構築に向けた国や関係団体との協議（図書館災害対策）

- ⑳・学校図書館職員に関する調査分析（調査方法の検討・準備）（非正規雇用職員に関する）

3. 日図協図書館の整備・運営

図書館運営委員会は、日図協図書館の円滑な管理・運営を図るため調査審議し、図書館の運営に協力する。具体的には、立案した日図協図書館の中長期計画に基づき、三つの計画区分（社会貢献、サービスの充実、運営基盤の安定化）について助言・協力する。2023年度については、次の3点を対象とする。

- ・アーカイブセンターとしての役割を検討する。
- ・図書を受領体制を確立する。
- ・日図協図書館が所蔵する資料のデジタル化を検討するにあたり、その対象を選定する。

また私立図書館についてヒアリングを実施し、他館の実情把握を通して日図協図書館の運営に活かしていく。

4. 図書館の振興

- (1) 政策提言に関する事業（理事会、常任理事会、活動部会、委員会）

国の施策等に対して情報を収集し、政策提言を行う。引き続きの案件として、「図書館関係地方交付税の改善」、「図書・雑誌への消費税軽減税率の適用」等がある。

特に、著作権法については図書館資料の送信サービスの実施検討がなされ、法改正がされたことから、今後は利用促進のための図書館職員の研修などの検討が必要になる。また、図書館政策については、図書館政策資料の収集、刊行や「図書館における指定管理者制度の導入等の調査」を実施する。

図書館の自由に関連しては、図書館の自由に関する事例の調査、研究及び相談への対応と意見表明、「こらむ図書館の自由」（『図書館雑誌』連載）執筆、図書館の自由展示パネルの改訂と利用促進、自由宣言ポスター、自由宣言ハガキを通して自由宣言の趣旨普及などを図る。

- (2) 図書館設置及び運営等に関する相談、講師の派遣又は紹介事業（関係委員会）

各地の図書館・団体等からの相談に応じて、必要な講師の派遣または紹介を行う。とりわけ、活発に活動している障害者サービス委員会では、国の障害者施策・著作権法、読書バリアフリー法等の課題への対応を行う。

- (3) 日本図書館協会建築賞事業（図書館施設委員会）

第39回図書館建築賞の選考をすすめる、適宜表彰する。第40回図書館建築賞の募集要綱を策定する。

- (4) 図書館災害対策事業（図書館災害対策委員会）

激甚な災害等により被災した図書館等への国の支援策及び災害時における都道府県立図書館の果たす役割や、災害支援情報の提供について図書館が果たす役割等についての学習会を開催する。

図書館の災害対策、減災・防災、復旧・復興等に関す

る研修会等への講師派遣を行う。激甚な災害において、図書館等における被害を可能な範囲で収集し、ホームページ等を通じて公開し情報の共有を図る。情報の収集には、都道府県立図書館のほか、関係団体と連携する。

災害等発生時に迅速な情報収集、支援体制を整えるため、恒常的な災害支援のための体制構築に向けた協議を国や関係団体等と進める。

被災した図書館の調査を行い、支援について聞き取りを行い、必要な場合には具体的な支援を行う。

被災した図書館の復旧・復興を支援するため必要に応じて寄附金の募集を行い、物心両面の支援を行う。

被災図書館への支援体制の構築手法、災害対応への支援手法、国や地方自治体との連絡体制の確立等、災害発生時の図書館支援を総合的に構築する体制についての調査研究を行う。

- (5) その他図書館振興に資する事業

- ①図書館総合展（2023年10月24日・25日ハイブリット開催）への出展・協力検討
- ②役員が各地区図書館協会開催の会員のつどいや講演会・講習会等に積極的に参加して、地方と密着した本協会運営に取り組む。オンラインにより全国からの参加と会員の声をきき、各地での開催の拡充をはかる。
- ③国際交流事業（国際交流事業委員会）
 - ・米国アリゾナ州図書館協会（AzLA）ホーナー国際交流基金による研修生の交換
 - ・国際図書館連盟（IFLA）年次大会（オランダ・ロッテルダム）の周知・参加・報告
 - ・韓国図書館協会との交流（韓国図書館大会への参加）
- ④図書館記念日・図書館振興の月ポスター頒布事業
- ⑤公立図書館等の資料費増額等に向けた運動に関する出版界との連携
- ⑥その他外部資金による図書館振興のためのシンポジウム等の開催

III. 収益目的事業

日本図書館協会会館の貸与事業については、会館6階の2室について、図書館関係団体との間で貸与事業を継続する。

IV. 管理運営

1. 健全な財務基盤の確立

本協会の財務状況は、丸3年にわたるCOVID-19の影響やロシアやウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰が続いていることもあり、例年になく厳しい状況にあった。

収入の基幹的収入である会費収入は、会員確保に努めつつ、会員の種別を新たに設けるなど、その方策の検討を開始し、安定した会費収入の確保に努める。また、出版事業・研修事業・寄附金・広告収入は、広報等を積極

的に展開して、より一層の収入確保に努める。特に資料交換センターの不定期発送業務収入は、一定の収入を確保していることから、より安定した収入確保をするための方策をさらに迫る。

支出に関しては、長期借入金²が2025年9月に返済完了となるが、一方、2020年度から3年計画（9年リース契約）で着手した会館の冷暖房設備の更新が終了したことに伴うリース料（年間8,853千円）の負担が生じ、非常に厳しい財務運営となる。

したがって、2023年度は厳しい財務状況の中での事業展開を前提に、前年度同様に「経費の徹底した節約と合理化」と「最小の経費で最大の効果」を上げる事業展開に努める必要がある。さらに築24年となる建物の老朽化による修繕計画策定を確実に着手するためにも、改めて賛助会員拡充、寄附金・広告等の外部資金導入に積極的に取り組み、財務基盤の健全化、安定化をさらに追求する。

2. 適切・公正・透明な管理運営の推進

代議員総会、理事会、常任理事会において、適切・公正・透明な運営体制を確立する。そのため、管理運営に関する情報開示を推進する。131年歩んできた本協会を一層発展させるためには、コンプライアンス遵守を本協会の最も重要な法人運営課題として位置づけ、個々の会員が協会への参加・議論の中心となるよう、本協会の総力を挙げて取り組んでいく。そのことにより社会的に信用を得て、会員にも存在感のある協会であるように、そして公益法人として躍進していく年とする。このことから、役員が各地区図書館協会等開催の会員の集いや講演会・講習会等に積極的に参加し、地方と密着した協会運営に取り組む。

また、委員会の活性化を図る観点からも所要の交通費等を措置し、魅力的な委員会活動に資する。さらに、今後10年間を見据えた本協会の中長期計画を策定する元年としたい。

2023-2024年度における 本法人の運営課題等について

公益社団法人 日本図書館協会

理事長 植松 貞夫

1. 財務基盤の安定化に向けた取り組み

本法人の財務状況は、2019年12月以降、丸3年に亘る新型コロナウイルス感染症の拡大により、研修事業をはじめとするさまざまな事業を休止するところとなり、予想外の収入減少となった。一方で、ウクライナ危機を要因とするエネルギー価格の高騰に伴う諸経費の上昇が見込まれることから、2023-2024年度における運営においては、所要収入の積極的な確保に努めるとともに、財務健全化への着実な取り組みを進めることが重要となる。

財務基盤を安定させるためには、収入源の拡大と支出の縮減が基本となることは言うまでもない。収入の拡大では、個人会員、団体会員双方の会員減少に歯止めをかけることが喫緊の課題である。新たな会員獲得及び退会者減少のための方策を検討し取り組むとともに、会員制度の見直しや非会員に本法人への関心と理解を得られるような事業の展開などを行う事が必要である。また、寄附金・補助金、助成金、新規事業による収入の比率を高める取り組みを積極的に行う。そして、有効な公益事業の展開のため、管理経費、部会・委員会経費の徹底した節約や合理化に努め、最少の経費で最大の成果を達成できるように努める。一方、築24年となる建物の老朽化対策の修繕経費や退職積立金の確立等の財務上の課題はつきない。幸いにして、長期借入金も2025年9月末に全額返済となることから、今後10年間を見据えた本協会の「中長期計画（財務計画等）」を策定し、財務上の諸課題や財務基盤の健全化・安定化を追求する元年としたい。

2. コンプライアンスの確立とガバナンスの強化の継続

本法人は、2019年1月31日に理事会に提出された「株式会社ムービーマネジメントカンパニー及びアルスヴィータ株式会社事件検証委員会」報告書で提示された「今後の本法人の適切な運営に向けての提言」に基づき、これまでに諸規程の整備を行い、コンプライアンスの確立とガバナンスの強化に向けての基盤を確立した。この基盤に立って、2023-2024年度も、コンプライアンスの確立とガバナンスの強化に向けた取り組みを継続することが求められる。

とりわけ、本法人が、会員のための組織というだけでなく、図書館と図書館員を支援することを通して、日本の文化的発展に貢献するという公益法人の意義と役割に関して、役員（代議員、理事、監事）ならびに委員会委

員はもとより、すべての会員の認識を高め、国民全体のための組織として運営されなければならない。

また、2022年度に検討体制を再編成した、本法人の代議員選出方法の検討を受けて、2023-2024年度には所要の改善策等を実施する必要がある。そのほか、常任理事会と運営会議の関係の見直しによる運営の効率化、委員会の性格に応じた活動内容の見直しと改廃の推進、部会・委員会の構成員の選考方法など、可能な限り迅速に取り組むべき課題が山積している。

3. 事業計画の優先順位に関する意識の確立

本協会は、日本国憲法、教育基本法の理念にもとづいて、すべての国民がその必要な情報と資料を得るための施設である図書館の進歩発展を支援する事を目的としている。しかし、図書館と図書館員を巡る社会状況には、本法人として見逃すことのできない問題が多々存在する。資料購入費の定常的な縮減や指定管理者制度に象徴される図書館の経営基盤の脆弱化、専門職制度の衰退と非正規雇用職員の増加などは、その代表例である。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限などを契機として、電子資料の貸出サービスを提供する自治体数が増え、公立図書館設置自治体の3割を超えた事と、図書館における著作権の権利制限にかかる法改正が行われた事に象徴される社会全体のデジタルシフトへの対応や、地球環境変動に伴う自然災害リスクに関係する課題も少なくない。さらに、マラケシュ条約に基づく障害者サービスの進展や、持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）に対する図書館の貢献活動の推進など、国際

的な視点から日本国内の図書館に対して啓発活動を行うことは、本法人ならではの社会貢献である。

しかし、1及び2で指摘した課題を考慮した場合、関係する事業を総花的に取り扱うことは不可能である。したがって、本法人の能力と制約に関する分析を的確に行い、達成の優先順位を明確にした上で、関連機関等と連携・協力して事業を遂行することが、2023-2024年度の運営課題となる。

4. 会員からの意見集約と活動の場の提供

生涯学習という視点からは、公益法人の個人会員は、法人の活動に参画し、自己の生活を充実させようとする行動主体・学習主体と捉えることができる。「入会したい、会員であり続けたい」協会であるためには、個々の会員が、自分の見解や意見が協会の意思決定に反映されているという実感や、活動に関与・参画しているという意識をもってもらう必要がある。しかしながら実態は、機関誌の送付や研修等、会員サービスの対象、すなわち、受け手にとどまることが少なくない。この状況を改善するためには、SNSを活用した会員と役員（代議員、理事）との意志疎通や、会員相互の意見交換の場を設ける事、委員会委員の公募制の導入、図書館や図書館員を支援する活動や調査研究を個人会員自らが提案し、有志を得て実践する「会員提案型プロジェクト」の導入など、柔軟な発想に基づいた仕組み作りなど、会員のニーズに沿った活動の場の提供を検討することが、2023-2024年度の運営課題となる。

図書館雑誌／6月号予告 (Vol.117 No.6) 定価1026円 6月20日発行予定

特集：既存図書館のリニューアル（仮題） 内容＝既存図書館のリニューアルについて（中井孝幸）、公立図書館のリニューアルと公共施設等総合管理計画（松本直樹）、杉並区立中央図書館のリニューアルへの取り組み（三浦源樹）、我孫子市市民図書館長寿命化計画（穂村喜代子）、松阪市松阪図書館のリニューアルへの取り組み（松阪市松阪図書館）。以上特集のほか、〈ウチの図書館お宝紹介！②愛媛大学図書館「愛媛大学鈴鹿文庫」について（上山朋子）、〈小規模図書館奮戦記③三重県・木曽岬町立図書館〉図書館が紡ぐ人と人との三つの「わ」－「輪・和・話」の醸成を目指して（諸戸勝己）、〈IFLA ロッテルダム大会へのおさそい①〉オランダ公共図書館－図書館カードさえあれば社会とつながれる（吉田右子）、〈声－各地の代議員から④〉等の連載記事を掲載してお届けします。

正味財産増減予算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

公益社団法人 日本図書館協会

(単位：円)

科 目	2023年度予算	2022年度予算	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	5,241,100	5,241,100	0
特定資産受取利息・配当金	60,100	60,100	0
特定資産受取賃借料	5,181,000	5,181,000	0
受取会費	103,008,000	103,654,000	▲646,000
正会員受取会費	101,824,000	102,420,000	▲596,000
個人会員A	23,310,000	23,681,000	▲371,000
個人会員B	1,550,000	1,435,000	115,000
施設会員A	31,000,000	31,250,000	▲250,000
施設会員B	26,270,000	26,122,000	148,000
施設会員C	19,550,000	19,797,000	▲247,000
団体会員	144,000	135,000	9,000
準会員受取会費	44,000	44,000	0
賛助会員受取会費	1,140,000	1,190,000	▲50,000
事業収益	120,693,000	114,803,000	5,890,000
研修事業収益	5,158,000	4,508,000	650,000
資料交換参加費収益	19,225,000	17,295,000	1,930,000
出版事業収益	95,560,000	92,500,000	3,060,000
その他事業収益	750,000	500,000	250,000
受取負担金	0	0	0
受取寄附金	8,100,000	7,650,000	450,000
受取寄附金	3,000,000	3,000,000	0
受取寄附金振替額	5,100,000	4,650,000	450,000
広告宣伝収益	9,600,000	8,700,000	900,000
広告宣伝収益	9,600,000	8,700,000	900,000
雑収益	2,786,000	1,960,000	826,000
受取利息	800	800	0
雑収益	2,785,200	1,959,200	826,000
経常収益計	249,428,100	242,008,100	7,420,000
(2) 経常費用			
事業費	235,585,557	228,598,810	6,986,747
役員報酬	12,623,000	9,418,700	3,204,300
給料手当	63,988,900	61,028,321	2,960,579
賃金	8,544,800	8,491,395	53,405
退職金	0	0	0
退職給付費用	2,484,789	2,806,190	▲321,401
福利厚生費	15,014,573	13,656,144	1,358,429
会議費	117,000	278,000	▲161,000
活動費	5,148,000	5,146,000	2,000
旅費交通費	7,310,990	7,580,800	▲269,810
通信運搬費	20,106,876	20,220,630	▲113,754
減価償却費	15,964,870	15,675,270	289,600
消耗品費	2,145,780	2,826,840	▲681,060
修繕費	298,800	367,690	▲68,890
印刷製本費	42,766,000	43,912,000	▲1,146,000
期首棚卸	0	0	0
期末棚卸	0	0	0
光熱水料費	3,062,700	2,680,900	381,800
賃借料	7,932,349	7,162,230	770,119
保険料	174,300	174,300	0
諸謝金	1,781,000	1,949,000	▲168,000
原稿料	4,360,000	4,340,000	20,000
交際費	9,000	0	9,000
建物管理費	3,901,830	3,874,440	27,390
租税公課	6,984,000	6,272,000	712,000
支払負担金	7,127,000	6,554,000	573,000

科 目	2023年度予算	2022年度予算	増 減
委託費	0	0	0
手数料	930,000	1,135,000	▲205,000
広告宣伝費	50,000	30,000	20,000
全国図書館大会事業費	0	0	0
災害対策支援活動費	2,300,000	2,550,000	▲250,000
雑費	459,000	468,960	▲9,960
管理費	13,747,743	13,244,190	503,553
役員報酬	377,000	281,300	95,700
給料手当	1,911,100	1,822,679	88,421
賃金	255,200	253,605	1,595
退職金	0	0	0
退職給付費用	74,211	83,810	▲9,599
福利厚生費	448,427	407,856	40,571
会議費	766,000	66,000	700,000
旅費交通費	1,571,010	1,800,200	▲229,190
通信運搬費	231,924	476,370	▲244,446
減価償却費	2,952,130	2,801,730	150,400
消耗品費	67,020	67,160	▲140
修繕費	61,200	75,310	▲14,110
印刷製本費	117,000	132,000	▲15,000
光熱水料費	627,300	549,100	78,200
賃借料	183,351	169,770	13,581
保険料	35,700	35,700	0
交際費	36,000	36,000	0
建物管理費	799,170	793,560	5,610
租税公課	10,000	5,000	5,000
支払負担金	82,000	72,000	10,000
顧問料	2,613,000	2,613,000	0
支払利息	203,000	304,000	▲101,000
手数料	275,000	295,000	▲20,000
雑費	51,000	103,040	▲52,040
経常費用計	249,333,300	241,843,000	7,490,300
評価損益等調整前当期経常増減額	94,800	165,100	▲70,300
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	94,800	165,100	▲70,300
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	94,800	165,100	▲70,300
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	24,800	95,100	▲70,300
一般正味財産期首残高	827,005,310	814,411,059	12,594,251
一般正味財産期末残高	827,030,110	814,506,159	12,523,951
II 指定正味財産増減の部			
受取寄附金	4,350,000	2,450,000	1,900,000
受取寄附金	4,350,000	2,450,000	1,900,000
一般正味財産への振替額	▲5,100,000	▲4,650,000	▲450,000
一般正味財産への振替	▲5,100,000	▲4,650,000	▲450,000
当期指定正味財産増減額	▲750,000	▲2,200,000	1,450,000
指定正味財産期首残高	10,913,562	15,117,049	▲4,203,487
指定正味財産期末残高	10,163,562	12,917,049	▲2,753,487
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	837,193,672	827,423,208	9,770,464

正味財産増減予算書内訳表
2023年 4 月 1 日から2024年 3 月31 日まで

公益社団法人 日本図書館協会

(単位：円)

科 目	公益目的会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引 消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特定資産運用益	60,100	5,181,000	0	0	5,241,100
特定資産受取利息・配当金	60,100	0	0	0	60,100
特定資産受取賃借料	0	5,181,000	0	0	5,181,000
受取会費	56,654,400	0	46,353,600	0	103,008,000
正会員受取会費	56,003,200	0	45,820,800	0	101,824,000
個人会員 A	12,820,500	0	10,489,500	0	23,310,000
個人会員 B	852,500	0	697,500	0	1,550,000
施設会員 A	17,050,000	0	13,950,000	0	31,000,000
施設会員 B	14,448,500	0	11,821,500	0	26,270,000
施設会員 C	10,752,500	0	8,797,500	0	19,550,000
団体会員	79,200	0	64,800	0	144,000
準会員受取会費	24,200	0	19,800	0	44,000
賛助会員受取会費	627,000	0	513,000	0	1,140,000
事業収益	120,693,000	0	0	0	120,693,000
研修事業収益	5,158,000	0	0	0	5,158,000
資料交換参加費収益	19,225,000	0	0	0	19,225,000
出版事業収益	95,560,000	0	0	0	95,560,000
その他事業収益	750,000	0	0	0	750,000
受取負担金	0	0	0	0	0
受取寄附金	5,250,000	0	2,850,000	0	8,100,000
受取寄附金	1,650,000	0	1,350,000	0	3,000,000
受取寄附金振替額	3,600,000	0	1,500,000	0	5,100,000
広告宣伝収益	9,600,000	0	0	0	9,600,000
広告宣伝収益	9,600,000	0	0	0	9,600,000
雑収益	2,435,200	350,000	800	0	2,786,000
受取利息	0	0	800	0	800
雑収益	2,435,200	350,000	0	0	2,785,200
経常収益計	194,692,700	5,531,000	49,204,400	0	249,428,100
(2) 経常費用					
事業費	232,628,625	2,956,932	0	0	235,585,557
役員報酬	12,610,000	13,000	0	0	12,623,000
給料手当	63,923,000	65,900	0	0	63,988,900
賃金	8,536,000	8,800	0	0	8,544,800
退職金	0	0	0	0	0
退職給付費用	2,482,230	2,559	0	0	2,484,789
福利厚生費	14,999,110	15,463	0	0	15,014,573
会議費	117,000	0	0	0	117,000
活動費	5,148,000	0	0	0	5,148,000
旅費交通費	7,307,300	3,690	0	0	7,310,990
通信運搬費	20,106,876	0	0	0	20,106,876
減価償却費	14,602,230	1,362,640	0	0	15,964,870
消耗品費	2,145,780	0	0	0	2,145,780
修繕費	270,000	28,800	0	0	298,800
印刷製本費	42,766,000	0	0	0	42,766,000
期首棚卸	0	0	0	0	0
期末棚卸	0	0	0	0	0
光熱水料費	2,767,500	295,200	0	0	3,062,700
賃借料	7,932,349	0	0	0	7,932,349
保険料	157,500	16,800	0	0	174,300
諸謝金	1,781,000	0	0	0	1,781,000
原稿料	4,360,000	0	0	0	4,360,000
交際費	9,000	0	0	0	9,000
建物管理費	3,525,750	376,080	0	0	3,901,830
租税公課	6,240,000	744,000	0	0	6,984,000

科 目	公益目的会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引 消去	合 計
支払負担金	7,127,000	0	0	0	7,127,000
委託費	0	0	0	0	0
手数料	930,000	0	0	0	930,000
広告宣伝費	50,000	0	0	0	50,000
全国図書館大会事業費	0	0	0	0	0
災害対策支援活動費	2,300,000	0	0	0	2,300,000
雑費	435,000	24,000	0	0	459,000
管理費	0	0	13,747,743	0	13,747,743
役員報酬	0	0	377,000	0	377,000
給料手当	0	0	1,911,100	0	1,911,100
賃金	0	0	255,200	0	255,200
退職金	0	0	0	0	0
退職給付費用	0	0	74,211	0	74,211
福利厚生費	0	0	448,427	0	448,427
会議費	0	0	766,000	0	766,000
旅費交通費	0	0	1,571,010	0	1,571,010
通信運搬費	0	0	231,924	0	231,924
減価償却費	0	0	2,952,130	0	2,952,130
消耗品費	0	0	67,020	0	67,020
修繕費	0	0	61,200	0	61,200
印刷製本費	0	0	117,000	0	117,000
光熱水料費	0	0	627,300	0	627,300
賃借料	0	0	183,351	0	183,351
保険料	0	0	35,700	0	35,700
交際費	0	0	36,000	0	36,000
建物管理費	0	0	799,170	0	799,170
租税公課	0	0	10,000	0	10,000
支払負担金	0	0	82,000	0	82,000
顧問料	0	0	2,613,000	0	2,613,000
支払利息	0	0	203,000	0	203,000
手数料	0	0	275,000	0	275,000
雑費	0	0	51,000	0	51,000
経常費用計	232,628,625	2,956,932	13,747,743	0	249,333,300
評価損益等調整前当期経常増減額	▲37,935,925	2,574,068	35,456,657	0	94,800
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	▲37,935,925	2,574,068	35,456,657	0	94,800
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	1,200,757	▲1,200,757	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	▲36,735,168	1,373,311	35,456,657	0	94,800
法人税、住民税及び事業税	0	70,000	0	0	70,000
当期一般正味財産増減額	▲36,735,168	1,303,311	35,456,657	0	24,800
一般正味財産期首残高	506,294,612	65,775,527	254,935,171	0	827,005,310
一般正味財産期末残高	469,559,444	67,078,838	290,391,828	0	827,030,110
II 指定正味財産増減の部					
受取寄附金	2,850,000	0	1,500,000	0	4,350,000
受取寄附金	2,850,000	0	1,500,000	0	4,350,000
一般正味財産への振替額	▲3,600,000	0	▲1,500,000	0	▲5,100,000
一般正味財産への振替	▲3,600,000	0	▲1,500,000	0	▲5,100,000
当期指定正味財産増減額	▲750,000	0	0	0	▲750,000
指定正味財産期首残高	10,913,562	0	0	0	10,913,562
指定正味財産期末残高	10,163,562	0	0	0	10,163,562
III 基金増減の部					
当期基金増減額	0	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	479,723,006	67,078,838	290,391,828	0	837,193,672

『図書館雑誌』バックナンバーのご案内

(定価は税込み。各号の在庫状況については、出版販売係 ☎03-3523-0812に直接お問い合わせください)

◆2018年1月号 (Vol.112 No.1)	平成29年度 (第103回) 全国図書館大会ハイライト／ 公益社団法人日本図書館協会創立125周年記念式典 報告	1,008円
◆2018年2月号 (Vol.112 No.2)	特集＝トピックスで追う図書館とその周辺	1,008円
◆2018年3月号 (Vol.112 No.3)	特集＝東日本大震災から7年	1,008円
◆2018年4月号 (Vol.112 No.4)	特集＝5年目を迎える公益社団法人日本図書館協会	1,008円
◆2018年5月号 (Vol.112 No.5)	特集＝これからのYAサービスに向けて	1,337円
◆2018年6月号 (Vol.112 No.6)	特集＝公立図書館の管理・運営の多様化	1,008円
◆2018年7月号 (Vol.112 No.7)	特集＝図書館の話題アラカルト	1,008円
◆2018年8月号 (Vol.112 No.8)	特集＝人生100年時代に図書館は何かができるか	1,337円
◆2018年9月号 (Vol.112 No.9)	平成30年度 (第104回) 全国図書館大会への招待	1,008円
◆2018年10月号 (Vol.112 No.10)	特集＝学ぶ図書館員2018	1,008円
◆2018年11月号 (Vol.112 No.11)	特集＝大学図書館と公共図書館の連携	1,008円
◆2018年12月号 (Vol.112 No.12)	特集＝学びを拡げる学校図書館／ 小特集＝IFLA クアラルンプール大会レポート	1,337円

＊

◆2019年1月号 (Vol.113 No.1)	平成30年度 (第104回) 全国図書館大会ハイライト	1,008円
◆2019年2月号 (Vol.113 No.2)	特集＝トピックスで追う図書館とその周辺	1,008円
◆2019年3月号 (Vol.113 No.3)	特集＝防災・減災を考える－その日に備えて	1,008円
◆2019年4月号 (Vol.113 No.4)	特集＝これから図書館で働く人たちに	1,008円
◆2019年5月号 (Vol.113 No.5)	特集＝平成の図書館 ピックアップ	1,337円
◆2019年6月号 (Vol.113 No.6)	特集＝図書館のウェブデザイン	1,008円
◆2019年7月号 (Vol.113 No.7)	特集＝図書館の話題アラカルト	1,008円
◆2019年8月号 (Vol.113 No.8)	特集＝NDC90周年とNCR2018刊行を記念して	1,337円
◆2019年9月号 (Vol.113 No.9)	特集＝ボランティアとの協働を考える	1,008円
◆2019年10月号 (Vol.113 No.10)	令和元年度 (第105回) 全国図書館大会への招待	1,026円
◆2019年11月号 (Vol.113 No.11)	特集＝スマホ世代と大学図書館	1,026円
◆2019年12月号 (Vol.113 No.12)	特集＝情報リテラシーをめぐって 学校図書館を核に／ 小特集＝IFLA アテネ大会レポート	1,361円

＊

◆2020年1月号 (Vol.114 No.1)	特集＝トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2020年2月号 (Vol.114 No.2)	令和元年度 (第105回) 全国図書館大会ハイライト	1,026円
◆2020年3月号 (Vol.114 No.3)	特集＝災害から考える図書館	1,026円
◆2020年4月号 (Vol.114 No.4)	特集＝読書バリアフリー法と図書館－一步を踏み出す前に	1,026円
◆2020年5月号 (Vol.114 No.5)	特集＝図書館とオリンピック	1,362円
◆2020年6月号 (Vol.114 No.6)	特集＝児童・生徒の学びをサポート！博物館図書室	1,026円
◆2020年7月号 (Vol.114 No.7)	特集＝図書館の話題アラカルト	1,026円

◆2020年8月号 (Vol.114 No.8)	小特集=AIを活かす図書館	1,362円
◆2020年9月号 (Vol.114 No.9)	特集=コロナ禍における図書館の現在	1,026円
◆2020年10月号 (Vol.114 No.10)	令和2年度(第106回)全国図書館大会和歌山大会への招待	1,026円
◆2020年11月号 (Vol.114 No.11)	特集=新型コロナウイルス流行下における大学図書館の非来館型サービス	1,026円
◆2020年12月号 (Vol.114 No.12)	特集=電子メディアと学校図書館-コロナ禍は、学校図書館の「電子書籍元年」をもたらすか	1,362円

*

◆2021年1月号 (Vol.115 No.1)	特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2021年2月号 (Vol.115 No.2)	令和2年度(第106回)全国図書館大会和歌山大会ハイライト	1,026円
◆2021年3月号 (Vol.115 No.3)	特集=東日本大震災から10年	1,026円
◆2021年4月号 (Vol.115 No.4)	特集=SDGsと図書館	1,026円
◆2021年5月号 (Vol.115 No.5)	特集=図書館員養成100周年	1,362円
◆2021年6月号 (Vol.115 No.6)	特集=図書館と公民館との連携を考える	1,026円
◆2021年7月号 (Vol.115 No.7)	特集=健康・医療情報のリテラシー	1,026円
◆2021年8月号 (Vol.115 No.8)	特集=図書館の話題アラカルト	1,362円
◆2021年9月号 (Vol.115 No.9)	特集=地域資料のいまとこれから	1,026円
◆2021年10月号 (Vol.115 No.10)	令和3年度(第107回)全国図書館大会山梨大会への招待	1,026円
◆2021年11月号 (Vol.115 No.11)	特集=国立国会図書館のデジタルシフト	1,026円
◆2021年12月号 (Vol.115 No.12)	特集=コロナ後の学校図書館へ／ 小特集=IFLA2021オンライン大会レポート	1,362円

*

◆2022年1月号 (Vol.116 No.1)	特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2022年2月号 (Vol.116 No.2)	令和3年度(第107回)全国図書館大会山梨大会ハイライト	1,026円
◆2022年3月号 (Vol.116 No.3)	特集=図書館と命名権(ネーミングライツ)	1,026円
◆2022年4月号 (Vol.116 No.4)	特集=広がる広げる 子どもの読書環境としての公共図書館の今	1,026円
◆2022年5月号 (Vol.116 No.5)	特集=電子書籍と公共図書館-非来館型サービスとしての電子図書館	1,362円
◆2022年6月号 (Vol.116 No.6)	特集=図書館の広報を考える	1,026円
◆2022年7月号 (Vol.116 No.7)	特集=図書館の話題アラカルト	1,026円
◆2022年8月号 (Vol.116 No.8)	特集=認知症にやさしい図書館を目指して	1,362円
◆2022年9月号 (Vol.116 No.9)	令和4年度(第108回)全国図書館大会群馬大会への招待	1,026円
◆2022年10月号 (Vol.116 No.10)	特集=大学にある児童図書館(室)	1,026円
◆2022年11月号 (Vol.116 No.11)	特集=図書館と個人文庫・文学館	1,026円
◆2022年12月号 (Vol.116 No.12)	特集=「情報活用能力」-学校教育と図書館の未来をつなぐ／ 小特集=IFLA ダブリン大会レポート	1,362円

*

◆2023年1月号 (Vol.117 No.1)	令和4年度(第108回)全国図書館大会群馬大会ハイライト	1,026円
◆2023年2月号 (Vol.117 No.2)	特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2023年3月号 (Vol.117 No.3)	特集=図書館の空間をデザインする	1,026円
◆2023年4月号 (Vol.117 No.4)	特集=コロナ後の図書館員の学び・交流	1,026円



日図協図書館 新着案内

●配列と記載事項について

単行書：『日本十進分類法』による分類記号順（NDC 記号順）とし、同一分類記号内は書名の欧文、数字、五十音順とした。

「タイトル 巻次 著者 出版社 出版年月 ページ数 大きさ（叢書名） 注記 ISBN 価格 NDC 記号」

要覧：館種別、都道府県（県、政令指定都市・特別区、市、町村）順

「タイトル 巻次 編者・出版社 出版年月 ページ数 大きさ」

館報：館種別、都道府県（県、政令指定都市・特別区、市、町村）順

「タイトル 巻次 編者・出版社 出版年月」

機関誌・団体報：館種、テーマによる NDC 記号順

「タイトル 巻次 編者・出版社 出版年月 ページ数 大きさ 注記 NDC 記号」

記事索引：『日本十進分類法』による分類記号順（NDC 記号順）とし、同一分類記号内は記事タイトルの欧文、数字、五十音順とした。

「記事タイトル 著者 掲載誌 巻号 掲載ページ 掲載年月」

図書館関係 図書・資料・記事目録



単行書 紀要掲載論文

報告書・資料集・論文集など

わが青春 渡辺茂男、静岡から米国までの旅 渡辺茂男著；児童図書館研究会静岡支部編集 児童図書館研究会 2023.03 76, 26p 21cm 付：渡辺茂男刊行図書リスト、略年表。1989年の静岡新聞の連載をまとめたもの 978-4-902563-12-2 ¥750 010.4

日本の図書館 統計と名簿 2022 日本図書館協会図書館調査事業委員会日本の図書館調査委員会編集 日本図書館協会 2023.03 521p 26cm 978-4-8204-2217-4 ¥15000 010.59

第108回全国図書館大会群馬大会記録 第108回全国図書館大会群馬大会実行委員会編刊 2023.03 229p 30cm 大会テーマ：本と人が織りなす図書館の未来 会期：2022年10月6日～7日 010.6

図書館学教育研究グループ50周年記念誌 日本図書館研究会図書館学教育研究グループ編刊 2023.02 112p 26cm 010.6

東京農業大学学術情報課程1982～2022年における40年の歩み 東京農業大学学術情報課程編刊 2023.03 119p 26cm 010.77

事例で学ぶ図書館制度・経営論 吉井潤著 青弓社 2022.10 207p 21cm（事例で学ぶ図書館 2）978-4-7872-0080-8 ¥2000 011

地域資料サービスの実践 補訂版 蛭田廣一著 日本図書館協会 2023.01 x, 257p 19cm（JLA 図書館実践シリーズ 41）978-4-8204-2214-3 ¥1800 014.72

音訳ボランティア養成講習会テキスト 基礎課程編 全国視覚障害者情報提供施設協会編刊 2022.09 170p 26cm 978-4-907272-26-5 ¥1100 015.97

知的障害者への代読ボランティア養成講座テキスト 藤澤和子編著 知的障がいと自閉症児者のための読書活動を進める会 2023.02 69p 30cm 015.97

埼玉県立図書館創立百周年記念誌 埼玉県立図書館創立百周年記念誌編纂委員会編集 埼玉県立熊谷図書館 2022.12 151p 30cm 016.2134

さばえライブラリーカフェ200回記念誌 さばえライブラリーカフェ実行委員会編刊 2023.03 292p 30cm 016.2144

がっし 2022年度 第38回夏季連続講座報告集 第55号 東京都立高等学校学校司書会運営委員会編集 東京都立高等学校学校司書会 2023.03 41p 30cm 内容：2022年度活動概要、会報採録リレーエッセイ「オン・オフ」、Our Seniors' Messages、都立高校図書館基礎調査2022、業務委託の経過と都立学校図書館専門員新規配置校、学校図書館職員の全国状況その38、第38回夏季連続講座報告集 017.4

こども・えほん・うたのこと 中川ひろたか著 NPO ブックスタート編刊 2023.01 47p 21cm（子ども・社会を考えるシリーズ 講演録）978-4-902077-14-8 ¥700 019

地域で母子を支える 周産期医療の現場から 三石知左子著 NPO ブックスタート編 NPO ブックスタート 2023.01 35p 21cm（子ども・社会を考えるシリーズ 講演録）978-4-902077-15-5 ¥700 019

農村と読書 第77回農村読書調査結果報告書 2022 家の光協会 2023.01 68p 30cm 019
あしたへ。文字・活字文化推進の10年 文字・活字文化推進機構10年史制作部会〔制作編集〕文字・活字文化推進機構 2018.02 ix, 197p 18cm 978-4-8021-1014-3 ¥880 019.06



要覧

年報・年史・業務報告・利用案内など

文集 はと笛 (令和4年度第53回) 弘前市立弘前図書館 2023.01 99p 21cm 016.2121
流山市立図書館年報 令和3年度版 41 流山市立中央図書館 2023.01 54p 30cm 016.2135
武蔵野市子ども図書館文芸受賞作品集 (令和4年度) 第7回 武蔵野市教育委員会図書館 2023.02 228p 30cm 016.2136
相模原市の図書館 令和3年度事業実績 (2022) 相模原市立図書館 2023.01 66p 30cm 016.2137
岐阜県内公共図書館・町村図書室調査集計表 (令和4年度) 岐阜県図書館 2023.02 21p 30cm 016.2153
京都学・歴彩館紀要 6 京都府立京都学・歴彩館 2023.03 172p 30cm 016.2162
図書館年報 (令和3 (2021) 年度) 京田辺市立図書館 2023.02 31p 30cm 016.2162
図書館年報2022 (2021 (令和3) 年度実績) 枚方市立中央図書館 2022.12 39p 30cm 016.2163
兵庫県公共図書館調査 (含 専門図書館, 公民館図書室等) 令和4年度 (令和3年度統計調査) 兵庫県図書館協会 2022.10 58p 30cm 016.2164
ほんはともだち 子どもの心を育てる良書目録 (令和2年 (2020年) 4月～令和3年 (2021年) 12月) (22) 広島市こども図書館 2023.03 106p 19cm 016.2176
島の根 (令和4年度) 59 鹿児島県立奄美図書館 2023.03 55p 30cm 016.2197



館報 協会報 機関誌

●日本図書館協会

図書館雑誌: The Library Journal 117(3) (通巻1192) 日本図書館協会 2023.03 57p 26cm 内容: 特集 図書館の空間をデザインする, 「IFLA/UNESCO 公共図書館宣言2022」(新出)(窓), 国立国会図書館, 「次世代デジタルライブラリー」への古典籍資料のテ

キストデータ投入を完了 (NEWS), 文部科学省における図書館・読書活動推進関連予算案について (NEWS), 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について (NEWS), サイバー攻撃と図書館システム (こらむ図書館の自由), 図書館家具・備品の重要性和整備ポイント (柳瀬寛夫), 図書館家具のデザイン 四つの事例 (酒匂克之), 豊かな空間を作る家具設計 (折戸晶子), 神奈川県立図書館の空間づくり (森谷芳浩), 「百脚繚乱」の閲覧席 (嘉門佳顕, 川上元美), 大阪市立中央図書館地下1階 Hon+a! (ほな!) スペース (西尾真由子), 菊池市中央図書館の空間デザインの取り組み (安永秀樹), 4月23日は「子ども読書の日」です! (霞が関だより 232), 原敬文庫 開館100周年に自筆と思われるメモが発見される 岩手県立図書館 ウチの図書館お宝紹介! 229), 声ー各地の代議員から 1, I ターン住民を支える小さな村の図書館 群馬県・上野村図書館 (小規模図書館奮戦記 その300), 図書館員のおすすめ本 75, 『学校図書館とマンガ』 『非正規雇用職員セミナー「図書館で働く女性非正規雇用職員」講演録』 『図書館人への言葉のとびら』 (図書館員の本棚), 2022年度通算第3回 (定時第3回) 理事会議事録, 配付資料 010.5

ニュース・レター 30 日本図書館協会児童青少年委員会 2022.12 9p 30cm 内容: 大変だったけど充実 第42回 (2022年) 児童図書館員養成専門講座を終えて (島弘), IFLA (国際図書館連盟) 児童ヤングアダルト図書館分科会ニュース (護得久えみ子), 新石川県立図書館子ども室訪問記 (川上博幸) 010.6

日本の参考図書 四季版 226 日本図書館協会 2023.02 [20p] 26cm 22.10-12 028

●国立国会図書館

外国の立法 立法情報・翻訳・解説 295 国立国会図書館調査及び立法考査局編集 国立国会図書館 2023.03 134p 30cm 発売: 日本図書館協会 JLA202288 内容: フランスにおける公共図書館及び公読書に関する法律 016.11

国立国会図書館月報 743 国立国会図書館 2023.03 34p 30cm 2023年3月号 内容: 『通俗伊蘇物語』 (今月の一冊 国立国会図書館の蔵書から), 知識を世界に求めて (誌面でふりかえる企画展示), 翻訳学の視座から読む明治の文学翻訳者の言説ーなぜ, いかにして訳すのかー (齊藤美野) (企画展示関連講演会), 「創造力は読書から」 安藤忠雄氏講演録, デジタルコレクション, リニューアルーその機能を探

る～、ルクセンブルク国立図書館（世界図書館紀行）、大人にこそ伝えない（館内スコープ）、『日本の素朴絵』（本屋にない本） 016.11

レファレンス 867 国立国会図書館調査及び立法考査局 2023.03 110p 30cm 016.11

●協会報・館報

情報図書館だより 2023年3月 395 江別市情報図書館 [2023.02]

よむみる 3月号 (72) 365 恵庭市立図書館指定管理者株式会社図書館流通センター 2023.02

図書館通信 41(12) 502 登別市立図書館 2023.03

ハトダヨ 函館市中央図書館だより 82 函館市中央図書館 2023.03

明窓 きららととしゃかん明德館図書館だより 88 秋田市立中央図書館明德館 2023.02 内容：図書館アプリ新登場！

花さき山 425-426 筑西市立明野図書館 2023.03-04 図書館だより 2023年3月号 466 新座市立図書館編集 新座市立図書館 [2023] 内容：図書館ホームページ・検索用コンピュータに新機能が追加されました！

West Library 千葉県立西部図書館だより 79-81 千葉県立西部図書館 2022.07-2023.02 内容：(79) 特集：オンライン対面朗読ははじめました、(80) 研究の最前線～講座や企画展へのお誘い、(81) 特集：障害者サービスを広めるために

らいぶらりあん 千葉県公共図書館協会誌 64 千葉県公共図書館協会編集 千葉県公共図書館協会 2023.03 内容：特集 SNS等による情報発信

知識は旅をする 76 千葉県立東部図書館 [2023.03] 付：東部図書館利用者アンケート集計結果

千葉文化 千葉県立中央図書館報 254 千葉県立中央図書館 2023.03 内容：千葉県150周年～県の史誌を振り返る～

ひばり いなぎ図書館だより 201 稲城市立図書館 2023.03

西東京市図書館だより 89 西東京市図書館編集 西東京市図書館 2023.03

ひろば 日野市立図書館館報 282-283 日野市立中央図書館 2023.02-03

さがみおおのらいぶらりーにゅーす 100 相模原市立相模大野図書館 2023.02 内容：特集：「さがみおおのらいぶらりーにゅーす」ストーリー

わが住む里 72 藤沢市総合市民図書館 2023.03

ソフィアだより 321 ソフィアセンター（柏崎市立図書

館） 2023.03

パピルス 上越市図書館だより 300 上越市立図書館編集 上越市立図書館 2023.03

図書館だより 216-217 磐田市立図書館 2023.03-04

掛川市立図書館だより 217 掛川市立図書館 2023.03

ひまわりだより 3月号 407-408 貝塚市民図書館 [2023.02-03]

ムクムク 445-446 四條畷市立四條畷図書館 [2023.02-03] 付：新着図書案内 2月-3月

としゃかんだより 475 寝屋川市立中央図書館 2023.03

みんなの本だな 図書館だより 652-653 芦屋市立図書館 2023.02-03

しずく通信 226-227 猪名川町立図書館 2023.02-03 付：しずくつうしん えほん 62-63, しずくつうしん for KID'S 166-167

用瀬図書館だより 179 鳥取市立用瀬図書館 2023.03

岡山のとしゃかん 岡山県図書館協会報 134 岡山県図書館協会 2023.03 内容：優秀賞とオーディエンス賞を受賞しました！-津山市立図書館

図書館だより 3月号 岩国市図書館広報 349 岩国市中央図書館 [2023.02]

としゃかん通信 324 久留米市立中央図書館 [2023.03] 2023年はる号

佐賀市立図書館だより 137 佐賀市立図書館 2023 春

*

Book Mark 城西大学水田記念図書館報 160 城西大学水田記念図書館 2023.03 017.7

GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報 12 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻編集 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 2023.03 内容：講演 ICAによるアーカイブズ記述のための Ric（レコード・イン・コンテキスト）概念モデル及びISO23081記録管理のメタデータ標準：レコードキーピングの新しい世界 017.7

図書館だより 176 日本女子大学図書館 2023.03 017.7 学而 104 摂南大学図書館 2023.03 内容：図書館学生サポーター活動 017.7

和歌山高専図書館だより 143 和歌山工業高等専門学校図書館 2023.02 内容：ブックハンティング～または、図書委員になることのメリットについて 017.8

●機関誌・団体報

国立情報学研究所ニュース：NII Today 98 国立情報学研究所 2023.03 23p 30cm 内容：特集 情報

学が導く世界 挑戦と進化の10年 007

情報の科学と技術 73(3) 情報科学技術協会 2023.03
44p 30cm [75-118p] 内容:特集 テレワークと
サイバーセキュリティ, サイバー攻撃の動向と対策
(池上雅人), ゼロトラスト志向のシステム導入にむ
けた視点について(木村映善), 岐路に立つアメリカ
大統領図書館(豊田恭子), 『学術コミュニケーション
入門:知っているようで知らない128の疑問』(書
評・新刊紹介) 007

LISN 195 キハラ株式会社マーケティング部 2023.03
21p 26cm 内容:特集 今こそ, バイオフィリッ
クデザイン, バイオフィリックデザインがワーカー
の健康に及ぼす効果(源城かほり), 建物の窓がもた
らす自然光と眺望の価値(古賀靖子), 人の心理から
考える音環境のデザインーワークプレイスにおける
バイオフィリックデザインに適した音環境の検討
(辻村壮平), 浪江町図書館(設備事例), 第4回外国
にルーツのある人へのサービスを考える(野口武
悟), 『メディアとアーカイブ』『図書館ウォーカー
旅のついでに図書館へ』(資料紹介) 010.5

図書館界:The Library World 74(6) 429 日本図書
館研究会 2023.03 64p 26cm [p299-362] 内容:
特集 2022年度図書館学セミナー「図書館における
電子媒体資料の活用についてー現状と今後の展望ー」
010.5

JLS ニュースレター 14 実践女子大学図書館学課程/
実践女子短期大学図書館学課程 2023.03 8p 30cm
内容:2021年度JLSの会:卒業生が語る図書館の仕
事 010.7

日本図書館情報学会誌 69(1) 232 日本図書館情報学
会 2023.01 66p 26cm 内容:図書館における漢
籍目録のための利用者タスクとエレメント特定手法
の開発(木村麻衣子), 学校図書館職員と教員の連携
を促す打合せシートの開発(宮田玲[ほか]), 書評
(『攻撃される知識の歴史:なぜ図書館とアーカイブ
は破壊され続けるのか』『古代日本に於ける「図書
館」の起源』『人文学のためのテキストデータ構築入
門:TEIガイドラインに準拠した取り組みにむけ
て』), 第70回日本図書館情報学会研究大会の概要,
AI時代の学びと読書ー学校教育における図書館の役
割を探る(第70回日本図書館情報学会研究大会 シ
ンポジウム記録), 2022年度日本図書館情報学会学
会賞選考委員会報告 010.7

Journal of I-LISS Japan 5(2) 10 国際図書館情報学
会日本支部 2023.03 58p 30cm 内容:図書館に

おける「現場」と「研究」の継往開来(村上幸二),
日本におけるS.R.Ranganathanブーム:その契機(志
保田務), 全米学校図書館基準の創始ー中等学校の図
書館組織及び設備基準(坂下直子), 佐野友三郎著
作・研究文献目録ー面地豊『小説 佐野友三郎』へ
の賛歌として(園田俊介), ランガナタンのインドで
の受容の一例(岡田大輔), I-LISS 国際大会のプロ
グラムの分析ー韓国国際大会ー(山田美雪), I-LISS
Japan Chapter(国際図書館情報学会日本支部)2022
年度総会議事録 010.7

明治大学司書・司書教諭課程年報 2022年度 23 明治
大学司書課程・司書教諭課程 2023.03 67p 26cm
内容:図書館評価の有効性:公共図書館を事例とし
て(田辺智子) 010.7

明治大学図書館情報学研究学会紀要 14 明治大学図書館
情報学研究学会 2023.03 54p 30cm 内容:Floridi
の“Being Informed”の解釈と情報および知識の論
理(齋藤泰則), Rusaによる新しいレファレンスの
定義ー2008年と2021年で定義はどう変化したのか
(松野南紗恵), ポストコロナ禍の大学図書館に期待
される役割を考えるー九州大学附属図書館の事例を
中心に(渡邊由紀子) 010.7

多摩デポ通信 62 共同保存図書館・多摩 2023.02 8p
26cm 内容:東京都公文書館の見学会を開催します
(第40回多摩デポ講座) 014.68

ヤングアダルトサービス研究会通信 281 ヤングアダ
ルトサービス研究会 2023.03 9p 26cm 015.93

文庫だより 239 天理教点字文庫 2023.02 10p 30cm
015.97

みんなの図書館 552 教育史料出版会(発行) 2023.03
80p 21cm 4月号 内容:特集 ちょっと工夫, 妖
怪クイズラリーー枚方市立津田図書館には児童イベ
ントがいっぱい!(渡辺咲月), みんなで選ぶ!!「西
脇市図書館大賞」(楠本昌信), まちのアソビづくり
としての, ニュー☆ハリマ図書館(NPO法人ニュー
☆ハリマ), 認知症の母(貴婦人)と絵本を読む(島
崎晶子), 読み聞かせで子どもたちにエールを!ー
ごっつ子どもたちとの日々(久賀弥生), 実践報告
「あかちゃん絵本」読み聞かせ大会ー実践報告の意味
とその勧め(明石浩), 市民にとって図書館とは何だ
ろうか(5)ー豊田市立図書館の今と, これからを考え
る(才津原哲弘), オフレコ取材がオフレコにしてい
るもの 名前とは何か(1)(佐々木央)(情報と人間
の交差点で 1), 市民はみんな専門家, 市民をなめ
ている図書館は嫌いだ(山重壮一)(こんな図書館は

- いやだ 20), 男木島図書館だより 53 (額賀順子), 『小さなまちの奇跡の図書館』(ほん・本・Book) 016.206
- MOTTO 173 仙台にもっと図書館をつくる会 2023.03 8p 26cm 内容: 仙台にもっと図書館をつくる会第39回総会記念行事, もっとの会40周年記念事業について 016.206
- くさぶえ通信 33 朝霞市図書館友の会 2023.03 8p 30cm 内容: 図書館建設史のなかでの朝霞市立図書館, 朝霞図書館初代館長大澤正雄さんが遺したもの 016.206
- としょかんふれんず千葉市 72 としょかんふれんず千葉市 2023.03 12p 30cm 内容: 「千葉市図書館司書有資格正規職員の配置についての要望書」に神谷千葉市長からの回答が届きました, 千葉市図書館正規職員司書有資格者の増員を!, 花見川図書館リニューアルオープン 016.206
- L/T 江東区図書館友の会会報 春号 79 江東区図書館友の会 2023.04 6p 30cm 内容: 深川図書館リニューアル 016.206
- 知恵の樹 274 町田の図書館活動をすすめる会 2023.02 10p 26cm 内容: 学校図書館法公布70周年を迎えて 016.206
- 神資研ニュース 548 神奈川県資料室研究会 2023.02 8p 30cm 内容: オープンアクセスの現状とSpringer Nature の活動(第686回例会 講演会) 016.206
- 走れ! きぼうGO 8 たかつきライブラリーフレンズ 2023.03 4p 30cm 016.206
- こどもの図書館 70(3) 児童図書館研究会 2023.03 20p 26cm 別冊: 『こどもの図書館』索引(Vol.69 2022年1月号~12月号) 016.286
- 児図研東京支部ニュース 441 児童図書館研究会東京支部 2023.03 8p 26cm 内容: としょかんかたつむりのはなし 016.286
- 支部だより 437 児童図書館研究会神奈川支部 2023.03 12p 26cm 内容: 昨年印象に残った本 016.286
- マグちゃん通信 2023 4-5 79 射水市大島絵本館[2023] 6p 30cm 内容: 絵本作家インタビュー さとうめぐみ 016.286
- 子どもと読書 458 親子読書地域文庫全国連絡会 2023.03 44p 21cm 2023/3・4 内容: 特集 2022年子どもの本この一年 016.29
- ふみくら 205 千葉市文庫連絡協議会 2023.03 8p 30cm 内容: 2022年度図書館員講座抄録「学校における読書教育と図書館との連携について」 016.29
- 掛川市子どもの読書活動を考える 56 掛川市子どもの読書活動を考える会 2023.03 8p 30cm 016.29
- 京庫連だより 2022-10 京都家庭文庫地域文庫連絡会 2023.03 6p 26cm 付録: 本の紹介, かんたん工作 内容: 今年度, 市庫連は運営スタイルを変えました(京都市子ども文庫連絡会), 来年度は京庫連50周年! 016.29
- 大子連ニュース 418 大阪府子ども文庫連絡会 2023.03 2p 26cm 016.29
- 学図研ニュース 445-446 学校図書館問題研究会 2023.03-04 2冊 26cm 内容: (445) 特集 外部との連携, 学校図書館で異文化を旅する企画2021, 箱根ジオパークの学校図書館出張展示, 地域書店とのコラボレーション展示, 横浜ニュースパーク(日本新聞博物館)の新聞博物館学習キット作成に参加して, (446) 特集 学校図書館とイベント, 小・中高で初めて合同開催! 「図書館開放」やってみました 017.06
- 学図研ニュース・東京 366 学校図書館問題研究会東京支部 2023.03 9p 26cm 内容: 寄稿: 「ウクライナとロシア」を知る図書展示コーナーから 017.06
- 学校図書館速報版 2122-2123 全国学校図書館協議会 2023.03 2冊 26cm 内容: (2122) 第68回青少年読書感想文全国コンクール表彰式, 学校図書館法公布70周年記念「未来に広がる学校図書館」標語募集, 学校司書・司書教諭・教職員の連携を工夫する(教えて, 先輩 Q&A), 教えて先輩 Q&A, 質問募集!, (2123) 『学校図書館 いま求められている研修とは』(全国SLA指導主事研修委員会)作成, 新型コロナウイルス対策下の学校図書館の活動ガイドラインを一部修正, 第28回日本絵本賞最終候補絵本が決定, 「はだしのゲン」で考えたい 教材としての価値があるのか(回転書架) 017.06
- 学校図書館 869 全国学校図書館協議会 2023.03 96p 26cm 内容: 特集 今, 子どもの読書を考える, 学校図書館政策を考える(木内公一郎) (4) 学校図書館関係団体(教育時評 293), 図書館の取組み(杉原辰雄)(キラリ! 司書教諭 223), 絵本を通じて異文化理解-外部機関との連携: JICA(刑部雅世)(きらり! 学校司書 58), 第34回読書感想画中央コンクール, 〈実践研究〉読書指導と環境の改善(2)-教科書関連図書の活用(三宅治朗) 017.06
- 図書館教育ニュース(付録) 1619-1621 少年写真新聞社 2023.02-03 3冊 26cm 内容: (1619) 動画の配信方法と著作権, 既存 Web サイトの活用(予算0

でもできる！学校図書館の取り組み デジタル化の
きほん 最終回), (1621) 立体的で華やかな桜の装
飾 (すぐに作れる！学校図書館で役立つ素材集 11)
017.1

小学図書館ニュース (付録) 1287-1289 少年写真新聞
社 2023.02-03 3冊 26cm 内容: (1287) 改めて
意識したい「チーム学校」, 外部との連携, そして
ICT 活用 (外国にルーツのある児童への支援 最終
回) 017.2

らいぶらりあん 2022年度集録 56 山形県高等学校教
育研究会図書館部会司書専門部会 2023.02 40p
30cm 017.4

国立公文書館ニュース 33 国立公文書館 2023.03 7p
30cm 内容: 特集 意外と身近にある! あなたの
まちにも公文書館 018.09

ほんばこ 日本教育会館附設教育図書館通信 68 教育
図書館 2023.03 8p 30cm 内容: 学校図書館運動
史の中の日教組:「経験主義教育」「専任司書教諭」
「メディア・リテラシー」 018.37

日本農学図書館協議会誌 209 日本農学図書館協議会
2023.03 32p 30cm 内容: ザリガニからはじめる
環境科学教育 (赤石裕美恵 [ほか]), 進化する研究
支援機能-JDream III (前田亜寿香), 進化を続ける
米国国立農学図書館のオープンアクセス情報 (棚橋
佳子), 龍谷大学瀬田図書館におけるコロナ禍が学生
の図書館利用に及ぼした影響 (栗林清幸), 米大学
図書館におけるトレンドとその変遷 (長塚隆) (海外
レポート紹介 3), 『闘う図書館-アメリカのライブ
ラリアンシップ』(書評・新刊紹介) 018.61

江戸東京博物館 NEWS 117 東京都江戸東京博物館
2023.01 2p 30cm 内容: 図書室からお知らせ た
だいま準備中 069

博物館研究 58(3) 658 日本博物館協会 2023.03 58p
30cm 内容: 特集 「第70回全国博物館大会報告」
069

日本近代文学館 312 日本近代文学館 2023.03 16p
26cm 910

●出版・著作権

読書推進運動 664 読書推進運動協議会 2023.03 8p
26cm 019

コピライト 743 著作権情報センター 2023.03 40p
30cm 内容: メタバース空間における知的財産権問
題 (著作権を中心に) 021.2

JASRAC NOW 782 日本音楽著作権協会 2023.03
15p 30cm 021.23

JPIC NEWSLETTER 242 出版文化産業振興財団 (J
PIC) 2023.03 [2p] 30cm 023

アクセス 地方小出版情報誌 554 地方・小出版流通セ
ンター 2023.03 12p 26cm 023

書協 388-389 日本書籍出版協会 2023.02-03 2冊 26
cm 内容: (388) 図書館公衆送信補償金制度 文化
庁に補償金規程案を認可申請, (389) 書協・日図協
懇談会 023

子どもと科学よみもの 2023年1・2月号 528-529 科学
読物研究会 2023.01.03 2冊 26cm 023.09

こどもの本 605 日本児童図書出版協会 2023.04 56p
21cm 023.09

子どもの本棚 653-654 日本子どもの本研究会 2023.
03-04 2冊 21cm 内容: (654) 特集 ともだちつ
て〇〇だね-新しい出会いの中で 023.09

日本古書通信 1124 日本古書通信社 2023.03 47p
26cm 024.8

●郷土資料

台東区立中央図書館郷土・資料調査室報 13 台東区立
中央図書館 2023.03 3p 30cm 213.6

郷土研究岐阜 岐阜県郷土資料研究協議会会報 139 岐
阜県郷土資料研究協議会 2023.03 28p 26cm 215.3

郷土文化 77(2) (通巻239) 名古屋郷土文化会
2023.02 121p 21cm 215.5

●生涯学習・地方自治ほか

住民と自治 720 自治体研究社 2023.04 50p 26cm
内容: 特集: 会計年度任用職員制度-雇用破壊と分
断の渦中で 318

月刊社会教育 67(3)-(4) (通巻802-803) 旬報社
2023.03-04 2冊 21cm 内容: (802) 特集 社会教
育施設の可能性, (803) 特集 住民と職員のための
社会教育入門, 社会教育施設の現状と課題 (上野恵
三), 座談会 公共施設の再編と社会教育施設のあり
方を考える, 諫早の未来を拓く図書館を (中古賀葉
子), 由布の里自由大学の取り組み (渡部幹雄) 379



図書館関係 雑誌記事索引

010 電子図書館

足利市, 電子図書館の運用を開始 (NEWS) 図書館雑
誌 117(3) p122 2023.03

010.1 図書館の自由

サイバー攻撃と図書館システム 奥野吉宏 (こらむ図書
館の自由) 図書館雑誌 117(3) p123 2023.03

010.1 図書館論

「IFLA/UNESCO 公共図書館宣言2022」 新出 (窓) 図書館雑誌 117(3) p120 2023.03

010.2162 電子図書館

福知山市立図書館, 電子図書館の利用者が入館者数の約2倍に (NEWS) 図書館雑誌 117(3) p122 2023.03

010.2164 図書館活動

高砂市立図書館で「図書館祭2023」を開催 (NEWS) 図書館雑誌 117(3) p122 2023.03

010.23 図書館事情—ヨーロッパ

生存と勝利のために! ロシアの侵略に抵抗するウクライナの図書館界 オクサナ・ボイアリノヴァ 須永和之 [訳] (戦時下のウクライナの図書館) 現代の図書館 60(3) p126-139 2022.11

ロシア=ウクライナ戦争下におけるウクライナの図書館の被害について 雪嶋宏一 (戦時下のウクライナの図書館) 現代の図書館 60(3) p119-125 2022.11

010.233 図書館事情—イギリス

報告書「公共図書館とウクライナ避難民」 Libraries Connected 夏目雅之 [訳] (戦時下のウクライナの図書館) 現代の図書館 60(3) p140-145 2022.11

010.4 図書館

図書館人への言葉のとびら 宮内玲香 (図書館員の本棚) 図書館雑誌 117(3) p158 2023.03

010.6 日本図書館協会

公益社団法人日本図書館協会2022年度通算第3回 (定時第3回) 理事会議事録 日本図書館協会 図書館雑誌 117(3) p159-164 2023.03

公益社団法人日本図書館協会2022年度通算第3回 (定時第3回) 理事会配付資料 日本図書館協会 図書館雑誌 117(3) p165 2023.03

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について (NEWS) 図書館雑誌 117(3) p121 2023.03

「前進のためのよりどころ」「三つの機会の提供で、魅力ある日図協に!」 須藤紀子, 天野奈緒也 (声—各地の代議員から 1) 図書館雑誌 117(3) p152 2023.03

011 図書館行政

文部科学省における図書館・読書活動推進関連予算案について (NEWS) 図書館雑誌 117(3) p121 2023.03

012.9 図書館家具

神奈川県立図書館の空間づくり 新・本館における家具、書架の事例 森谷芳浩 (特集 図書館の空間をデザインする) 図書館雑誌 117(3) p138-139 2023.03

図書館家具・備品の重要性和整備ポイント 柳瀬寛夫 (特集 図書館の空間をデザインする) 図書館雑誌 117(3) p128-131 2023.03

図書館家具のデザイン 四つの事例 酒匂克之 (特集 図書館の空間をデザインする) 図書館雑誌 117(3) p132-135 2023.03

「百脚繚乱」の閲覧席 石川県立図書館の家具について 嘉門佳頭, 川上元美 (特集 図書館の空間をデザインする) 図書館雑誌 117(3) p140-143 2023.03
豊かな空間を作る家具設計 明治大学和泉図書館 折戸晶子 (特集 図書館の空間をデザインする) 図書館雑誌 117(3) p136-137 2023.03

013 図書館経営

別府市新図書館等複合施設の管理運営に関するサウンディング調査を実施 (NEWS) 図書館雑誌 117(3) p122 2023.03

013.1 図書館員

非正規雇用職員セミナー「図書館で働く女性非正規雇用職員」講演録 村上由美子 (図書館員の本棚) 図書館雑誌 117(3) p157 2023.03

015.97 障害者サービス

読書に障害のある人々の読書環境を改善し、インクルーシブ社会の実現を図る図書館から りんごプロジェクトの活動紹介 佐藤聖一 現代の図書館 60(3) p146-153 2022.11

016.11 国立国会図書館

国立国会図書館, カレントアウェアネス・ポータルの利用者アンケートを実施 (NEWS) 図書館雑誌 117(3) p121-122 2023.03

国立国会図書館, 「次世代デジタルライブラリー」への古典籍資料のテキストデータ投入を完了 (NEWS) 図書館雑誌 117(3) p121 2023.03

016.211 公共図書館—北海道

室蘭市図書館 (北海道) 畑田佑介 (新館紹介) 図書館雑誌 117(3) p127 2023.03

016.2131 公共図書館—茨城県

龍ヶ崎市立図書館北竜台分館 (茨城) 尾崎博美 (新館紹介) 図書館雑誌 117(3) p127 2023.03

016.2133 公共図書館—群馬県

I ターン住民を支える小さな村の図書館 群馬県・上野村図書館 武部裕子 (小規模図書館奮戦記 その

300) 図書館雑誌 117(3) p153 2023.03

016.2137 公共図書館—神奈川県

神奈川県立図書館の空間づくり 新・本館における家具、
書架の事例 森谷芳浩 (特集 図書館の空間をデザ
インする) 図書館雑誌 117(3) p138-139 2023.
03

016.2143 公共図書館—石川県

「百脚繚乱」の閲覧席 石川県立図書館の家具について
嘉門佳顕, 川上元美 (特集 図書館の空間をデザ
インする) 図書館雑誌 117(3) p140-143 2023.03

016.2163 公共図書館—大阪府

大阪市立中央図書館地下1階 Hon+α! (ほな!) スペー
ス 西尾真由子 (特集 図書館の空間をデザインす
る) 図書館雑誌 117(3) p144-145 2023.03

016.2164 公共図書館—兵庫県

養父市立図書館 (兵庫) 毛利真優 (新館紹介) 図書館
雑誌 117(3) p127 2023.03

016.2191 公共図書館—福岡県

北九州市立八幡図書館折尾分館 (福岡) 内徳誠治 (新
館紹介) 図書館雑誌 117(3) p127 2023.03

016.2194 公共図書館—熊本県

菊池市中央図書館の空間デザインの取り組み 安永秀樹
(特集 図書館の空間をデザインする) 図書館雑誌
117(3) p146-148 2023.03

017 学校図書館

学校図書館とマンガ 田子環 (図書館員の本棚) 図書
館雑誌 117(3) p156 2023.03

017.4 学校図書館—高等学校

「埼玉県の高校図書館司書が選んだイチオシ本2022」発表
(NEWS) 図書館雑誌 117(3) p121 2023.03

017.7136 大学図書館—東京都

早稲田大学国際文学館 (村上春樹ライブラリー) (東京)
高橋由里子 (新館紹介) 図書館雑誌 117(3)
p127 2023.03

019.5 読書

4月23日は「子ども読書の日」です! 文部科学省 (霞
が関だより 232) 図書館雑誌 117(3) p149
2023.03

028 紹介本

『ポリティカル・コレクトネスからどこへ』『モアイの白
目 目と心の気になる関係』『はけと利他』『子犬の
絵画史 たのしい日本美術』 齋藤なぎさ, 中川裕
子, 中島郁世, 吉澤瑠美 (図書館員のおすすめ本
75) 図書館雑誌 117(3) p154-155 2023.03

090 図書館資料

原敬文庫 開館100周年に自筆と思われるメモが発見され
る 岩手県立図書館 岩持河奈子 (ウチの図書館お
宝紹介! 229) 図書館雑誌 117(3) p150-151
2023.03

749.12 組版

「ベタ組み」は誰がつくったのか 露伴本に見る草創期の
組版の変遷 前田年昭 現代の図書館 60(3) p154
-167 2022.11

■本誌2023年2月号の訂正およびお詫び■

2月号「日図協図書館新着案内」について下記の
とおり訂正いたします。

p.107左段 14行目

(誤) 民図書館で考えたこと』(福田雄大)

(正) 民図書館で考えたこと』(福井雄大)

関係者各位にご迷惑をおかけしましたことをお詫
びし、訂正いたします。

編集手帳

今号の特集テーマは「県立図書館は今」です。森氏と小澤氏からは、先進的な取り組みをされている県立長野図書館がどのような展望や計画を持ち、具体的な事業計画にどう落とし込み、進められているのか、また図書館の計画を県の政策に位置付けることの重要性についてご寄稿いただきました。一つ一つの取り組みをどのように進められたのか、参考になる部分が多くあると感じました。小林氏には、鳥取県立図書館内に置かれている学校図書館支援センターについて、指導主事が配置され

ていることによる強みや学校図書館の運営を直接支援するさまざまな取り組みについてご報告いただきました。県単位だからこそその取り組み内容は、後段の木下氏も述べられていますが、個人的にも県立図書館にこのような学校図書館支援の仕組みがあると良いなと思いました。森谷氏には、再整備を進められている神奈川県立図書館が目指す新たな県立図書館の機能、参加者が学び意見交換する場「Lib 活」についてご寄稿いただきました。また、渡辺氏、木村氏には、新静岡県立中央図書館のコンセプトやサービスについて、従来の機能に加え新たに学び、交流ができる新しいタイプの図書館を目指していることをご報告いただきました。両県とも新たな機能として交流をキーワードにされており、個人の学びの場だけでない取り組みが模索

され始めていることがわかります。木下氏からは、埼玉県立高校の学校図書館の活用状況や司書の現状についてご報告いただくとともに、県立図書館に学校図書館支援センターを設置する意義をご提案いただきました。豊田氏には、日本との違いとして、アメリカの図書館制度の一つである州図書館局が州全体の図書館に対して行っているさまざまな支援を行い、それにより図書館全体のサービスの底上げがされていることについてご寄稿いただきました。制度も仕組みも日本とは違いますが、これからの県立図書館の役割を考える上で、参考になるのではないのでしょうか。今特集が、県立図書館の職員のみならず、市町村立図書館の職員にとっても参考になれば幸いです。

(米山 薫)

事務局カレンダー

*○印の日が事務局のお休みです。

■2023年 5 月

日	月	火	水	木	金	土
*	1	2	③	④	⑤	⑥
⑦	8	9	10	11	12	⑬
⑭	15	16	17	18	19	⑳
㉑	22	23	24	25	26	㉒
㉓	29	30	31	*	*	*

■2023年 6 月

日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	1	2	③
④	5	6	7	8	9	⑩
⑪	12	13	14	15	16	⑰
⑱	19	20	21	22	23	㉔
㉕	26	27	28	29	30	*

※ 5 月は図書館振興の月です。